

---

**資 料**

---

## スウェーデン法訳語集 (3・完)

萩原金美

## O の部

**obduktion** 検死。räattsmedicinsk obduktion (法医学的検死) は死因を確定することに関わり、死体解剖を含む。

**obefogat angivelse** 不当告訴罪 (刑法 15 章 6 条 2 項)。falsk angivelse もみよ。

**obefogat åtal** 不当訴追罪 (刑法 15 章 5 条 3 項)。本罪は検察官にも私的訴追者にも同様に適用される。falskt åtal もみよ。

**obehörig befattning av hemlig uppgift** 秘密情報の無権限取扱いの罪 (刑法 19 章 7 条)。過失による外国権力に対する秘密情報供与等の行為。供与等の行為自体は故意によるものであるにせよ、情報が外国権力に伝達されることについて故意がない場合。spioneri、vårdlöshet av hemlig uppgift 参照。

**obehörig vinst** 不当利得。個別的規定 (例えば「手形法 (1932:130)」74 条) は別として、不当利得に関する一般的規定はスウェーデン法に存しない。スウェーデンの学説は伝統的に不当利得に関する大陸法理論に批判的であった。

**obestånd** 支払不能。破産原因になる。insolvens もみよ。

**obilligt** 不当な、不公正な。漠然とした概念で、一般人の正義感覚に反するものなどをいう。例えば obilligt avtalsvillkor (不当な契約条項)。

**obiter dictum** (判決における) 傍論、附随的意見。ratio decidendi 参照。

**objektiv kumulation** 訴え・訴追の客観的併合。

**objektiv omöjlighet** (履行の) 客観的不能。omöjlighet もみよ。

**objektiv straffrihetsgrund** 客観的刑罰免責事由、犯罪成立要件阻却事由。刑法 24 章等<sup>3</sup>が定める (正当防衛その他)。objektiv ansvarsfrihetsgrund (客観的責任阻却事由) ともいう。straffrihetsgrund もみよ。rekvisit 参照。[objektiv ansvarsfrihetsgrund は、わが国の「責任阻却事由」と同義ではない。]

**objektivitetesprincipen** 客観性原則。① (訴訟法上の意味) 捜査指揮者および検察官は、必要な場合にはある程度まで被疑者の無実およびその利益となる事項について留意・配慮する義務があるという関係。訴訟手続法 23 章 4 条が規定する。② (公法上の意味) 公的機関はその活動において所定の実現すべき利益以外のものによって動かされてはならず、かつその決定は現行法令により顧慮することができる事情以外のものに基づいてはならないという原則。統治組織法 1 章 9 条がその根拠条文。illojal maktutövning 参照。[同条は「裁判所ならびに行政機関およびその他公行政の職務を行うものは、その活動において法の前の万人の平等に配慮し、かつ客観性および不偏性を遵守しなければならない。』と規定する。]

**objektivt ansvar** 客観的責任。strikt ansvar (厳格責任)\* または rent strikt ansvar (純粹厳格責任)\* と同じ意味で用いられる。

**objektivt fel** 客観的 (抽象的) 瑕疵。通常の規準から乖離する瑕疵。abstrakt fel に同じ。

**objektivt förfarande** (出版の自由に関する法律における) 客観手続。ansökningsmål もみよ。

**objektivt rekvisit** 客観的要件。rekvisit もみよ。

**objektivt överskott** (刑法における) 客観的加重、結果的加重。重い結果について故意はもちろん過失も必要でない<sup>4</sup>とされる。[日本の判例の立場と同趣旨と理解される。]

**obligatio** 債権、債務。

**obligatio civilis** 民事債権。

**obligatio naturalis** 自然債務 (権)。

**obligation** ①債務、②債券。

**obligationsförhållande** 債務関係。fordringsförhållande (債権関係) に同じ。

**obligationsrätt** 債権 (務) 法。一般に、契約当事者およびこれに類する者の間の法律関係に関する民事法規の総称。sakrätt 参照。

**obligatorisk** ①債権 (務) 的、債権 (務) 法的、②強行法的。

**obsolet** 法規の失効、退化。形式的には有効である法規が古くなって使用されず、もはや裁判所で適用されないことをいう。[英米法における obsolete 参照。]

**ocker** 暴利行為罪 (刑法 9 章 5 条)。このような行為はその相手方に対して無効である (「契約法 (1915 : 218)」 31 条)。

**ockerpantning** 債権回収に不正利用のための偽造文書等の收受罪 (刑法 9 章 10 条)。

**ockupation** 無主物先占。現在のスウェーデン法では動産についてのみ認められる。originärt fång 参照。

**ofall** 事故、不幸な出来事。やや古風な用語。

**offentlig auktion** 公的競売。

**offentlig försvarare** (刑事事件の) 公共弁護士。原則として advokat (弁護士)\* に限られる。また、被疑者段階から任命される。訴訟手続法 21 章に弁護士に関する規定がある。

**offentlig rätt** 公法。förvaltningsrätt 参照。

**offentlig stämning** 召喚状 (訴状) の公示送達。stämning 参照。

**offentlig tillställning** 公共の場所での興行、物品の販売、行進など。「秩序法 (1993 : 1617) 2 章一定義については同章 3 条) が定める。

**offentlighetsprincipen** 公開原則。公権力の行使は国民一般の監視と統制のもとに置かれるべきだとする原則。この原則は、裁判所における弁論の公開や「出版の自由に関する法律」における公文書公開の形成に決定的な意義を有している。

**offentligrättsliga avgifter** (地方自治体の) 公的手数料。地方自治体が私人から徴収することのできる手数料 (例えば hamnavgifter (港湾利用手数料)) の地方自治体法上の用語。「地方自治体法 (1991: 900)」8 章 3 条 b 等が定める。

**offentligt ackord** 公的和議。「企業更生に関する法律 (1996: 764)」による和議。同法 3 章が定める。債権者の多数の意思が反対の少数者も拘束するので、それは tvångsackord (強制和議)\* である。[かつては「和議法 (1970: 847)」が存在したが、この法律は「企業更生に関する法律」の施行とともに廃止された。同法附則 1.]

**offentligt biträde** 公的補佐人。特別の行政事件 (難民認定など) について無料で付せられる補佐人で、一般に弁護士 (補) が任命される。「公的補佐人に関する法律 (1996: 1620)」がある。rättegångsbiträde 参照。[biträde をわが国の「補佐人」と同様のものと誤解してはならない。スウェーデン法の補佐人は訴訟代理権こそ有しないが、その他の面では訴訟代理人と同様である (訴訟手続法 12 章 22 条)。法律扶助においては訴訟代理人でなく弁護士 (補) の補佐人が任命される。]

**offergrännsen** 履行限界 (説)。給付の履行が経済的にみてこの限界を超えるほど困難であるときは、債務者は不履行の際に損害賠償を支払い、または本来的給付を行うことを要しない。この用語はドイツの P. Heck (ヘック) の学説に由来するといわれるが、具体的法規定が存しない場合の議論は分かれている。force majeure 参照。

**officialförfarande** (officialprövning) 職権手続、職権審理 (査)。公的機関が職権により開始し、形成する手続。

**officialprincipen** 職権 (探知) 主義。訴訟法上の原則で、dispositionsprincipen (処分権主義)\* と対置される。[関連する用語法は不統一で、Per Olof Ekelöf (ペール・オーロフ・エーケレーヴ) は学説において officialprincipen の代わりに per olof undersökingsprincipen (審問主義) が用いられるのが一般的であるが、これは適切でないとする。その理由は、後者によると undersökingsprincipen と förhandlingsprincipen

(弁論主義)\*との中間に *materiell processledning* (実体的訴訟指揮)\*が置かれることになり、それが実体的訴訟指揮すなわち釈明に対する消極的な態度に導いてきたと彼が考えるところにある。]

**ofredande** 迷惑行為の罪 (刑法 4 章 7 条)。銃器の発射、投石、騒音等によって他人に迷惑をおよぼす行為 (*misshandel* (傷害罪)\*に至らない程度の小突いたり蹴ったりすることを含む)。喘息患者の顔にタバコの煙を吹きかける行為もその例に挙げられる。

**ofullkomnat äktenskap** 未完成の婚姻。かつての婚姻法では、婚約後に挙式が行われないうまま男女が同棲している場合には、婚姻類似の効果が発生しえたことをいう。

**ogillande** (av talan) (請求の) 棄却。avvisning ①参照。

**ogiltighet** 無効性。法律行為がその内容にしたがった効力を有しないことの総称。「契約法 (1915:218)」が定める。*angriplighet*, *nullitet*, *overksamhet* 参照。[スウェーデン法は用語上無効と取消しとを区別せず、無効の程度に強弱を認める。弱い無効がわが国などの「取消し」に相当する。山下丈「スウェーデンの契約法について」*広島法学* 8 卷 4 号 (1985) 61 頁参照。同論文は「契約法 (1915:218)」の全訳を含む。]

**ogulden** 未払の。*obetalad* (未払の) の古い表現。

**ohemul** 無権限の、正当でない、根拠のない。

**ohemul klagan** 判決または決定に対する悪意の上訴。罰金の制裁を伴う *rättegångsförseeelse* (訴訟手続に関する軽罪) の一つ (訴訟手続法 9 章 2 条)。*ohemul talan* 参照。

**ohemul talan** 悪意の訴え。罰金の制裁を伴う *rättegångsförseeelse* (訴訟手続に関する軽罪) の一つ (訴訟手続法 9 章 1 条)。この軽罪については、裁判所は起訴なしにそれが犯された当該訴訟手続において職権をもって取り上げ、処罰することができる。被告が悪意をもって訴えを基因した場合もこれに該当する。もともと、この軽罪の適用は極めてまれな場合にのみ行われるという。

**ohörsamhet mot ordningsmakten** 秩序権力に対する不服従の罪 (刑法 16

章 3 条)。刑法 16 章「brott mot allmän ordning (公共の秩序に対する罪)」\* の一つ。公共の秩序を攪乱する集会参加者が、秩序維持権者 (警察) の命令に従わないなどの行為。

**ojävig** 中立的 (な者)。除斥・忌避原因がないこと (者)。

**oklarhetsregeln** 不明確性原則、作成者不利の原則。約款中の不明確な文言は約款の作成者に不利に解すべきだとする原則。判例上比較的しばしば用いられる。この解釈原則は弱者保護を目的としている。

**oktroj** 許可 (特許)。koncession\* の同意語だが、現在では銀行業務に対する政府の許可についてのみ用いられる (『銀行および金融の業務に関する法律 (2004:297)』の導入に関する法律 (200:298) 5 条)。

**olaga diskriminering** 不法差別罪 (刑法 16 章 9 条)。公私の事業活動等において被用者の人種、国家 (民族) 的出自、信仰および性的傾向に基づく差別行為をする犯罪。なお、差別禁止については「差別禁止に関する法律 (2003:307)」その他一連の法規がある (同法 2 条参照)。

**olaga frihetsberövande** 不法自由剥奪罪 (刑法 4 章 2 条)。略取誘拐罪等 (同章 1 条、1 条 a) に該当しない逮捕・監禁等の自由を剥奪する行為。

**olaga hot** 不法脅迫罪 (刑法 4 章 5 条)。

**olaga intrång** 事務所等不法侵入罪 (刑法 4 章 6 条 2 項)。事務所や船舶に不法に侵入しまたは退去しない行為。

**olaga spridande av efterbildning** 模造通貨等頒布罪 (刑法 14 章 10 条)。

**olaga tvång** 不法強要罪 (刑法 4 章 4 条)。

**olaga våldsskildring** 不法な (性的) 暴力描写等の罪 (刑法 16 章 10 条 b)。猥褻の描写も含まれる。正当な理由が認められるときは処罰されない。また、Statens biografbyrå (国立映画局)\* の承認を得た映画等については例外規定がある (同条 b の 3、4 項)。

**oligopol** 寡占。

**olovlig avlyssning** 不法盗聴罪 (刑法 4 章 9 条 a)

**olovlig befattning med falaska pengar** 偽造通貨流通関与罪 (刑法 14 章 6 条 a)。

偽造通貨を入手、供与、保管または輸送するなどの行為。

**olovlig kraftavledning** 電力盗用罪 (刑法 8 章 10 条)。

**olovlig kårverksamhet** 不法軍隊的活動関与罪 (刑法 18 章 4 条)。

**olovlig kärnsprängning** 不法核実験実施罪 (刑法 22 章 6 条 c)。国連の「包括的核実験禁止条約」に違反して核実験を実施する行為。

**olovlig körning** 無免許運転罪。「交通犯罪の刑罰に関する法律 (1951: 649)」3 条が定める。

**olovlig stridsåtgärd** 不法争議行為。労働協約に違反する争議行為。

**olovlig underrättelseverksamhet** 外国のための情報活動罪 (刑法 19 章 10 条)。スウェーデン国内において外国権力を対象としてなされるスパイ行為。外国のために秘密裏にまたは詐欺的方法で他人の個人的情報入手する行為も含まれる。これは例えば政治的亡命者およびその親族の保護を目的とする。

**olovlig värvning** (外国のための) 不法徴兵罪 (刑法 19 章 12 条)。

**olovligt brukande** (動産・不動産の) 不法使用罪 (刑法 10 章 7 条)。自己の占有下にある他人の動産または不動産を不法に使用し、その所有者に損害または不利益を惹起するなどの行為。

**olovligt förfogande** 不法処分罪 (刑法 10 章 4 条)。自己の占有下にあるが、他人が所有権または担保権を有する物を処分する行為 (förskingring (横領罪)\* または undandräkt (横領軽罪)\* に該当しない場合)。例えば、売主が二重売買をし、第二買主に目的物を引き渡した場合 (第一買主との関係において) や所有権留保付割賦払売買契約の買主による代金完済前の売買物件の売却。

**olovligt ingående av äktenskap** 不法婚姻罪 (刑法 7 章 1 条 2 項)。同棲婚の登録をしている者が婚姻をすること。

**olovligt partnerskap** 重複同棲婚登録罪 (刑法 7 章 1 条 a)。婚姻しているかもしくは同性婚登録をしている者が他の者を相手方とする同棲婚の登録をさせること、または他の者が婚姻しているかもしくは同棲婚登録をしている者を相手方とする同棲婚の登録をさせること。

**ombudsman** 代理人、受任者。syssloman\* に同じ。〔国会オンブズマン等と混同しないこと。国会オンブズマンも原義は、国会の代理人ということである。訴訟代理人は rättegångsombud\*。〕

**ombudsmannen mot etnisk diskriminering (DO)** 民族的差別等防止オンブズマン。「民族的所属、宗教またはその他の信条に基づく労働生活における差別に対する措置に関する法律（1999：130）」を遵守させることなどを職務とする政府任命のオンブズマン。

**omedelbar besittning** 直接占有。

**omedelbar skada** 直接的損害。加害行為時（犯行時）に生ずる損害。

följdskada 参照。

**omedelbara tillbehör** 直接従物。建物、導管、塀その他不動産の継続的利用に供する一般的性質の従物。byggnadstillbehör, fast egendom 等参照。

**omedelbarhetsprincipen** 直接主義。スウェーデン訴訟法の主要原則の一つで、huvudförhandling（本口頭弁論）\* に上程された資料のみが判決の基礎に置かれるべきだとするもの。なお、証人が本口頭弁論で尋問されず、その証言を録取した書面が本口頭弁論で朗読され、これに基づき判決がなされるときは、直接主義の要請は満たすが bevisomedelbarhetens princip（証拠直接性の原則）\* には合致しないことになる。

**omedelbart relevant omständighet（または faktum）** 直接に関連する事実、法律（要件）事実。bevisfaktum, rättsfaktum 参照。

**omedveten culpa** 認識なき過失。通常 of 過失のこと。culpa 参照。

**omissivdelikt** 不作為犯。kommissivdelikt 参照。

**omleverans** 再給付（物）。gillt gods 参照。

**omröstningstema** 票（評）決の主題。判決（または決定）における票（評）決が行われるべき問題。訴訟手続法 16 章 2 条（民事）、29 章 2 条（刑事）が定める。例えば民事については法律事実ごとになされなければならない。

**omslagsrevers** 不動産担保債務証書。不動産を担保とする金銭貸借の際

に一般に用いられる債務証書で、人的な債務関係を規整する。pantbrev 参照。

**omsättningsväxel** [renewed bill] 書替(換)手形。

**omvänd bevisbörda** 証明責任の転換。omkastad bevisbörda ともいう。

**omyndig** 行為無力者、未成年者。18歳未満の者。underårig 参照。

**omöjlighet** (履行の) 不能。objektiv omöjlighet (客観的不能)\*、subjektiv omöjlighet (主観的不能)\*、faktisk omöjlighet (事実的不能)、laglig omöjlighet (法律的不能) などがある。

**ond tro** 悪意。god tro (善意)\* でないことで、通常の注意をもって知りうべかりし場合を含む。

**oneröst avtal** (oneous contract) 双務・有償契約。反対は benefiskt avtal (無償契約)\*。synallagmatisk 参照。

**onus** 負担、義務、租税、手数料。onus probandi は証明義務(責任)。

**opinio necessitatis** 人が法的に拘束されると考える関係。

**opinionsfriheter** 意見の自由。政治的民主制にとってとくに基本的重要性を有する自由および諸権利で、表現、情報、集会、示威行動、結社および宗教の諸自由を含む(統治組織法2章1条)。意見の自由には積極的面と消極的面(意見を表明しない自由)とがある。同条は前者を規定しているが、後者については同章2, 3条が定める。

**opinionsuttalande** (新聞評議会の) 意見表明。Pressens opinionsnämnd (PON) による新聞倫理違反の確証の表明。Pressens opinionsnämnd (PON) 参照。

**opportunitetsprincipen** 訴追(起訴)便宜主義。[スウェーデン法でも検察官に訴追裁量を認める場合が増えているので、有力な訴訟法学説は訴追便宜主義と legalitetsprincipen (訴追法定主義) とを対立させる用語法の是非を問題にする。]

**oprioriterad fordran** 破産手続における優先弁済権のない債権。

**option** (optionsrätt) 選択権。例えば土地賃借人が、賃借期間の満了の際に契約の終了または期間の延長を選択できる権利。選択権者は optant。

**ordercheck** 指図式小切手。受取人を記載した支払委託（指図）文句のある、またはない小切手。

**orderskuldebrev** 指図式債務証券。指図式の löpande skuldebrev（流通的債務証券、約束手形）。sukuldebrev 参照。

**ordinarie bolagsstämma** 通常（定時）株主総会。bolagsstämma 参照。

**ordinär delgivning** 通常を送達。裁判所または公的機関における訴訟または案件について最も一般的に用いられる送達方法。送達については「送達法（1970：428）」がある。

**ordinär intervention** 通常訴訟参加、補助参加。この参加の主要目的は、判決の bevisverkan（証明効）に対して第三者＝参加人を保護することだといわれる。訴訟手続法 14 章 9 条が定める。

**ordinär konkurs** 通常破産。tillgångskonkurs もみよ。

**ordinär process** 通常訴訟。訴訟手続法の一般規定に全面的にしたがう訴訟。反対は extraordinär process (specialprocess)（特別訴訟）\*。

**ordinär processgemenskap** 通常共同訴訟。

**ordinära rättsmedel** 通常上訴。

**ordmärke** 文字商標。通常その商品のためにとくに考案された名称を表現する文字をもって構成される商標。

**ordningsbot** 秩序罰金。軽微な犯罪について警察官によって科される金銭の制裁。違反者が同意すれば終局的に確定する。訴訟手続法 48 章 13 条以下が定める。

**ordre public** 公序。国際私法における用語。

**oredlighet mot borgenärer** 債権者に対する背信の罪（刑法 11 章 1、2 条）。債務者が支払不能またはそれが迫る危険な状態にある場合重要な財産を処分するなどしたり、または破産等の際に財産を隠匿などしたりする行為。同章 2 条はその重罪に関する。

**oredlighetsbrott** 詐欺的犯罪。詐欺、恐喝、暴利行為、贓物罪等の財産犯罪の総称。その特徴は窃盗やこれに類する占有侵奪以外の方法による他人の財産の侵害にある。なお、この犯罪に trolöshetsbrott（背信的

犯罪)\*、brott mot borgenärer (債務者の債権者等に対する罪)\* は属しない。

**oredligt förfarande** 詐欺軽罪 (刑法 9 章 2 条)。直訳すれば「詐欺的行為の罪」の意。無銭飲食、輸送機関や映画館等への無賃乗車・入場などもこれに該当する。もっとも金額が大きいような場合には詐欺罪になる。

**oren accept** 不真正の承諾、変更を加えた承諾。原則として申込みの拒絶と新たな申込みの結合として扱われる。[「契約法 (1915:218)」は「遅れた承諾」と「不真正な承諾」とを区別して規定しているが (前者は 4 条、後者は 6 条)、前者を後者に含める説明をしている辞書もある。]

**organisationsklausul** クローズド・ショップ条項。労働協約における新規に雇用される者は労働組合に所属しなければならない旨の条項。negativ föreningsrätt 参照。

**organisationsnummer** 組織番号。登記されている全ての法人 (地方自治体等も含む) に付される番号の形態による同一性の表示。

**originärt fång** (所有権の) 原始取得。

**origtiga förutsättningar** (契約における) 不当な前提。forutsättningläran (前提理論)\* の要件の一つ。この理論は最高裁判例が、「契約法 (1915:218)」における契約解釈および無効原因に関する規定を補完する不文の法原則として創出したもので、一定の要件のもとに明示されていない契約の前提が契約の無効を惹起しうることを認める。

**orsakssammanhang** 因果関係。kausalitet\* に同じ。

**osann försäkran** 書面による虚偽の真実保証の罪 (刑法 15 章 10 条)。宣誓義務のある者が宣誓の上で書面により虚偽の供述をし、または真実を黙秘し、証拠関係に危険をもたらす行為。重大な過失による場合は、vårdlös försäkran (書面による虚偽の真実保証の重過失罪)\* となる (同条 2 項)。

**osann partsutsaga** 当事者尋問における虚偽供述の罪 (刑法 15 章 2 条)。訴訟手続において真実保証の上で当事者が虚偽の供述をし、または真

実を黙秘する行為。

**osann utsaga inför nordisk domstol** 北欧諸国の裁判所における虚偽供述の罪（刑法 15 章 4 条 a）。デンマーク、フィンランド、アイスランドまたはノルウェーの裁判所において、刑事制裁のもとに故意に虚偽の供述をし、または真実を黙秘する行為。ovarsam utsaga inför nordisk domstol 参照。

**osann utsaga inför en internationell domstol** 国際裁判所における虚偽供述の罪（刑法 15 章 4 条 b）。EU 司法裁判所、EU 第一審裁判所等において証人または鑑定人として故意に虚偽の供述をし、または真実を黙秘する行為。ovarsam utsaga inför en internationell domstol 参照。

**osant intygande** 虚偽の証明文書作成の罪（刑法 15 章 11 条 1 項）。証明書その他の証明のための文書において氏名を偽るなどし、または法律行為を仮装する文書を作成し、証拠関係に危険をもたらす行為。brukande av osann urkund 参照。

**osjälvständig besittning** 非独立的占有。占有補助者（家事使用人など）の占有。

**osjälvständig stiftelse** 非独立的財団。財団の財産の管理が、その目的のためにのみ同時に創出される機関ではなく、すでに存在して活動する通例同様の目的を有する財団の機関に委ねられるものをいう。

**oskälliga avtalsvillkor** 不当な契約条項。「契約法（1915：218）」36 条によれば、このような契約条項は全部または一部が裁判所によって排除または修正される。

**otillbörligt verkande vid röstning** 投票妨害等の罪（刑法 17 章 8 条 1、2 項）。投票の妨害や投票結果の歪曲を試みたりするなどの行為。2 項はその重罪。

**otilllåten utlämning av teknisk upptagning** 技術的録画等の不当供与の罪（刑法 16 章 10 条 c）。営利の目的で故意または重過失により、15 歳未満の者に対して人間または動物に対する暴力またはその脅威を現実的に描写したフィルム、ビデオ等を供与する行為。

**otilllåtet förfarande med pornografisk bild** ポルノ画像の不当展示等の罪 (刑法 16 章 11 条)。事前の注文がないのにそれを郵送する行為なども含まれる。förledande av ungdom 参照。

**otjänligt försök** 不能犯。

**otukt** 反道徳犯罪。かつてスウェーデン法において若干の性道徳犯罪 (近親相姦や子供との性交) について用いられた名称。

**ovarsam utsaga** 過失による虚偽供述の罪 (刑法 15 章 3 条)。宣誓または真実保証のもとに重大な過失により虚偽の供述をし、または真実を黙秘する行為。

**ovarsam utsaga inför en internationell domstol** 国際裁判所における過失による虚偽供述の罪 (刑法 15 章 4 条 b)。重大な過失がある場合に成立する。

**ovarsam utsaga inför nordisk domstol** 北欧諸国の裁判所における過失による虚偽供述の罪 (刑法 15 章 4 条 a)。重大な過失がある場合に成立する。

**overksamhet** (後発的) 無効。一般に後発的無効について用いられる。これに対して *ogiltighet\** は原始的無効を意味する。

**oäkta underlåtenhetsbrott** 不真正不作為犯。

## P の部

**packnota** 商品配達受領書。följedel, packsedel ともいう。

**pacta non sunt semper servanda** 契約は必ずしも常に守られる必要なし。

例えば、何人も不可能事の履行を義務付けられないのである。

*impossibilia nulla est obligatio* 参照。

**pacta sunt servanda** 契約は守られるべし。契約法における基本的法原則。

*pactum* 参照。

**pactum** (複数 *pacta*) 契約。特殊な意義として *äktenskapsförord* (夫婦財産契約)\* を意味する。

**pactum de contrahendo** 予約。

- pactum reservati dominii** 所有権留保の割賦払売買契約。
- pactum turpe** 良俗に反する契約。例えば賭博に関連して生じた契約。
- pant** 質物・抵当物件。
- pantauktion** 質権・抵当権に基づく公的競売。
- pantbank** 質銀行、質屋。消費者に対して動産を質物として融資をする金融機関。その営業を行うには länsstyrelse（県中央行政庁）\* の許可を要する。「質銀行法（1995：1000）」がある。
- pantbrev** 抵当証券。金融機関では最近、抵当証券に代えて pantbrevregister（抵当証券登録）による datapantbrev（電磁的抵当証券）の利用が一般的になっている。「抵当証券登録に関する法律（1994：448）」がある。
- inteckning** 参照。
- panthavare** 質権者・抵当権者。
- pantindodossament** 担保裏書。為替手形を担保として裏書譲渡すること。「担保のために」またはこれに相当する文言を記する。
- panträtt** 質権・抵当権。
- pantsedel** 質札。pantbank 参照。
- pantsättning** 質権・抵当権の設定。
- par conditio** 同等の条件。例えば破産における債権者についていわれる。
- paragraf 7-intyg** 7条証明（診断）書。「法精神医学的調査に関する法律（1991：1137）」7条による医師の証明（診断）書。「小精神鑑定」といわれる。〔この法律については坂田仁「『スウェーデン法精神医学的保護に関する法律』及び『法精神医学的調査に関する法律』（仮訳）」『法学研究』76巻9号（2003）81頁以下に全訳がある〕。
- parentel** 親等。
- parentelprincipen** 親等原則。被相続人に親等の近い者がその遠い者よりも近親とみられ、相続人として優先するという原則。スウェーデン法はこれを採用する。
- paria vota** 賛否同数の票決。
- parkeringsbot** 違法駐車罰金。現在は存在しない。違法駐車は非犯罪化さ

れ、この罰金の制度は felparkeringsavgift (違法駐車手数料) によって代替されている。

**part** (訴訟手続等の) 当事者。訴訟手続では検察官、被害者、原告、被告、被疑者・被告人のこと。

**partiariskt avtal** 歩合 (給) 契約。労働または給付の対価が利益に対する割合として定められる契約。例えば代理手数料契約。

**partiellt drösmål** 部分的履行遅滞。drösmål もみよ。

**partiell nyttjanderätt** 部分的用益権。例えば森林伐採権。

**partiell stridsåtgärd** 部分的争議行為。stridsåtgärd もみよ。

**partnerskap** 同性婚。共同の家庭生活を営む同一の性の二人が登録の手続を経ることによって成立する。若干の例外はあるが、原則として婚姻と同様の法律効果を生ずる。その解消についても離婚の場合と同様である。いわゆる「同棲婚者法 (2003:376)」が定める。registerad partnerskap, sambolagen 参照。

**partrederi** 船舶共有(者)。「海法 (1994:1009)」5章が定める。〔日本商法 693条以下参照。〕

**partsbehörighet** 当事者能力。

**partsförhör** 当事者尋問。sanningsförsäkran (真実保証)\*のもとになされるもの (民事事件のみ) と、それなしになされるものがある。当事者尋問に関する規定は訴訟手続法 37章に規定されているが、民事・刑事両訴訟の当事者尋問に関する。〔わが国の「被告人質問」を含む。〕

**partshabilitet** 当事者能力。partsbehörighet に同じ。

**partshänvisnig** (準拠法の) 当事者による指定。契約条項における当事者による準拠法の指定の国際私法上の呼称。

**part(s) succession** 当事者の承継。民事訴訟では訴訟対象の譲渡の場合に生ずる。刑事訴訟では被害者が検察官の訴追を引き継ぐことがある。

**passage inoffensiv** (oskadlig genomfart) 無害通航 (の原則)。外国船舶が沿岸国の領海内を航行できる権利ないし航行を認めるべき沿岸国の義務をいう。国際法の慣習規則で、1958年のジュネーヴ条約 (14条 1

項)で確認されている。

**passiv legitimation** 受動的資格。legitimation もみよ。

**passivtetsverkan** 受動効果。権利者が合理的な期間内に権利保全の措置をとるのを怠ったことによる効果。

**passivt andelsförhållande** 受動的分担関係。複数の債務者が一つの債務について自己の負担部分についてのみ責任を負うという関係。delat ansvar (個別責任)\*のこと。

**passivt soldariskt fordringsförhållande** 受動的連帯債権関係。solidariskt ansvar もみよ。

**patentbesvärsmålet** 特許上訴裁判所。patent-och registeringsverket (特許および登記・登録庁)\*等の決定に対する上訴を取り扱う行政裁判所。その裁判に対しては行政最高裁判所に上訴ができる。「特許上訴裁判所に関する法律(1977:729)」がある。

**patentmyndigheten** 特許機関。patent-och registeringsverket (特許および登記・登録庁)\*のこと。

**patentmål** 特許訴訟。「特許法(1967:837)」65条所定の訴訟(特許侵害等に関する)で、ストックホルム地方裁判所が第一審の専属管轄を有する。その上訴審は高等裁判所。特許訴訟には技術的専門家が構成員として関与する。[技術的専門家の構成員を patenträttsråd (特許上訴裁判所判事)\*と混同しないこと。]

**patent-och registeringsverket (PRV)** 特許および登記・登録庁。特許その他の知的財産権のみならず、株式会社等の登記・登録案件に関する中央行政庁。

**patentombud** 特許申請代理人、弁理士。

**patenträttsrådet** 特許上訴裁判所判事。patentbesvärsmålet (特許上訴裁判所)\*における技術的専門家または法律家の構成員。

**pater est quem nuptiae demonstrant** 父は婚姻が指示する者である。父の推定に関する表現。親子法はこの pater est 規定を採用する。この推定は出生時に父が死亡しており母が寡婦であるときも働くが、現在で

は婚姻が離婚によって解消したときには働かない。

**patientskadersättning** 患者損害補償。「患者損害補償法 (1996 : 799)」がある。

**patologoskt rus** (komplicerat rus) 病的酩酊、異常酩酊。アルコールに対する異常な病的反応。犯行について病的酩酊が確証されたときは刑事免責事由となる。もっとも病的酩酊のケースは極度にまれである。

**patria potestas** 家長権、両親例えば父が子に対して有する権限。

**patronatsrätt** 檀那権。教区内における不動産所有者が有した教区牧師を選任する権利。現在では廃止されている。

**patronus** 弁護人、弁護士。

**pecunia** 金銭、金額。

**pekuniär ersättning** 金銭賠償。

**pendente lite** 訴訟の係属中に。lite pendente もみよ。

**penningsböter** 金額罰金。判決で確定金額が定められる罰金。交通違反犯罪については金額罰金が一般的である。dagböter, normerade boter 参照。

**penningsförfalskning** 通貨偽造罪 (刑法 14 章 6 条)。

**penninglån** 金銭貸借。金銭消費貸借の通常表現。försträckning 参照。

**penologi** 刑罰学。様々な刑罰形態 (とくに自由刑) の執行およびその被処罰者に対する影響に関する学問分野。

**per capsam** 持回り決議 (定)。合議体の構成員が集合することなく、電話や手紙などによって行う決議 (定)。

**perdurera** 継続犯。

**peremptorisk invändning** 権利消滅の抗弁。dilatatorisk invändning 参照。

**perfektionspunkt** 既遂点。fullbordanspunkt もみよ。

**periculum rei** 物の危険 (危険負担)。

**periodisk tidskrift** 定期刊行物。新聞、雑誌その他刊行計画によれば一定の表題をもって年間最低 4 回の発行が企図される刊行物をいう (出版の自由に関する法律 1 章 7 条)。必ずしも実際にそのとおり発行される

ことを要しない。

**perklusionsrätt** (債権者の) 自力救済的占有取得権。若干の場合に債権者が留置権を行使するため自力救済的に債務者の占有を取得できる権利 (一部の学説の命名)。かつては地代等について賃貸人にこの権利を認める規定があったが、現行の土地法では廃止された。

**permittering** 一時帰休。「雇用保護法 (1982:80)」によれば、原則としてこの期間中も賃金が支払われる (21 条)。〔英訳は lay-off などとなっているが、一時解雇ではなく、わが国の「帰休制度 (一時帰休)」に類する。〕

**permutation** (permutationsrätt) (文書の規定内容の) 変更。贈与証書、遺言等の規定内容が事情の変化により遵守することができないとき、明白に作成者の意図に反するものになったときなどにそれを変更する政府または公的機関の行為。「(文書の規定内容の) 変更法 (1972:205)」がある。財団の寄付行為の変更については「財団法 (1994:1220)」6 章による。

**perpetua causa** 永続的な原因。地役権の成立要件である、要益地にとっての承役地の便益の継続的重要性のこと。servitut 参照。

**perpetuatio jurisdictionis** 管轄の恒定。

**perpetuatio obligationis** 義務の永続。履行遅滞に陥った債務者は給付が事故によって不可能になった場合、給付の履行が適時になされたとしても債権者にその危険が生じたであろうことを証明できない限り、その危険を負担するという原則のこと。

**person** 人。自然人と法人を含む。

**personakt** 個人記録。socialtjänst (社会福祉サービス) の分野で用いられる個人およびその親族に関する記録 (「社会福祉サービス法 (2001:453)」7 章 5 条)。その内容は「秘密保護法 (1980:100)」による保護の対象である (同法 7 章 4 条)。

**personalexekution** 人的執行。財産のみでなく、人自身に対する強制執行。

**personalitetsprincipen** (刑法の) 属人(法) 主義。積極的属人(法) 主義 (刑法 2 章 2 条) と消極的属人(法) 主義 (同章 3 条) とがある。後者は外国人の外国におけるスウェーデン (市民等を含む) の利益に反する犯罪についても刑罰法規を適用することで、skyddsprincipen (保護主義) ともいう。

**personalkredit** 人的信用。債務者の支払能力の信頼のみに与えられる信用。reakredit 参照。

**personalservitut** 人役権。土地 (の所有者) の便益のための地役権 (real servitut) と異なり、人の便益のための (地) 役権。スウェーデン法には存在しない。

**personalstatutet** (国際私法の) 属人法。personrättsliga förhållanden (人に関する法律関係) はこれによって判断される。

**personell borgen** 人的 (出頭) 保証。ある人が訴訟手続に出頭すること、国外に出ないことなどについて保証人が責任を負う、現在では稀な保証の形態。reell borgen 参照。

**personella tvångsmedel** 人的強制手段。人に対する強制手段、例えば勾留、身体検査。

**personlig culpa** (oaktsamhet) (刑法の) 人的過失。行為者が行為に対する故意を有しないが、法の許容しない行為を行うことになるか、またはそう疑う少なくとも合理的な理由を有することによって特徴付けられる。この場合に行為者は、無知または錯誤から違法な行為を作為または不作為によって「過失的に惹起」したがゆえに非難される。culpa, gärningsculpa 参照。[Juridikens termer の 9 版 (2002) から新登場。もっとも問題自体は、すでにかなり以前から判例・学説において取り上げられていた。]

**personlig fordran** 人的債権、優先権のない一般債権。[「人的債権」という訳語は形容矛盾の嫌いがある直訳だが、一応このまま掲げる。]

**personrätt** 人に関する法。自然人および法人 (自然人のみの意味で使われることが多い) に関する基本的民事法規定の総称。

**pertinens** 従物。tillbehör\* に同じ。

**petitorisk talan** 占有回収の訴え。possessorisk process もみよ。

**petium** 訴えの申立て。yrkande\* に同じ。

**pignus** 質、質権、質物。

**pignus debiti** 自己の債務の上の質権。〔我妻栄『新訂担保物権法』（1968、岩波書店）187 頁参照。〕

**pignus irregulare** 変則質権。消費物を対象とする質権。債権者は債務が支払われたとき、その物を返還することを要せず、同種同量の物を返還すれば足りる。これは質権でなくて、債権者は交付物に対する所有権を有する。

**pilotmål** 見本訴訟、試験訴訟。その結果が証拠関係および法律問題とも基本的に類似する紛争の解決に意義を有する訴訟。

**plan-och bygglag** [the Planning and Buidding Act] 「計画および建築法（1987：10）」。宅地、用水の利用計画および建築に関する総合的法律。同法の目的は、私人の自由を顧慮しつつ、現世代および次世代の人々にとって平等で良好な社会的な生活関係と良好で長期的に保持可能な生活環境を有する社会の発展を凶ることにある（1 条）。例えば bygglov（建築許可）\* については 8 章が定める。

**platscheck** 振出地支払小切手。振出地以外で支払う小切手は distanscheck（遠隔地支払小切手）という。

**platsköp** 現地送付売買。他の ort（場所）（通常は同一地方自治体内をいう）への目的物の送付が問題とならない売買。distansköp 参照。

**plenum** 全体合議。裁判機関または合議制の行政機関における全構成員が関与する集会。

**plenimål** 全体合議訴訟事件。

**pluralitet**（票（評）決における）多数。majoritet, röstövertikt に同じ。

**plädera** (för)（訴訟手続において）弁論（護）すること。

**plädering** 最終弁論。民・刑事両訴訟に存在する。とくに刑事訴訟においては通例参審員が関与するので、法律問題、訴訟原則および証拠評

価について最終弁論の必要性が大きいとされる。訴訟手続法 43 章 9 条、46 章 10 条が定める。

**poena** 刑罰、罰金、損害賠償金。

**poenalstipulation** 違約金。avtalsvite\* に同じ。

**polis** 保険証券。

**polissyrelse** 県警察本部理事会。polisdistrikt (警察区) (一つの県がこれを構成する) に polismyndighet (警察機関) が存在する。この理事会は警察機関の長である polischef (警察長、官職名は länspolismästare (県警察長)) と政府が任命する者 (国会議員など) によって構成され、警察機関の指揮監督を行う。[わが国の都道府県公安委員会に相当しよう。]

**politi** (広義の) 警察。公共の秩序および安全の維持に関する広範な行政活動を包含する行政法の古い用語 (交通、消防および保健・衛生制度も含む)。

**politisk flykting** 政治的難民 (亡命者)。法文は flykting を用いる (「外国人法 (1989 : 529)」 3 章 2 条)。

**positiv fastställsetalan** 積極的確認の訴え。

**positiv rätt** 現行法。

**positivt kontraktintresse** 積極的契約利益。kontraktintresse もみよ。

**positivt sevitut** 積極的地役権。要役地所有者の権利のこと。negativ sevitut 参照。

**possessio civilis** 法的占有、市民的占有。

**possessio naturalis** 自然的占有、握有。

**possessorisk process** 占有回収訴訟。目的物に対する実体法上の権利とは無関係である。petitorisk talan\* に同じ。

**postförskott** 料金着払の (郵便物等)。送付される商品を購入する場合における通常の支払方法。

**postposition** (抵当権価額登記) の優先弁済権順位の引下げ。nedsättning av in-teckning\* に同じ。

**postväxel** 送金手形。銀行自身が振出人として支払義務を表明した自己宛手形。取引の支払手段として利用するために銀行で購入でき、国内取引では重要性を有する。

**praesum(p)tio et de jure** 法の・および法に関する推定。この推定は反証を許さないことによって特徴付けられる。〔拙著『訴訟における主張・証明の法理』147 頁参照。〕

**praesum(p)tio facti** 事実上の推定。

**praesum(p)tio juris** 法上の推定。反証を許す推定。一般にこの推定のみが真の意味の *presumption* (推定)\* とされる。〔拙著『訴訟における主張・証明の法理』148 頁参照。〕

**praxis** 裁判例、法適用の実務、実務慣例。往々 *rättspraxis*\* の同意語として用いられる。

**precarium** 容仮占有、使用貸借。貸主の請求に基づき、直ちに目的物を返還することを要する。*saklån* 参照。

**preceptiv (preceptorisk)** 強行的 (法規)。

**preferensaktie** 優先株。

**prejudicerande** 先決的 (問題) であること。ある問題に対する回答が、他の問題への答えに依存するとき、後者は *prejudicialfråga* (先決的問題) といわれる。例えば未成年かどうかの問題は、契約の有効性との関係で先決的問題である。

**prejudicering** (手形上の) 遡及権の消滅。手形所持人が手形の呈示または拒絶証書作成を過怠したことによる遡及権の消滅。遡及権については「手形法 (1932:130)」7 章が規定する。*protest* 参照。

**prejudikat** 先例、判例。とくに最高裁判所および行政最高裁判所の判決をいう。法的な先例拘束性は存在しないが、先例は多かれ少なかれ事実上の拘束力を有する。

**prejudikatdispens** 先例形成を理由とする上訴審理許可。事件が上訴審によって審理されることが法適用の指導上重要であることに基づき与えられる *prövningstillstånd* (上訴審理許可)\* のこと。

**prejudikatfråga** 先例問題。法適用の指導上、最上級審の審理が重要な問題。これについては当事者の同意等一定の要件のもとに地方裁判所から最高裁判所への回付が認められている（訴訟手続法 56 章 13 条）。〔拙訳「訳注スウェーデン訴訟手続法（2・完）」127 頁、同条の\*\*参照。〕

**prekluderad preklusion** 除権、失権した。

**preklusion** ①除権、②失権。①公示催告による債権等の失効。②訴訟行為例えば新たな主張・立証をすることができなくなること。

**premie** 保険料。

**prenumerationsköp** 代金前払売買。kreditköp 参照。

**presentationspapper** 呈示証券。例えば、流通的債務証券（約束手形）、為替手形、小切手。

**preskription** 消滅時効。債権の消滅時効については fordringspreskription、犯罪（の訴追）の消滅時効については åtalspreskription、刑事制裁の消滅時効については påföljdspreskription, straffpreskription をみよ。時効期間は preskriptionstid。

**Pressens opinionsnämnd (POn)** 報道倫理評議会。スウェーデン新聞発行者協会その他報道関係諸団体が選任した構成員から成り、令名ある法律家を長とする一種の名誉裁判所。Allmänhetens pressombudsman（プレスオンブズマン）\* や私人の申立てに基づき新聞等の報道倫理違反の有無を審査する。

**prestation** 給付。

**presumerad fara** （刑法の）推定された危険。行為類型の原則的危険性が特定の事例において危険が存在しないとしても刑事責任を免れさせないほど大きい関係をいう。例えば通貨偽造罪。abstrakt fara, faredelikt, konkret fara 参照。

**presumerad samtycke** （刑法の）推定的承諾。

**presumption** 推定。例えば、婚姻中に出生した子は法律により夫の子と推定され、この推定を覆滅するためには強度の反証が要求される。

**presumptionsansvar** （過失による）推定責任。損害賠償法における証明

責任の転換に基づく過失責任。

**pretendenttvist** 僭称権利者紛争。債権等の優先権（誰が対抗しうる権利者か）に関する紛争。

**pretium commune** 交換価額。ある物の取引上の価額。

**prickning** ピケッティング（の一種）。ピケッティングは稀で、その許容される限界も不明確だといわれる（平和的ピケッティングが認められることはもちろんであるが）。

**prima växel** 手形の原本。växelduplett 参照。

**primogeniturprincipen** 長子相続性原則。最初に生まれた子が相続をするという原則。スウェーデンの王位はこの原則を採用している。

**primär förhandlingsskyldighet** （使用者の）第一次的交渉義務。使用者はその活動または労働・雇用関係に関する重要な決定を行う前に、自己の発議でその労働者の属する労働組合と交渉を行うべき義務。「労働生活における共同決定に関する法律（1976：580）」11条が定める。

**primärkommun** 第一次地方自治体。「地方自治体法（1991：900）」はたんに kommun\* という。kommun, sekundär kommun 参照。〔わが国の市にはほぼ相当する。なお、一般の辞書は borgmästare を mayor と英訳しているが、これはミスリーディングである。borgmästare はかつての rådhusrätt（都市地区裁判所）\* の所長判事のことである。そもそもスウェーデンには伝統的に市長職は存在しない。〕

**primärt ansvar** 主債務、第一次的責任。

**principalansvar** 使用者責任。広義では第三者に対する他人のための損害賠償義務について負うことを意味するが、通例労働者の過失に関する使用者の責任を意味する。この意味では arbetetsgivaransvar\* に同じ。

**prior temporare** (prior（または (potior) jure) 先に成立した権利が優先する。例えば inteckning（抵当権価額登記）\* について妥当する。

**prioriterad fordran** 破産において優先権を有する債権。

**prioritet** 先任権（例えば年齢に基づく）。

**prisbasbelopp** 価格基礎額。たんに basbelopp\* ということが多い。「一般

(医療) 保険に関する法律 (1962:381)」1章6条がその算定方式等を定める。inkomstbasbelopp (所得基礎額)\* も価格基礎額と同額とされる (「所得に基づく老齢年金に関する法律 (1998:674) 6条」)。

**prisocker** 暴利売買。「暴利行為罪」(刑法9章5条)の一種。sakocker もみよ。

**privat försvarare** 私選弁護人。刑事事件で被疑者・被告人が選任した biträde (補佐人)。通例は裁判所が任命する offentlig försvarare (公的弁護人)\* で、この場合は原則として advokat (弁護士)\* であることを要する。私選弁護人の場合は biträdande jurist (弁護士補) などでもよい。

**privatprocess** 民事訴訟。civilmål\*, tvistemål\* に同じ。

**privaträtt** 私法。civilrätt\* に同じ。

**privilegierat brott** 特権的な犯罪。軽い刑事制裁で罰せられる若干の犯罪のこと。例えば dråp (第二級殺人、故殺罪)\* との対比における barndråp (嬰兒殺)\*。前者は最低拘禁6年、最高拘禁10年 (刑法3章2条)、後者は最高拘禁6年 (同章3条)。

**pro determinata parte** 定められた割合に応じて。例えば、三人の共同債務者が存する場合に、一人は2分の1、二人は4分の1ずつ債務を負担する旨定められること。pro rata parte 参照。

**pro forma** 形式上。

**pro rata parte** 頭数に応じて。共同債務者がその頭数に従い債務を負担すること。

**processbehörighet** 訴訟能力。

**processföremål** 訴訟物。議論のある訴訟法上の用語で、訴訟における紛争に関する。

**processföringsrätt** 訴訟追行権。talerätt もみよ。

**processförlikning** 訴訟上の和解。この和解は stadfästelse (確証)\* の判決によって既判力および執行力を取得する (訴訟手続法17章6条)。〔訴訟上の和解自体はこのような効力を有しないことに注意。拙訳「訳

注スウェーデン訴訟手続法 (1) ]107-108 頁、同条の\*参照。]

**processförutsättning** 訴訟要件、訴訟条件。この欠缺は rättegångshinder (訴訟障害)\* を成す。

**processgemenskap** 共同訴訟、訴訟共同。nöddvärdig processgemenskap, ordinär processgemenskap, speciell processgemenskap 参照。

**processhabilitet** 訴訟能力。processbehörighet に同じ。

**processhandling** 訴訟行為。

**processhinder** 訴訟障害。rättegångshinder に同じ。

**processinvändning** 訴訟抗弁。訴訟障害の主張をいう。sakinvändning 参照。

**processledning** 訴訟指揮。formell processledning, materiell processledning 参照。

**processmaterial** 訴訟資料。

**processrätt** (法分野としての) 訴訟法。裁判所の組織、訴訟手続およびこれに類する手続 (例えば仲裁手続) に関する法規。法学部における学科目としては exekutionsrätten (強制執行法)\* の手続も包含する。[rättegångsbalk (訴訟手続法)\* は裁判所、検察官、弁護士等に関する基本的規定を有し、わが国の裁判法に相当する分野は講学上訴訟法に属する。]

**processsubjekt** 訴訟主体。議論のある用語とされる。

**processuell editionsplikt** 訴訟上の文書提出義務。editionsplikt もみよ。

**producentansvar** (廃棄物に関する) 製造者責任。環境法 15 章が定める。

**producta sceleris** 犯罪の所産。

**produktansvar** 製造物責任。「製造物責任法 (1992:18)」がある。

**produktpatent** 物の特許。metodpatent 参照。

**progressiv beskattning** 累進課税。

**proklama** 除権、失権のための未知の債権者に対する呼出し。

**prokura** 支配人権、一般的商事代理権。商業登記簿に登録することを要

する。「支配人権法 (1974:158)」がある。支配人は *prokurist*、*handelsagent*、*kollektivprokura* 参照。

**prokuraindossement** 取立委任裏書。*inkassoväxel* 参照。

**promissar** 受約者。

**promissorisk ed (löftesed)** 約束宣誓。供述の前に真実を述べることを確約する宣誓。*assertorisk ed* 参照。

**promittent** 約束者。

**promulgation** (法律の) 公布。

**promulgationslag** 施行法。法律の施行日や新法と旧法との関係などに関する特別の定めを包含する法律。

**proportionalitetsprincipen** 比例原則。①犯罪類型と法定刑および法定刑と具体的な量刑との間には、支配的な社会倫理的価値判断による合理的な比例が存すべきだとする原則。②刑事訴訟上の強制手段(勾留、家宅捜索その他)は、被疑者・被告人またはその他の対立する利益の侵害を比較考量して合理的な理由が存する場合にのみ用いられるという原則。③公的機関の介入の態様および継続性は、その達成しようとする目的との間に合理的な比例が存すべきだとする公法上の原則。[とくに②は、わが国において最大限に強調されるべき原則である。]

**proposition** (国会に提出される) 法律案、予算案。

**proprieborgen** 連帯保証。現在では事実上通常の保証の形態といわれる。*enkel borgen* 参照。

**proprio motu** 自主(発)的に。

**prorataregel** (保険金支払の) 保険料対応原則。例えば送電線の近くにある家屋の火災保険について保険金額 10 万クローネの場合、保険料が避雷針付きの家屋は 2 万クローネ、そうでないものは 4 万クローネだとする。避雷針がないのに付いていると偽った場合、落雷により火災で家屋が焼失したとき、事後にこの事実を知った保険者は 5 万クローネの保険金を支払えば足りる。

**prorogation** 管轄の合意。*derogation* 参照。

**protest** 手形・小切手の引受・支払拒絶証書。公証人その他の公的機関によって作成される。

**provision** 歩合。報酬支払の一形態。商事取次人や仲立人の報酬は取引代金額の歩合 (%) で算定される。

**provokatorisk talan** 挑発的訴え。とくに給付が履行を要しないのに提起する消極的確認の訴えをいう。

**prövanställning** 試験的雇用。最高 6 月。tillsvidareanställning 参照。

**prövningstillstånd** 審理許可。最高裁判所および行政最高裁判所において事件を取り上げる前提として要求されるが、民事の少額訴訟事件および刑事のいわゆる罰金事件については高等裁判所でも必要である。

extraordinär dispens, prejudikatdispens, ändringsdispens 参照。

**publica fides** 公文書の有する信頼性。例えば、とくに不動産登記簿についていわれる。

**publicitetsprincipen** 公示の原則。所有権の変動および質権の設定等は、引渡し (占有の移転)、登記または類似の方法によって公示され、外的に認識されることを要するという原則。

**publikationsbrott** 情報開示犯罪。秘密とされる公文書その他の情報を開示する犯罪。他の刑事制裁が科せられない場合には、「守秘義務違反の罪」(刑法 20 章 3 条) が成立する。

**publikt aktiebolag** 公開株式会社。資本金の額が最低 50 万クローネで、株式市場に株式が公開されている会社をいう。非公開の株式会社は privat aktiebolag。

**pupillpension** 遺児年金。

**putativt (förment) brott** 幻覚犯。imaginärt brott もみよ。

**på bar gämning** 犯行現場で。

**på handlingarna** 書面手続で、口頭弁論なしに (裁判すること)。

**påbud** 法律行為 (の一種)。相手方に一定の義務を課したり、それを持続させたりするような法律行為。例えば時効の中断 (「時効法 (1981 : 130)」5 条)。同時に表意者に義務 (例えば承諾) を課することがある。〔ある辞

書はこの語の濫觴として、新約聖書ルカ伝 2 章 1 条を引く。 mandatory injunction や decree と英訳する辞書もある。説明がかなり多様である。上記の説明は Juridiska termer の 9 版 (2002) によるが、時効の中断を法律行為とすることに抵抗感を覚える読者もいるであろう。]

**påföljd för brott** 犯罪に対する制裁。straff (刑罰) である böter (罰金)\* と fängelse (拘禁)\* のほか、villkorlig dom (条件付判決)\*、skyddstillsyn (保護監督)\* および överlämnande till särskild vård (特別保護への委託 (送致))\* を含む。brottspåföljd もみよ。

**påföljdseftergift** 刑事制裁の放棄 (免除)。犯罪が存するにもかかわらず、刑事制裁を放棄 (免除) する裁判所の権限。刑法 29 章 5 条に掲げる事由 (量刑の事由) にかんがみ、刑事制裁を科することが明白に不当であると認められるときは、裁判所は刑事制裁の放棄 (免除) をすることができる。同章 6 条が定める。

**påföljdspreskription** 刑事制裁の時効。刑法 35 章が刑事制裁の時効と訴追の時効の両者について定める。åtalaspreskription 参照。

## Q の部

**quaestio facti** (訴訟における) 事実問題。

**quaestio juris** (訴訟における) 法律問題。

**quasikontrakt** 準契約。kvasikontrakt もみよ。

**qui suo jure utitur neminem laedit** 権利を行使する者はなんびとも害せず。

シカーネに基づく損害賠償の考えに対する反論として述べられる文。

**quod interest** 被害者にとっての特有の価値。id quod interest もみよ。

**quorum** 定足数。

## R の部

**ramavtal** 枠組契約、基本契約。

**ramlag** 枠組法。一般的な目的と指針のみを定め、具体的内容は関係公的機関の規定と契約による充足を意図する法律。[わが国の各種の「基

本法」にほぼ相当するといえよう。]

**rannsaking** (裁判所における) 尋問。刑事訴訟事件における尋問の旧称。

**rapporteftergift** 報告書免除。違反者に対する注意または指摘で十分と考えられる場合に報告書を作成しないで済ます警察官の権利。罰金を制裁とする犯罪についてのみ妥当する。「警察法 (1984 : 387)」9 条 2 項が定める。なお、報告書提出義務については同条 1 項に規定されている。

**ratifikation** (ratificering) (条約の) 批准。

**ratihabition** (ratihabering) 追認。この語は、問題視された従前の行政行為の有効性を確証する公的機関の決定についても用いられる。動詞は *ratihabera*。

**ratio** 理由、目的、目標。

**ratio decidendi** 裁判の理由、判決理由。

**ratio legis** 立法の理由、目的。

**rattfylleri** 酒酔い等運転の罪。「交通犯罪の刑罰に関する法律 (1951 : 649)」4 条、4 条 a が定める。

**re integra** 事態が原状のままである限りで。申込みを受けた者がその後これに関するなんらの措置も採らない状態をいう。この状態にあるならば、表意者は意思表示を撤回することができる（「契約法 (1915 : 215)」1 章 7 条参照）。

**real skada** 現実損害。通例、不利益な効果そのものの呼称。konkret skada (具体的損害) ともいう。これに対して、金銭に評価された損害は *abstrakt skada* (抽象的損害) とよばれる。

**realanbud** 現実申込み。注文なしに販売の申込みと共に商品を送付すること。

**realavtal** 要物契約。

**realexekution** 対物執行。人の財産に対する強制執行。

**realinjurie** 事実に侮辱。人の身体に対する侮辱的行動の形態による名誉毀損罪 (刑法 5 章 3 条)。例えば人に唾を吐きかけること。現在では、かつて事実に侮辱とされた行為の多くは *ofredande* (「迷惑行為の罪」)\* に

属するといわれる。

**realisation** (債権の) 実現。差押物件、担保物件の売却を意味する。

**realkollation** 生前贈与の返還・償還。kollation (遺産分割における生前贈与の参酌)\* の一つで、相続人は遺産財団に対して贈与を受けた財産の現物を返還するか、またはその価額を償還する義務がある。idealkollation, värdekollation 参照。

**realkredit** 現実信用。債権者が質権・抵当権等の担保権 (優先弁済権) を有するときに存在する。personalkredit 参照。

**reallast** 物的負担。所有者が義務付けられる、当該不動産について定期的に物、金銭または役務を提供すべき物権法的な負担。

**realservitut** 物的地役権。要役地に直接的に結び付いている地役権すなわち通常的地役権のこと。反対は personalservitut\*。

**realstatut** 目的物所在地法。国際私法の用語。

**realsäkerhet** 現実担保。質権・抵当権などのこと。

**rebus sic stantibus** 事情変更条項。clausula rebus sic stantibus もみよ。

**recambioväxel** 戻手形。åerväxel\* に同じ。〔日本手形法 52 条参照。〕

**recepisse** 領収証。

**reception** (法の) 継受。とくに古い時代のヨーロッパ諸国におけるローマ法の採用についていう。動詞は recipiera。

**recidiv** 再犯。一般的再犯と特殊的再犯とがある。generalrecidiv, specialresidiv もみよ。

**recidivfara** 再犯の虞れ。勾留の理由の一つ。

**recit** (判決等の) 事実関係の部。当事者の申立て・主張、背後の事実関係および事案に関する裁判所における従前の取扱い等に関する記載を包含する。recit に関する一般的に承認された定義はなく、主文とその理由を除いた全ての記載が recit ともいえる。判決については少なくとも申立てと法律事実の主張の記載を要することは明らかである。

**redovisningsmedel** 受託金員。代理人が本人のために受領した金員。代理人破産の場合、受託金員は separationsrätt (取戻権)\* の対象となる。

- 「受託金員の会計に関する法律 (1944 : 481)」がある。avskiljande 参照。
- reell borgen** 現実保証、保証債務。personell borgen (人的 (出頭) 保証) と区別する意味で用いる。
- reella tvångsmedel** 物的強制手段。人の財産に対する強制手段。例えば差押え、家宅捜索など。personella tvångsmedel 参照。
- referant** 主任裁判官。事件について終局的審理・判断のために準備する職務を担う裁判機関の構成員。
- reformatio in melius** (上訴審における) 利益変更。上訴審において私人の利益のために職権で変更をすること。
- reformatio in pejus** (上訴審における) 不利益変更。上訴審において上訴人の不利益に変更すること。不利益変更は禁止されている。ただし、検察官のみが上訴した場合にはその不利益すなわち被告人の利益に変更ができる。
- regalrätt** 公有権。中世地方法当時から私法的取得原因によらずその公法的高権性のゆえに国王または国庫に帰属するとみられた不動産その他の自然資源に対する権利。その名残をとどめる現行法として「地区入会権法 (1952 : 166)」などがある。
- Regeringsformen** 統治組織法、憲法。スウェーデン王国の第一の基本法。[[政体書]] という訳語もみられるが、現在の統治組織法が 1974 年制定、1975 年施行のものであることからみてやや古色に過ぎる印象を与える訳語であろう。]
- regeringskansliet** [Government Offices] 内閣官房。regeringsärende (政府案件)\* の準備作業を行う機関の総称。各省と statsrådsberedningen (内閣総理大臣官房)\* とから成る。
- regeringsråd** 行政最高裁判所判事。ordförande (首席、長官) も官職名としては同じである。
- Regeringsrätten** 行政最高裁判所。その構成員は 14 名以上だが、うち 3 分の 2 は法律家であることを要する (「一般行政裁判所に関する法律 (1971 : 289)」3 条)

**Regeringsrättens årsbok (RÅ)** 行政最高裁判所判例集。

**regeringsrättssekreterare** 行政最高裁判所調査官。revisionssekreterare (最高裁判所調査官(上告調査官))\*に対応する。

**regeringssammanträde** 閣議。統治組織法7章に規定がある。

**regeringsärenden** 政府案件。国の運営に関する事項例えば国会に提出する法律案・予算案等の案件に加えて、不服申立てや任命問題に関する案件がある。統治組織法7章、「政府案件の取扱いに関する法律(1974:613)」に定められている。

**registerat partnerskap** 登録された同性婚。登録された同性婚はスウェーデン法においていわば同姓間の婚姻としての法的効果が与えられている。たんに partnerskap\*ともいう。

**registerfastighet** 登記済不動産。fastighetsregister (不動産台帳・登記等)\*に一筆の不動産として登記されたものをいう。

**regress** (手形上の権利の) 遡及。återgångstalan もみよ。

**regressiv beskattning** 逓減的課税。progressiv beskattning (累進課税)\*の反対。

**regressrätt** 求償権。例えば保証人が主債務者に対して有する権利。

**reklamation** 異議の通知、目的物の検査・瑕疵通知。例えば契約の一方当事者が相手方に給付物の遅延、瑕疵または欠陥を指摘し、これに基づく権利の主張を留保すること。また、より一般的に「苦情」の意味でも使われることがある。〔日本商法526条参照。〕

**rekognitionsskog** 承認国有林。用益が承認される国有林とくにいわゆ bergverksskogarna (鉱山活動用林)。

**rekonstruktör** 会社更生管財人。

**rekonventionstalan** 虚偽訴追、不当訴追等の犯罪(刑法15章)に対する処罰または損害賠償を求める訴え。訴訟手続法はこれらの犯罪について被害者に第一次的訴追の権利を認める(20章8条)。

**rektaklausul** 裏書禁止文句。ある者以後の裏書譲渡を禁止する流通的証券の文言。

**rekurs** 異議の申立て。公務員の決定についてその所属機関または上級の公務員に対して行う再審査の申立て。

**rekvisit** (法律) 要件。とくに行為の可罰性に関する要件すなわち犯罪成立要件のこと。objektivt rekvisit (客観的要件)\* と subjektivt rekvisit (主観的要件)\* とがある。後者は例えば窃盗の際の tillägnelseuppsåt (不法領得の意思)\*。[この用語法に対してはミスリーディングを指摘する有力学説もある。]

**relativa äktenskapshinder** 相対的婚姻障害。äktenskapshinder もみよ。

**relax** (relaxation) 抵当権価額登記からの一部不動産の解除。共同で抵当権価額登記がなされた不動産の一部をそれから解除すること。法文は avlyftning という (土地法 22 章 11 条)。

**relocatio tacita** 黙示の契約の延長。通例土地賃貸借に関する。

**remburs** (rembours) [letter of credit] 信用状。

**remiss** [circulation for consideration (comment)] レミス、関係機関・団体等への案件文書とくに法案の送付・意見の聴取。[スウェーデンに特有の伝統的制度で適訳に困難を感ずる用語の一つ。わが国で通例みられるような諮問、公聴などとは実質的重要性が全く異なる。例えば、ある法律を作成する場合には、法案と詳細な立法理由を記した SOU\* が関係諸機関・団体等に送付され、これに対する意見書が求められる。そして、これらの意見書はその後の立法作業において慎重に検討され、国会に提出される proposition (立法理由等を含む法律案)\* にもその概要が表示される。なお、裁判所の場合レミス機関は個別の裁判所であって、全体としての裁判所ではない。ちなみに、わが国のパブリックコメントはレミスに接近しつつあるようである。]

**remittent** [手形・小切手の) 受取人。

**remuneratorisk gåva** 負担付贈与。

**ren förmögenhetsskada** 純粹財産損害。従前は direkt förfogad allmän förmögenhetsskada (直接的に被った一般財産損害)\* とよばれたもの。例えば förtal (名誉毀損罪)\* により職を失った場合、犯人に対して賠償

を求める損害。純粹財産損害についてスウェーデン法は、加害行為が犯罪となる場合および特別の法規定がある場合にのみ損害賠償責任を認める。

**renovation** 記録の写し。underrätt (下級裁判所、第一審裁判所が överrätt (上級(審)裁判所)等に検閲または保管のために送付する文書の写し。

**rent objektivt ansvar** 純粹客観的責任。rent strikt ansvar (純粹嚴格責任)\*に同じ。

**rent strikt ansvar** 純粹嚴格責任。strikt ansvar (嚴格責任)\*または rent strikt ansvar (純粹嚴格責任)\*のこと。

**renuntiativt arvsavtal** 相続権放棄契約。相続契約の一つで、相続人が被相続人に対して自己の将来の相続権を放棄する契約。相続法17章2条が定める要件に合致するものであれば有効である。ただし、未成年者は有効な相続権の放棄をすることができない。

**renvoi** ①差戻し。②反致。återförvisning もみよ。

**reparation** (損害の)賠償、補償。

**representation** ①代理、②代襲相続権。②は istadarätt\* に同じ。

**res** 物。

**res communis** (res communis omninum) 万人共通物。万人が等しく利用し、したがって所有権に服しない物。例えば空気、公海、陽光。

**res corporalis** 有体物。

**res derelicta(e)** 遺棄物。所有権が放棄された物。

**res extra commercium** 不融通物。

**res futura** 将来物。まだ現存しない物。

**res in commercio** 融通物。

**res in transitu** 運送中の物。注文者の国に向かって他の一つまたは複数の国を輸送中の物。

**res incorporalis** 無形物。

**res judicata** 既判事項、既判力(を有する事項)。

**res judicata pro veritate accipitur** 判決は常に正当であるというフィクション

を表現する古い文。

**res litigiosa** 係争物、係争事件。

**res nullius** 無主物。

**res perdita** 遺失物。

**resa** 順位の古い表現。första resan stöld（第一級窃盗）などという。

**resebefraktning**〔voyage charterparty〕航海傭船契約。「海法(1994:1009)」  
14章6条以下が定める。tidsbefraktning 参照。

**reseförbud** 旅行禁止。逮捕または勾留されていない被疑者・被告人に対し一定の場所から離れることを禁止する裁判所の命令。訴訟手続法 25 章が定める。破産申請に関連して債務者に対する外国への旅行禁止も発令される。破産法 2 章 12 条などが定める。

**reservatio mentalis** 心裡留保。mentalreservation\* に同じ。

**resning** 再審。

**respekträtten** 著作者人格権。droit moral\* に同じ。

**respondeat superior** 上位者の責任。使用者責任の原則の表現。

**responsum** 意見書、回答書。法律問題に関する法学者または商慣習に関する当該業界の代表団体からの見解表明。

**restitutio** 回復、返還。

**restitutio fatalium**（確定判決後の）期間回復。特別上訴の一つ。訴訟手続法 58 章が再審とともに定める。

**restitutio indebiti** 非債弁済による給付の返還。condictio indebiti 参照。

**restitutio in integrum** 原状回復。

**restitution** 返還。強制的な手段（民事執行など）で不当に奪われた物の返還や徴収しすぎた税金、手数料の返還（還付）のこと。restitutio 参照。

**resultatdelikt** 結果犯、実質犯。effektdelikt もみよ。

**retentionsrätt** 留置権。留置権者は retinent。detentionsrätt, panträtt 参照。

**retroaktiv** 遡及的（効力）。統治組織法 2 章 12 条は刑法および税法における遡及効の禁止を定める。

- returväxel** 戻手形。recambioväxel\*、åerväxel\* に同じ。
- reugeld** 解約金。mul (c) ta (arra) poenitentialis\* に同じ。
- revers** [promissory note] 債務証券。skuldebrev\* に同じ。
- revindikation** 占有を侵奪された物の返還請求。
- revision** 上告。高等裁判所の判決に対する最高裁判所への上訴の旧称。  
revision は会計検査の意味でも用いられている。例えば  
riksrevisionsverket (国家会計検査院)。なお revisionssekreterare 参照。
- revisionsdomstol** 上告裁判所。法律問題についてのみ審査する上級裁判所。  
スウェーデンの最高裁判所はこの意味の上告裁判所ではない。  
kassationsdomstol 参照。
- revisionssekreterare** 最高裁判所調査官、上告調査官。revision (上告)\*  
という用語は現在では法典から消えたが、300年を超える伝統を有する  
この官職名はそのまま残っている。[詳しくは、拙稿「最高裁判所調査  
官制度の比較法的検討—スウェーデンにおける上告調査官  
(revisionssekreterare) の紹介を中心として—」民商法雑誌 84 卷 1 号  
(1981) 1 頁以下参照。]
- revisor** 会計士。godkänd revisor (認可会計士) または auktoriserad  
revisor (公認会計士) のこと。「会計士法 (2001:883)」がある。[両者の  
差異は、わが国の税理士と公認会計士のそれに類似するといえよう。]
- Riksdagen** 国会。スウェーデンの国会は一院制。総数は 349 名。「国会  
法」によれば kammaren が国会の同意語として用いられる。
- Riksdagens ombudsmän** 国会オンブズマン。現在は 4 名おり、その chef  
(長) が行政的事務を司るが、オンブズマンの職務は各自が独立して分担  
する。単数は onbudsman。伝統的な名称である justitieombudsmannenn  
(JO)\* が現在でも一般的に使われている。
- Riksdagens revisorer** (statsrevisorerna) 国会監査人。国会が選出した、  
国家活動を監査する職務を有する議員。統治組織法 12 章 7 条が定めた  
が、同条の改正により現在ではその職務は Riksrevisionen (国会会計検  
査院)\* が行う。

**riksdagsordningen** 「国会法」基本法と一般の法律の中間的性格を有する。かつては基本法の一つ。

**riksföreståndare** 摂政。

**Riksförsäkringsverket (RFV)** 社会保険庁。社会保険および関連する公的給付に関する中央行政庁。

**riksmöte** 国会の会期。

**Rikspolisstyrelsen** (略称 RPS) 警察庁。

**Riksrevisionen** 国会会計検査院。従前の Riksdagens revisorer (statsrevisorerna) (国会監査人)\* の職務を行う新たな機関。統治組織法 12 章 7 条の 2002 年改正による。

**riksrätten** 王国裁判所。1809 年の統治組織法によれば、スウェーデン高等裁判所長官を長とし、若干名の高位の裁判官および公務員によって構成され、最高裁判所または行政最高裁判所およびその裁判官ならびに国務大臣に関する重大な職務犯罪について審理・判決する権限を有した裁判所。〔伝統的にスウェーデン高等裁判所長官は、スウェーデンにおける裁判官職（最高裁判所を含む）の最高位と理解されていたといわれる。〕

**Riksskatteverket (RSV)** 王国国税庁。税務行政に加えて公私債権の執行制度に関する中央行政庁。2004 年 1 月から 10 の skattemyndigheter (国税局)\* と統合され、Skatteverket (国税庁) に改組された。〔ある行政最高裁判所判事が冗談交じりに「国税庁はスウェーデンにおける最強の官庁」といったことが印象深い。〕

**riksåklagaren (RÅ)** 検事総長。

**riskavtal** 成功報酬契約。不動産仲介業者との契約で、取引が成立した場合にのみ報酬を支払う契約のこと。

**riskén för varan** 売買の目的物に関する危険（負担）。引渡時を基準にして危険が移転する。隔地者間の送付売買については目的物を運送人に交付したとき引渡しがあったものとみられ、この時点から買主が危険を負担する。「売買法 (1990 : 931)」7、12 条以下参照。〔スウェーデン売買法の危険負担に関する規定は具体的で極めて分かりやすい。パン

デクテンシステムを採らないことの一つのメリットといえよう。]

**romersk rätt** ローマ法。スウェーデン法に対するローマ法の影響は、英国や他の北欧諸国と同様に他のヨーロッパ諸国よりも少ない。ただし、**kanonisk rätt** (教会法、カノン法)\* をローマ法の支流とすれば、そのスウェーデンの法発展に対する影響は顕著だといわれる。[ローマ法ないしラテン語の法律用語は予想外に多いというのが本稿の作成作業に従事している筆者の実感である。]

**rotel** (担当の) 係り。裁判所および若干の公的機関における **arbetsordning** (執務細則) 上の概念。裁判所が受理した事件は **rotel** に分配される。各裁判官は自分の **rotel** について責任を有する。(行政) 最高裁判所においては調査官各自が **rotel** を有する。[が国の用語でいえば、主任裁判官 (調査官)、主任事件である。]

**roväktenskap** 結婚目的の婦女略奪。キリスト教化以前のスウェーデン社会において行われた行為で、賠償金の支払など一定の要件のもとに婚姻の成立が認められた。

**rubrik** (事実等の) 要旨。公的機関の決定の一部として含まれる案件における事実の要約。判例集における判決の再現の際、本文の上部にしばしば掲載される説明も **rubrik** とよばれる。

**ryktesspridning till fara för rikets säkerhet** 王国の安全にとって危険な風評を流布する罪 (刑法 22 章 5 条)。

**rymden** [outer space] 宇宙空間。宇宙空間についてはいわゆる「宇宙条約」が存在する。**luftterritorium** 参照。[わが国は 1967 年に批准。]

**rå och rör** 境界標識。古い形態の境界標識で、通常は石づか (石を積み上げたもの)。この語は **landskapslagar** (中世地方固有法)\* からとられた。

**rådet** EU 理事会。Europeiska unionens råd (ヨーロッパ連合理事会) のこと。**ministerrådet** もみよ。

**rådhusrätt** 都市裁判所。1970 年まで存在した都市部の第一審裁判所。**rådstu** (v) **rätt** ともいう。

**rådighetsfel** (行政処分に基因する) 意図された目的物の使用ができない瑕

疵。例えば関係機関が計画された不動産の分筆を認めないことによる瑕疵。「土地法」4章18条が定める。

**rådman** 地方裁判所または行政地方裁判所の（正）判事。

**rågång** 境界（線）。村落等の境界（線）のかつての呼称。

**råmärke** 境界標識。例えば rå och rör\*。

**rån** 強盗罪（刑法8章5条）。utpressning 参照。

**råntvång** 強迫（による法律行為）。強盗罪を構成するような強迫で、これによる法律行為は大部分の場合善意の第三者に対しても無効である。

**ränta** 利息。「利息法（1975：635）」がある。

**rätt** ①権利、法、②裁判所。

**rättegång** 訴訟手続、訴訟。

**rättegångsbalk** [the Code of Judicial Procedure] 「訴訟手続法」民事・刑事両訴訟手続に関する統一的訴訟法典。この意味でフィンランド訴訟手続法典とともに比較法的にみてユニークなもの（北欧でもデンマーク、ノルウェーは異なる）。processrätt 参照。〔排訳「訳注スウェーデン訴訟手続法（1）」の「序説」（とくに35-36頁）参照。〕

**rättegångsbiträde** 訴訟補佐人。rättegångsombud 参照。〔わが国の補佐人と異なり、通常は弁護士その他の法律家が補佐人になる。訴訟代理人との差異は代理権の有無のみである。法律扶助や被害者補佐の場合には原則として弁護士等の法律家が補佐人に任命される。〕

**rättegångsfel** 訴訟手続の瑕疵。重大な訴訟手続の瑕疵は klagan över domvilla（重大な訴訟手続違反による特別上訴）の対象になる。

**rättegångsfullmakt** 訴訟代理権。

**rättegångsförseelse** 訴訟手続に関する軽罪。訴訟手続に関連する犯罪の総称。例えば、悪意をもって判決に対する上訴をしたり、法廷の秩序を乱したりすること。この犯罪については訴追なしに受訴裁判所が罰金を科することができる。訴訟手続法9章が定める。rättegångsmissbruk 参照。

**rättegångshinder** 訴訟障害。processhinder\* に同じ。

- rättegångskostnad** 訴訟費用。訴訟手続に関する当事者の費用。例えば、訴訟代理人の報酬および証人に対する補償。
- rättegångsmisbruk** 訴訟手続の濫用。若干の訴訟手続に関する軽罪。例えば、悪意をもって民事訴訟を提起したり、当事者、被害者、参加人またはその代理人、補佐人が不当な措置によって訴訟手続を遅延させること。訴訟手続法 9 章 1 - 4 条が定める。rättegångsförseelse 参照。
- rättegångsombud** 訴訟代理人。rättegångsbiträde 参照。
- rättegångssubjekt** 訴訟主体。processubjekt\* に同じ。
- rätt(en)** 裁判所。domstol(en) のこと。訴訟手続法は rätten という語を用いている。[en は定冠詞。]
- rättens ombudsman** (破産手続における) 裁判所の代理人。破産裁判官によって任命され、裁判所に代わって破産の管理を監督したが、現在ではこの職務は tillsynsmyndighet (破産財団管理の監督機関)\* が行う。
- rättighet** 権利。subjektiv rätt もみよ。
- rättighetskatalog** 権利目録。一国の憲法における統治・立法権力によって制限することができない自由および権利に関する規定の名称。スウェーデンでは 1974 年の統治組織法 2 章が grundläggande fri-och rättigheter (基本的自由および諸権利)\* について規定する。しかし、これらの自由および諸権利の多くは、国会制定法によって制限することができる。
- rättsakter** EU の法文書、派生法。EC 条約 249 条 (および 110 条) が定める förordningar (規則)、direktiv (指令)、beslut (決定)、rekommendationer (勧告) および ytteranden (意見)。最初の三つのみが法的拘束力を有する。[対応する英語は regulation, directive、decision、recommendation および opinion。]
- rättsanalogi** 類推法解釈。laganalogi (類推法規解釈)\* よりも広く、複数の条文や法規の複合体のための一般的法原則からの類推解釈。
- rättsbanken** 法情報銀行。ADB (automatisk databehandling (自動的データ処理) の略語) をベースにした法令の検索システム。DAFA Data AB (株式会社) が運営する。

**rättsböcker** 法・権利の書。13－14 世紀の中世地方固有法に関する私的記録 (多くは lagman\* による)。その後一部は公的なものになって lagböcker (法書) とよばれる。landskapslagar 参照。

**rättsdogmatik** 法解釈学。

**rättsfaktum** 法律事実。法律要件事実 (民法)、構成要件事実 (刑事法) のこと。

**rättsfall** 裁判例。しばしば prejudikat (先例、判例)\* と同意語。

**rättsfilosof** 法哲学。

**rättsfråga** 法律問題。sakfråga 参照。

**rättsföljd** 法律効果。法律効果には刑事制裁も含む。rättsfaktum 参照。

**rättsförmåga** 権利能力。rättskapasitet\* に同じ。

**rättsgrund** 法規の理由、根拠、目的、正当化。単に grund ともいう。往々 rättsfaktum (法律事実)\* の同意語。

**rättsgrundande faktum** 権利根拠事実。契約、不法行為のような権利を根拠付ける事実。

**rättshabilitet** 法律行為能力。rättslig handlingsförmåga\* に同じ。

**rättshandling** 法律行為。

**rättshindrande faktum** 権利障害的事実。契約締結の際の強迫や詐欺のように権利の発生を妨げるといわれる事実。

**rättshistoria** 法史学、法制史。

**rättshjälp** 法律扶助。〔法律扶助に関連する事項については、拙稿「スウェーデンの法律扶助－法制度の現状と評価を中心として－」『ジュリスコンサルタス』14 号 (2004) 145 頁以下参照。法律扶助法の訳文も掲載されている。〕

**rättshjälpsavgift** 法律扶助手数料。

**rättshjälpsmyndigheten** 法律扶助機関。同機関の法律扶助に関する決定に対しては rättshjälpsnämnden (法律扶助委員会) に不服申立てができる。

**rättsinnehavare** 権利者。とくに権利が本来の権利者から移転したときに

用いられる。

**rättsinstitut** 法制度。特定の目的のための法規全体。

**rättsinvändning** 権利答弁。sakinvändning 参照。〔拙著『訴訟における主張・証明の法理』10、14頁参照。〕

**rättskapacitet** 権利能力。rättsförmåga\* に同じ。rättslig handlingsförmåga 参照。

**rättskipning** 司法。司法に関する一般的に承認された定義は存在しない。しかし通例、裁判所の裁判活動をさすという用語法が行われている。〔統治組織法は司法権の定義を与えるのを断念している。拙著『スウェーデンの司法』3頁以下参照。〕

**rättskraft** 既判力。laga kraft 参照。

**rättskälla** 法源。

**rättslig handlingsförmåga** 法律行為能力。

**rättsligt fel** 法的瑕疵。例えば、売買の目的物が売主以外の者の所有に属する場合や、約定を超える制限物権が存在している場合など。

**rättsmedel** 上訴。allmänna (ordinära) rättsmedel (通常上訴)\* と裁判確定後の särskilda (extraordinära) rättsmedel (特別(非常)上訴)\* とがある。

**rättsmedicinalverket** [National Board of Forensic Medicine] (総合) 法医学庁。司法精神医学、法医学、法遺伝学的活動に関する中央行政庁。

**rättsmedvetande** 法意識。法および権利に関する一般人の観念。

**rättsobjekt** 権利の客体。例えば所有する物。

**rättsområde** ①法分野、②法域。①法秩序の分股。②同一の法秩序に属する地域。

**rättsordning** 法秩序。一国の法規の総体。しばしばこの語でもって、そこに存在する伝統的な法観念のための基本的法原則が強調される。

**rättspositivism** 法実証主義。法規は拘束的であり、たといその結果が不当と考えられるとしても遵守されるべきだとする法哲学の理論。〔ある辞書の定義をそのまま掲げた。〕

**rättspraxis** 先例、裁判例。裁判所およびこれに類似する機関の prejudikat (先例、判例)\*、その形成活動のこと。たんに praxis ともいう。

**rättsprövning** 法適合性審査 (の上訴)。若干の行政案件に関する決定に対して行政最高裁判所、行政高等裁判所による法適合性の審査の可能性を私人に与える上訴。「行政決定の法適合性審査に関する法律 (1988 : 205)」がある。

**rättspsykiatri** 司法精神医学。

**rättspsykiatrisk undersökning** 司法精神医学的検査。被疑者・被告人の精神状態に関する医師による検査。裁判所が命ずる権限を有する。「司法精神医学的検査に関する法律 (1991 : 1137)」がある。

**rättspsykiatrisk vård** 司法精神医学的保護。刑事制裁の中の överlämnande till särskild vård (特別の保護への委託 (送致))\* の一つで、精神障害者に対して行われる (刑法 31 章 3 条)。

**rättsregel** 法規。法律規定、裁判例等のこと。法律学のなかでは法規に関する統一的、包括的な概念について一致をみておらず、通説的な見解は存在しない。法規は必ずしも法文に明示されていないので、しばしば立法理由書が参照される。理由書からとられて法適用に用いられるものも法規である。[この理由書の重視がスウェーデン法における伝統的、正統的法解釈の特徴である。]

**rättsskydd för lön** 賃金の法的保護。löneskydd もみよ。

**rättsskyddsförsäkring** 権利保護保険。現在ではこの保険が民事法律扶助を大幅に代替している。拙稿「スウェーデンの法律扶助—法制度の現状と評価を中心として—」『ジュリスコンサルタス』14 号 (2004) 145 頁以下参照。]

**rättssociologi** 法社会学。法と社会的現実との関係に関する学問。

**rättsstandard** 法的規準。例えば一般条項などで言及される「良き商慣行」のこと。standard もみよ。

**rättsstat** 法治国 (家)。国自体およびその機関が現行法規定を遵守する義務を負い、かつ国家権力の濫用に対する保障が存在する社会形態を

いう。統治組織法1章1条3項は「公権力は法のもとに行使される。」と規定し、スウェーデンが法治国であることを表現する。

**rättsstridighet** 違法性。スウェーデン法では通例ある行為を適法ならしめる事実の不存在を指称するものとして用いられる。例えば被害者の同意、正当防衛、緊急避難などの不存在。違法性の概念の詳細な定義およびその適用については争いがある。

**rättssubjekt** 法主体、権利主体。権利能力を有する者。

**rättssubjektivitet** 法主体性、権利主体性。とくに法人である *sammanslutning* (団体)\* について用いられる。

**rättssäkerhet** 法的保障。私人に対して、一定の自由を与えかつ他の市民または社会自体による侵害から効果的に保障する法秩序の維持をいう。同様の場合は同様に判断されること、予見可能性に加えて道徳的・倫理的正当性も法的保障の内容として主張する論者が多い。なお *rättstrygghet* (法的安全) は犯罪(者)からの保護を意味し、概念的には別個のものである。[*rättssäkerhet* はスウェーデン法において伝統的に用いられている「名誉ある言葉」であり、法の支配とほぼ同義に理解される。冒頭に挙げたのは、*Rembe och Eklund, Juridiska ord och begrepp* による定義であるが、厳密な定義なしに多用されている。]

**rättstvist** 法的紛争。

**rättsupphävande faktum** 権利消滅的事実。既存の権利を消滅させるといわれる事実。例えば弁済、消滅時効の完成。

**rättsverkan** (*rättsverkningar*) 法(律)効果。*rättsföljd* (法律効果)\* に同じ。

**rättsvetenskap** 法(律)学、とくに法(律)学的研究。

**rättsvillfarelse** (刑法の) 法律の錯誤。*straffrättsvillfarelse* もみよ。

**rättsvård** 非訟。訴訟に関しない裁判所の活動の分野。例えば後見、登記等に関する案件の取扱い。近年非訟の分野は減少化傾向が顕著である。  
*domstolsärenden* 参照。

**rörelsefrihet** 移動の自由。王国内を自由に移動し、かつ王国から去るこ

との自由。

**röstavtal** 議決権拘束契約。株主の議決権について、その行使の仕方や株主以外の者に行使させることに関する契約。

**röstkort** 投票券。valnämnd（選挙管理委員会）から送付される投票権に関する証拠文書。

**röstlängd** 選挙人名簿。一定の選挙区内の投票権を有する者の名簿で、投票権の存在に関する排除的証拠を成す。

**rösträtt** 選挙権。選挙および国民（住民）投票に参加する権利。スウェーデンでは原則としてスウェーデンに居住し、かつ遅くとも投票日までには 18 歳に達していることが要求される。

## S の部

**sabotage** 重要な公共財産損壊等の罪（刑法 13 章 4、5 条）。王国の防衛、司法、行政等にとって決定的重要性を有する財産を損壊するなどの行為。〔英訳は sabotage であるが、争議行為の一種としてのそれと同一でないことに注意。〕

**sak** ①物、②本案。①民事法の概念で、所有権の客体。②訴訟法上の概念で、訴訟の対象である紛争。

**sakens natur** 条理、事物の自然。適切な法文や判例などが存しない場合に、往々法源として援用される。

**saker** 有責。犯罪について有責であることを意味する古い用語（有罪判決の前後に関わらず）。

**sakerförklaring** 有責確証。検察官が例えば不起訴決定において行う被疑者がその罪を犯したことに関する確証。

**sakframställning** 事実主張、事実関係に関する弁論。本口頭弁論において当事者が互いに自己の法律事実を主張し、相手方のそれに対して認否等をするをいう。つまり事後の立証および最終弁論の対象を提示する。〔拙稿「訳注スウェーデン訴訟手続法（2・完）」70-71 頁、43 章 7 条の\*\*参照。〕

**sakfråga** 事実問題。

**sakfälld** 有責とされた。犯罪行為について有責と確証される (sakerförklad) ことをいう。

**sakförare** 訴訟追行人、偽弁護士。弁護士資格なしに職業的に弁護士活動を行う者の通称 (若干年後にその資格を取得しうる者を除く)。弁護士資格の取得については *advokat*\* 参照。

**sakinvändning** 本案の答弁 (抗弁を含む)。往々本案の答弁は、*förnekande* (否認)\*、*rättsinvändning* (権利答弁)\*、*återopande av motfaktum* (反対事実、抗弁事実の主張) に分類される。[拙著『訴訟における主張・証明の法理』10、14頁参照。]

**sakkunnig** (訴訟の) 鑑定人。裁判所が任命する *offentlig* (*domstols*) *sakkunnig* (公的 (裁判所) 鑑定人) と当事者が依頼する *privat* (*parts*) *sakkunnig* (私的 (当事者) 鑑定人) とがある。

**saklega** 動産賃貸借の古称。lega もみよ。

**saklegitimation** 当事者適格。talerätt (訴訟追行権)\* に同じ。

**saklån** 使用貸借。法文は *lån rätt och slätt* という古い表現を用いている。使用貸借は贈与に類似して無償契約の性質を有し、通例要物契約であり、引渡しによって初めて拘束力ある契約となる。precarium 参照。

**saklös** 責任から自由な (通常、犯罪的行為についての)、無実の (者)。

**saknormer** 涉外実質法規定。

**sakocker** 暴利売買。「暴利行為罪」(刑法9章5条) として処罰される。*prisocker*\* に同じ。

**sakral egendom** 神聖な財産。教会によってとくに聖別された財産。例えば、教会の建造物および墓地。

**sakrätt** 物権、物権法。

**sakrätligt skydd** 物権的保護。absolut sakrätligt skydd (絶対的物権的保護) と relativtsakrätligt skydd (相対的物権的保護) とがある。

**sakstatut** 物権準拠法。

**sakägare** 権利・法律関係の主体。その他に往々、若干の訴訟例えば公用収用事件における当事者適格を有する者の意味で用いられる。

**sakägarförteckning** 債権（者）目録。kronofogdemyndighet（執行官局）\*が作成する、不動産強制競売にあたって顧慮し、競売代金を配当すべき債権（者）の目録（強制執行法12章24条以下参照）。

**saköre** 罰金の旧称。

**saköreslängd** 罰金目録。裁判所および行政機関のともで作成される罰金に関する目録。例えば、警察庁は「罰金執行令（1979：197）」に基づきこれを作成する。

**Saliska lagen** サリカ法典。

**Saltsjöbadsavtalet** サルトショーバーデン契約。1938年にストックホルムの南東に位置する Saltsjöbaden（サルトショーバーデン）において Svenska arbetsgivareföreningen（スウェーデン使用者連合会）と Landsorganisationen i Sverige（スウェーデン全国労働組織）との間で締結された契約で、通称は huvudavtalet（主要契約）。

**samarbetssamtal** 協力対話。socialnämnd（社会福祉委員会）等の助言のもとに子の監護等に関する両親間の合意の成立を目的とする対話（親子法6章18条、「社会福祉サービス法（2001：453）」5章3条参照）。監護または面接交渉に関する訴訟事件において裁判所は社会福祉委員会等にこれを行うよう委託することができ、この場合には手続の停止を宣言することができる。

**samarva** 同一の相続順位にある共同相続人。

**sambesittning** 共同占有。besittning もみよ。

**sambo** 同棲婚者。同性婚者を含む。

**sambolagen** 同棲婚者法。「同棲婚者の共同の住居および家財に関する法律（2003：376）」。従前の「同棲婚者の共同の住居に関する法律（1987：232）」に代わり、「登録された同姓婚に関する法律（1994：1117）」による同姓婚に関する法規整も含む（1987：232の法律も一般に sambolagen とよばれた）。

**samfordningsrätt** 共同債権、分割債権。

**samfällighet** (村、集落の) 総有地。

**samfällighetförening** 総有地管理団体。「総有地の管理に関する法律 (1973:1150)」による団体 (17条以下参照)。

**samhällstjänst** 社会奉仕命令。villkorlig dom (条件付判決)\* または skyddstillsyn (保護監督)\* の補完として、刑事制裁をよりシリアスなものにする目的で無償労働を行う義務を課すること。これは被告人の同意があるときにのみ命じられる。刑法 27 章 2 条 a が定める。[socialtjänst (社会福祉サービス)\* とは全く意味内容が異なる。samhälle は社会を意味するので、両者は一見類似しているようにみえるが。]

**samkullbarn** 夫婦双方の子。särkullbarn 参照。

**sammanlevnad i oskiftat bo** 未分割遺産の共同管理。共同相続人らが boutredning (遺産 (財団) の調査)\* が行われた後も、遺産を分割せずに共同で管理すること。

**sammanläggning** ①不動産の併合・合筆、②刑事制裁の統合。①は不動産形成の方式の一つ。②については刑法 30 章 3 条に定めがある。なお、贈与に関する相続税の算定でもこの語が用いられる。

**sammanslutning** 団体、社団。会社、社団法人その他これに類する民事法上の集合体の総称。association\* の同意語。

**sammanträffande av brott (konkurrens)** 犯罪の競合。犯罪が競合する場合における裁判上の刑事制裁の処理については刑法 34 章が定める。

**samäganderätt** 共有権。

**samröre med fienden** 外敵との交友の罪 (刑法 21 章 9 条)。軍人の犯罪で、敵地に滞在することを含む。

**sanktion** ①制裁、②確証、承認。①は、違法行為をする者に対する反応として意図された強制手段の総称。例えば刑罰、行政罰、損害賠償。

**sanktionsavgift** 制裁手数料、反則金。刑罰と同様の機能を果たすものとして用いられる手数料。例えば felparkeringsavgift (違法駐車手数料)。

**sanningsbevis** 真実性証拠。名誉毀損の事実の摘示が真実であることの立

証について用いられる用語。この証明が奏効すれば förtal (名誉毀損罪)\* は成立しない (刑法 5 章 1 条 2 項)。

**sanningsförsäkran** 真実保証。partsförhör (当事者尋問)\* における供述の真実性の担保として行われ、刑事制裁を伴う。

**sannolika skäl** 相当な蓋然性ある理由。勾留の要件として必要な被疑事実の証明度をいう。

**scelus** 犯罪。

**scripturaansvar** 文言責任。船荷証券の記載と船荷が一致しないことに基づく損害について船主 (運送人) が負う責任のこと。

**sedvanerätt** 慣習法。従前の裁判所の判決および慣習等で、裁判所が法的拘束力ある法規と承認したもの。kutym 参照。〔一般に rättspraxis (裁判例)\* も慣習法と理解されていることに注意。〕

**sekretess** 秘密。公的活動において口頭または公文書の交付等によって情報を漏らすことが禁じられている事項。大部分は「秘密保護法 (1980:100)」に規定されている。hemligstämpel 参照。

**sekunda växel** 手形の二番目の複本。växelduplett もみよ。

**sekundogäldenär** 第二債務者。債務者の債務者。〔わが国で「第三債務者」とよばれるもの。〕

**sekundosuccession (efterarv)** 第二相続 (後相続)。例えば配偶者の一方が死亡したとき、その遺産は一応生存配偶者が全部相続し、後者が死亡した時に初めて前者の相続人の相続権が顕在化すること。

**sekundärkommun** 第二次地方自治体。複数の komunn〔第一次地方自治体)\* の地域を包摂する地方自治体、一般には landsting (県参事会自治体)\*。

**sekvester** 仮差押え。kvarstad (仮差押え)\* の同意語だが、あまり使われない。kvarstad もみよ。

**semester** 有給休暇。「有給休暇法 (1977:480)」がある。

**semesteresättning** 有給休暇補償金。労働者が取得した有給休暇をとる前に退職した場合に支払われる補償金。「有給休暇法 (1977:480)」28 条

以下が定める。

**semesterlön** 有給休暇賃金。有給休暇中に支払われる賃金。「有給休暇法 (1977: 480)」16条以下が定める。

**sententia jus facit inter partes** 判決は当事者間の法を創造する。判決は当事者間 (のみ) の法を創造すること、しかし一般的には第三者との間ではそうでないことを表現する文。

**separationsrätt** 取戻権。破産債務者以外の者に属し、かつ破産財団に留められべきでないものを破産財団から取り戻す権利。

**servicemärke** サービスマーク。「商標法 (1960: 644) によって保護される (1条3項)。

**servient** 承役地。dominant 参照。

**servitut** 地役権。この概念はローマ法に由来し、18世紀の法律学によってスウェーデン法に導入されたといわれる。negativa sevitut、positiva sevitut 参照。

**sexualbrott** 性犯罪。刑法6章のタイトル。各種の性的犯罪の総称。[なお、6章は2005年に全面的に改正され、改正法 (2005: 90) は同年4月1日から施行された。この改正法については坂田仁「スウェーデン刑法第六章 (性犯罪) の改正について」法学研究78巻8号 (2005) 35頁以下 (改正法の訳文も含む) 参照。本稿は Sveriges rikets lag 2005 所収の法令を基準としているので、同章に関する記述はこの改正前のものであることに注意されたい。]

**sexuellt ofredande** 年少者に対する性的接触等の罪 (刑法6章7条)。15歳未満の子に対して性的意味の行動をしたり、それに関与させたりする行為。15歳を超え18歳未満の者に対して強制、誘惑等により同様のことを行った場合も含む。[sexualbrott の [ ] の説明参照。]

**sexuellt tvång** 性的強制罪 (刑法6章2条)。våldtäkt (強姦・強制わいせつ罪)\* 以外の不法な強制により性交およびそれに類する行為を行うこと。[sexualbrott の [ ] の説明参照。]

**sexuellt umgänge med avkomling** 18歳を超える自分自身の直系卑属との

近親相姦罪（刑法 6 章 6 条 1 項）。この場合の *sexuellt umgänge*（性的交渉）は *samlag*（性交）のこと。（本章において *sexuellt umgänge*（性的交渉）は一般に *samlag*（性交）に限られず、これに類する行為を含む意味で用いられている。）〔*sexualbrott* の〔 〕の説明参照。〕

***sexuellt umgänge med syskon*** 兄弟姉妹との近親相姦罪（刑法 6 章 6 条 2 項）。この場合の行為は全血の兄弟姉妹との *samlag*（性交）である。〔*sexualbrott* の〔 〕の説明参照。〕

***sexuellt utnyttande av underårig*** 未成年者の性的利用の罪（刑法 6 章 4 条）。18 歳未満で、自分の直系卑属、養育または監護等の下にある者と性的交渉をもつ罪。〔その一部は *incest*（近親相姦）\* にあたる。〔*sexualbrott* の〔 〕の説明参照。〕〕

***sidoarrende*** 副次的農地賃貸借。*gårdsarrende* もみよ。

***sidoarv*** 傍系相続。直系の親族でなく、例えば被相続人の兄弟姉妹になされる相続。その相続人は *sidoarvingar*。

***sidolöpare*** 従（たる）契約。例えば建物賃貸借契約に伴う *biavtal*（従契約）で、主契約違反の場合に賃借権が消滅しないことを約定すること。「遠隔地契約および訪問販売契約における消費者保護に関する法律（2000：274）」によれば、売主の代理人による標準的契約書の条項以外の約束（従契約）も売主に対して一般に拘束力を有する（22 条参照）。

***signaturförfalskning***（芸術作品等への）作者名偽造罪（刑法 14 章 5 条）。美術工芸品およびこれに類するものに作者名を偽造する行為。

***siktväxel*** 一覽払手形。*avistaväxel*\* に同じ。

***simulerad rättshandling*** 仮装法律行為。*skenrättshandling*\* に同じ。

***singularsuccession*** 特定承継。個別の目的物または財産上の権利の移転・取得。例えば売買。反対は *universalsuccession*（包括承継、一般承継）\*。

***singulärfång*** 特定承継取得。*singularsuccession*（特定承継）\* による権利の取得。

***sinnesundersökning*** 精神状態調査。刑事訴訟における被疑者・被告人の精神状態の調査。現在の *rättspsykiatrisk undersökning*（精神医学的

調査)\* の旧称。

**självdeklaration** (税金の) 自己申告。

**självinträde** (取次人の) 自己介入権。[わが国の商法 555 条参照]。

**självkontrahering** 自己契約。

**självpantning** 自己差押え。公的機関を通ずることなく、自己の権利の保全のために他人の財産を取り上げることをいう。許容される場合もあり、avtäkt ((密猟・密漁者に対する) 実力行使権)\* はその例。

**självstympling** 兵役拒否のための自傷行為。svikande av försvarsplikt (兵役拒否罪) もみよ。

**självständig företagare** 独立事業者。通常、相手方に雇用されず、委任契約により労働を行うことを引き受ける者の名称。

**självständig intervenient** 独立 (訴訟) 参加人。intervenient 参照。

**självtäkt** 自力救済。広義では自力救済一般をさすが、狭義では「自力救済罪 (刑法 8 章 9 条)」の行為を意味する。

**sjö-eller luftfartssabotage** 航行中の民間船舶・航空機を損壊し、またはこれに危険を惹起する罪 (刑法 13 章 5 条 a)。

**sjöfylleri** 船舶の酩酊操縦の罪。「海法 (1994 : 1009)」20 章 4、5 条が定める。

**sjöförhör** 海難尋問。海難審判の際に裁判所によって行われる尋問。「海法 (1994 : 1009)」18 章 15 条が定める。

**sjöförklaring** 海難審判。船舶、船荷または乗客・乗組員に関わる海難事故について裁判所の前で行われる調査の手続。「海法 (1994 : 1009)」18 章 6 条以下が定める。

**sjöförmögenhet** 海事財産。sjöpanträtt (海事先取特権)\* の目的物としての船舶および船荷。

**sjöpanträtt** 海事先取特権。船員の賃金、海難救助料等のための先取特権。

**sjörätt** (法分野としての) 海法。海上の航行、運送に関する法規。「海法 (1994 : 1009)」がある。

**sjörättsdomstol** 海法裁判所。「海法（1994：1009）」による訴訟の第一審裁判所として指定されている地方裁判所。七つある。法律家の裁判長と海事に関する専門的知識・経験を有する 2 名の陪席者で構成される。

**sjöterritorium** 領海。

**skada** 損害。損害賠償法 5 章は損害賠償の算定について全 7 条のかなり詳細な規定を定める（なお、2 章も参照）。lyte och men, sveda och värk 等参照。

**skadebringande egenskaper** 引き渡された商品が他の財産に対する損害または人的損害を生ずる性質を有すること。これによる責任は produktansvar（製造物責任）\* とよばれる。

**skadedekikt** 損害（惹起）犯罪。犯罪行為による損害の惹起をその概念の中に包含する犯罪。

**skadeförsäkring** 損害保険。

**skadegörelse** 財産損壊罪（刑法 12 章 1 条）。他人の財産（動産および不動産）を損壊し、その権利を侵害する行為。自己の財産でも担保物件等については同じ。

**skadegörelsebrott** 財産損壊等の罪。刑法 12 章のタイトル。同章は財産損壊罪（1 条）およびこれに類する一連の財産罪について定める。

**skadelidandes medvållande** 被害者の共同過失、過失相殺（事由）。かつては personskada（人的損害）、sakskada（物的損害）等を問わず過失相殺が認められたが、現在では人的損害については故意または重過失がある場合に限り過失相殺が認められる（損害賠償法 6 章 1 条）。被害者に十分な賠償を与えようとする社会的考慮に基づく。その背景としてほとんど全ての場合に損害賠償は責任保険でまかなわれているという事情が存在する。

**skadelöshetsförbindelse** 無損害にする義務。ある措置または出来事に基づき他人が被ることのありうる全ての損害を賠償する義務。これは往々、銀行が例えば紛失小切手の代わりに新小切手を発行する条件として要求される。このような場合には消費者法の強行規定に反することがあり

うる。

**skadestånd** 損害賠償。損害賠償には契約上のものと契約外のものがあるが、損害賠償（法）について語るとき日常用語では一般に契約外のことを指している。

**skadestånd för psykiska besvär** （近親者の）精神的苦痛に対する損害賠償。スウェーデン法は被害者の損害賠償請求権の相続を認めず、扶養請求権者に限ってこの権利の侵害を理由に損害賠償請求ができるに過ぎない。（遺産財団から葬祭費用等の請求はできる。）しかし最近、近親者の慰謝料請求権が法定されるにいたった（「損害賠償法」5章2条1項3号）。近親者とは両親、兄弟姉妹等と解されている。

**skadeståndslag** 「損害賠償法」契約外の損害賠償すなわち不法行為に基づく損害賠償に関する法律で、国および地方自治体の不法行為に関する法規定も含む。

**skadeståndsrätt** （法分野としての）損害賠償法。不法行為による損害賠償に関する法規定はすでに中世地方法にみられるが、そこでは損害賠償が刑罰的色彩を濃厚に帯有しており、刑罰と損害賠償が完全に分離したのは19世紀に入ってからであった。

**skattebrott** 租税犯罪。「租税犯罪法（1971：69）」がある。違反行為が軽微な場合は *skatteförseelse*（租税軽罪）として罰せられる（3条）。

**skattefot** 税率。*skattesats*\* に同じ。

**skattekontor** 税務署。かつての名称は *lokal skattemyndighet*。

**skatteköp** 国有地の売買。*kronojord*（国有地の旧称）の売買。売買の結果として *skattejord*（所有者が租税義務を負担する土地）になる。

**skattemyndighet** 国税局。全国に10存在した。2004年1月から *Riksskatteverket*（王国国税庁）\* と統合され、*Skatteverket*（国税庁）の一部となった。そのもとに *skattekontor*（税務署）\* が位置する。

**skattenämnd** 課税審査委員会。*skattekontor*（税務署）\* ごとに存在し、争いのある問題の再審査や納税義務者にとって重要性を有する問題に関する判断の合理性などについて決定する。「租税徴収法（1990：324）」

2 章が定める。

**skatterättsnämnd** 税法委員会。課税問題に関する förhandsbesked (暫定的決定の事前開示)\* を扱う委員会。「課税問題における事前決定開示に関する法律(1998:189)」がある。förhandsbesked もみよ。[skattenämnd\* と混同しないよう注意。]

**skatteobjekt** 課税対象。

**skattesats** 税率。

**skattesubjekt** 納税主体。納税義務を負う自然人または法人。

**skenbar lagkonkurrens** 擬似的法条競合、観念的競合。lagkonkurrens (法条競合)\* の意味で往々用いられる。

**skenrättshandling** 仮装法律行為。例えば skenavtal (仮装契約)。

**skepp** 船舶。「海法(1994:1009)」による船舶で、長さ 12 メートル、幅 4 メートルを超えるものをいう。båt 参照。

**skeppshypotek** 船舶抵当権。「海法(1994:1009)」3 章が定める。

**skifte** ① (広義の) 土地分割、② 交換の旧称。①については laga skifte 参照。

**skifteslinie** 住居地の境界線。村落における住居地の境界線の古称。村落等の境界線である rågång\* とは異なる。

**skiftesman** 遺産分割人。遺産共有者間で遺産分割に関する協議が整わないとき、遺産分割の職務を行うために裁判所が任命する者。

**skiftesmål** 不動産形成に関する訴訟事件の旧称。

**skiljaktig mening** 少数意見。裁判所または合議制の公的機関の判断における少数意見。[スウェーデンでは第一審を含む全ての裁判所はもちろん行政機関でも少数意見の表示が許容されている。とくに後者はスウェーデン行政の大きな特色である。排訳、『スウェーデン行政手続・訴訟法概説』181-182 頁参照。]

**skiljeavtal** 仲裁契約。

**skiljedom** 仲裁判断。仲裁契約に基づくものを konventionell skiljedom (約定的仲裁判断)、法令の規定に基づくものを legal skiljedom (強制

的仲裁判断) という。

**skiljeförfarande** (skiljedomsförfarande, skiljemannaförfarande) 仲裁手続。

**skiljeman** 仲裁人。

**skiljedomstol** 仲裁裁判所。国際仲裁について使われる用語。

**skillnad till säng och säte** 事実上の別居。hemskillnad (離婚前別居)\* の前身に相当する制度。直訳すれば寝室と住居を別にする事。

**skilsmässa** 離婚。äktenskapsskillnad\* に同じ。

**skingringsförbud** 仮処分。民事訴訟法上の保全処分の従前の一形態。現在では kvarstad (仮差押え)\* 制度のもとに包摂されている。

**skolplikt** 就学義務。7歳から15歳までの子を grundskola (基礎学校、小・中学校) に就学させるべき、子を vårdnad (監護)\* する者の義務。

**skrivbordsutmätning** 机上の差押え。債務者の住居や事業所で行われるのではなく、kronofogedemyndighet (執行官局)\* の事務所において登記等によりなされる差押えを意味する俗称。

**skuldebrev** [promissory note, I.O.U.] 債務証書。一定の金額の支払を約束する独立の片務的な書面。enkelt skuldebrev (単純債務証書)\* と löpande skuldebrev (流通的債務証書、約束手形)\* とがある。「債務証書に関する法律 (1936:81)」が定める。förskrivning, revers\* はその古称。

**skuldenär** 債務者 (旧称)。gäldenär\* に同じ。

**skuldsanering** 債務整理、民事再生。任意的整理 (執行官局のもとで行われ、全債権者の同意を要する) と強制的整理 (地方裁判所が決定) とがある。「債務整理法 (1994:334)」がある。

**skyddande av brottsling** 犯人庇護罪 (刑法 17 章 11 条)。

**skyddsbehövande** 難民保護必要者。若干の条件のもとに亡命ないし滞在許可の権利を有する難民等をいう。「外国人法 (1989:529)」13 章が定める。

**skyddsbelopp** 保護金額。不動産執行の際、執行債権に対する優先債権に執行費用を加えた金額のこと。原則として競売は保護金額を超える場

合にのみ行われる。täckningsprincipen 参照。

**skyddskomnité** 保護委員会。労働保護関係法規の遵守を確保するために、職場における労使双方の代表で構成される委員会。「労働環境法 (1977:1160)」6 章が定める。skyddsombud もみよ。

**skyddsombud** 職場代表。労働保護関係法規の遵守の確保について使用者と共働する職務を有する労働者によって選出された代理人。大きな職場では skyddskomnité 保護委員会)\* を設置してこの職務が行われる。「労働環境法 (1977:1160)」6 章が定める。

**skyddstillsyn** 保護監督。罰金よりも重い、自由の剥奪を伴わない刑事制裁。日数罰金や samhällstjänst (無料社会奉仕)\*、場合によっては 14 日以上 3 月以下の拘禁を併科することができる。刑法 28 章が定める。[「保護観察」という訳語もある。一つの適訳であるが、övervakning (保護観察)\* - わが国の保護観察に相当する - との混同を避けるため、より直訳的な「保護監督」とした。]

**skyldeman** 親族 (旧称)。

**skyldskap** 親族関係。

**sluten association** 閉鎖的団体。現構成員の同意なしには新構成員の加入が認められないか、他の方法で構成員の数が特定されている団体。構成員の数が予め特定されていない団体は öppen association (公開的団体)。

**sluten ungdomsvård** 隔離的少年保護。犯行時 18 歳未満の少年犯罪者に対する刑事制裁 (刑法 31 章 1 条 a)。この場合、少年は特別の拘禁施設である ungdomshem (少年の家) に収容される。「隔離的少年保護の執行に関する法律 (1998:603)」が定める。刑事制裁としては överlämnande till särskild vård (特別保護への委託 (送致))\* に属する。

**slutiligt beslut** 終局決定。裁判所が本案の審理なしに事件を終局的に処理する決定。例えば訴え却下等の決定。

**släktnamn** 姓。旧「氏名法」による用語で、現在の「氏名法 (1982:670)」では efternamn。

**smitning** 交通事故届出義務違反等の罪 (通称)。「交通犯罪の刑罰に関する法律 (1951:649)」5条が定める罪のこと。

**småmål** (FT- mål (förenklat tvistemål)) 少額訴訟。FT- mål もみよ。

**snatteri** 窃盗軽罪 (刑法8章2条)。

**snyltning** 無賃乗車・無銭飲食等。刑法9章2条2項が定める *bedrägligt beteende* (詐欺軽罪、詐欺的行為の罪)\* に該当する行為 (多くの場合)。

**social adekvans** (刑法の) 社会的相当性。不文の例外規定または推論に基づく、犯罪構成要件に該当する行為の違法性の阻却。例えば、スポーツにおける危険の引受や、医療行為における患者の側の承諾に包含されない若干の措置。社会的相当性は法解釈学における「安全装置」とされる。[わが国でいう超法規的違法阻却事由や可罰的違法性に関連しよう。]

**sociala arbetstagarbegreppet** 社会法的労働者概念。arbetstagare 参照。

**socialförsäkringsnämnd** 社会保険委員会。すべての *allmän försäkringskassa* (社会保険事務所)\* ごとに存在し、政府任命の委員長、同数の地方自治体選出および *riksförsäkringsverket* (社会保険庁) 任命の委員で構成され、重要な案件について決定を行った。2004年に廃止。

**socialnämnd** [social welfare board] 社会福祉 (執行) 委員会。第一次地方自治体における *socialtjänst* (社会福祉サービス)\* を所管する、同参事会選出の委員によって構成される執行委員会。この委員会が設置されないときは *kommunstyrelse* (地方自治体 (一般) 執行委員会、理事会) がその職務を行う。*socialtjänst* は第一次地方自治体の責務に属し、*kommunstyrelse* はその必置機関であるが、*socialnämnd* はそうではないからである。

**socialtjänst** [social service] 社会福祉サービス。第一次地方自治体の責務に属し、困窮者やその他の理由により援助・保護を必要とする者にそれを与えること、間接的に個人とくに子供や老人の福祉の増進する措置をとることなどを包含する。基本的法規として「社会福祉サービ

ス法 (2001 : 453)」がある。かつては socialvård (社会保護) という語が用いられていた。

**societas delinquere non potest** 法人は犯罪を犯すことができない。法人自体は犯罪を犯すことができるとはみられず、したがって、刑事責任は法人ではなく、その代表者の自然人に科されるべきだという原則を表現する文。

**sockenallmänning** 教区の入会地。allmänning もみよ。

**solaväxel** 一通のみの手形。複本が存在しない手形のこと。スウェーデン国内ではこれが普通である。växeldupplet 参照。

**solennitetvittne** 厳格方式証人。ある法律行為が有効であるための必要条件を成す証人。例えば遺言書作成の際の証人。

**solskifte** 土地分割 (の古い形態)。tegskifte\* の同意語。

**solidariskt ansvar** 連帯責任。

**solutio** 支払。

**solutio indebiti** 非債弁済。condictio indebiti 参照。

**solvent** 弁済能力があること。

**sparbank** 貯蓄銀行。「貯蓄銀行法 (1987 : 619)」がある。

**specialdomstol** 特別裁判所。例えば労働裁判所、市場裁判所、環境裁判所。特別裁判所という名称は往々、通常裁判所が特別の構成を有し、特別の手続法規によって裁判する場合 (例えば不動産裁判所) についても用いられる。[スウェーデン法上、行政最高裁判所、行政高等裁判所、行政地方裁判所は特別裁判所ではなく、通常裁判所と並ぶ allmän förvaltningsdomstol (一般行政裁判所)\* である。]

**specialexekution** 特別執行、個別執行。一般執行 (破産) と異なり、個別財産に対する強制執行。

**specialitetsprincipen** 特定性原則。所有権、抵当権等の目的物は個別的に特定される物でなければならないとする原則。したがって、種類や数量で指定された物は原則としてこれらの権利の目的物となることができない。ただし universitas rerum 参照。

- specialprevention** 特別予防。individualprevention もみよ。
- specialprocess** 特別訴訟。特別裁判所においてまたは訴訟手続法以外の手続法規によって取り扱われる訴訟。
- specialrecidiv** 特殊的再犯。特定の類型の犯罪を行う再犯。
- specialstraffrätt** 特別刑法。刑法典以外の刑罰法規（に関する法分野）。例えば麻薬、密輸、租税、知的財産権等に関連する犯罪を取り扱う。
- specialsubjekt** 特別主体。若干の刑罰法規の法文は、行為者が特別の地位（例えば、公務員、受任者、使用者）にあることを前提としている。このような地位にある者を specialsubjekt という。
- speciell avtalsrätt** 特別契約法、契約各則。個別契約類型に関する法規定、法分野をいう。allmän avtalsrätt 参照。[スウェーデンはパンデクテンシステムを採用していないので、わが国のように体系的な契約各則に関する規定は存しない。]
- speciell förmånsrätt** 特別優先権。särskild förmånsrätt もみよ。
- speciell processgemenskap** 特別共同訴訟。共同当事者の一人の訴訟行為が他の者の利益にも効果を生ずる共同訴訟。
- speciell testamenttagare** (個別財産の) 受遺者。legatarie\* に同じ。
- speciesgods** 特定物。
- speciesköp** 特定物売買。反対は leveransavtal (数量売買契約)\* または genusköp (種類売買)\*。
- specifikation** 加工。accessio 参照。
- specifikationsköp** 事後特定売買。契約時に目的物の性質の一部（色彩、形態等）が未特定で、買主による事後の特定に委ねられている売買。製作物や季節ものの供給において行われる。売主は一定の要件の下に自ら特定する権利を有する。「売買法 (1990:931)」60条が定める。
- speditionsavtal** 運送取扱契約。運送取扱人は speditörer。この契約に関する法律はなく、Nordiskt speditörförbunds allmänna bestämmelser (北欧運送取扱人連合会約款) によって規整されている。[わが国の商法 559 条参照]

**spei emptio** 予想買い。emptio spei もみよ。

**spioneri** スパイ罪 (刑法 19 章 5、6、14、15 条)。通常のスパイ罪とその重罪がある。

**sportler** 職務手数料。私人がその求める公的措置のために支払い、担当官が自己のものとする事ができた手数料。かつては官吏の俸給の重要部分を構成した。ラテン語の sportula (贈物) に由来する。

**spridande av gift eller smitta** 有毒物を散布し、または疫病を蔓延させる罪 (刑法 13 章 7 条)。人の健康または生命に一般的危険を惹起する行為。förgiftning 参照。

**spridningsfrihet** (出版物等の) 自由頒布・流布権。「出版の自由に関する法律」(基本法) および「表現の自由に関する基本法」による、公権力の側からの妨害なしに出版物等を公衆の間に頒布・流布する基本的な権利。

**spridningsrätt** 頒布権、公表権。複製した著作物を頒布、公表する著作者の権利。

**stadfästelse** 確証。例えば、受訴裁判所による訴訟上の和解の確証、スウェーデン高等裁判所による外国で認められた離婚の確証 (これによって内国確定判決と同様の効力が与えられる)。また、しばしば私的団体の規則等が公的性質を獲得するための行政行為による fastställelse (確定)、godkännande (承認) の同意語として用いられる。stadfästelse という語、概念はすでに 13 世紀末の中世地方法に存した。

**stadgad åborätt** 法定世襲的土地無期限占有権。åborätt (世襲的土地無期限占有権)\* の古い形態。現在ではもはや新たに設定されない。「法定世襲的土地無期限占有権等の解消に関する法律 (1999:292)」がある。besittningsrätt, åborätt 参照。

**stadsäga** 市有地。かつての法律により宅地として分割された区域外の不動産で、市のための fastighetsregister (不動産台帳・登記簿)\* 中の stadi gobok (市有地帳簿)\* に登載された。

**stamaktie** 普通株。preferensaktie 参照。

**stamfastighet** 幹 (残存) 不動産。「不動産形成法 (1970 : 988)」による **avstyckning** (不動産の分割 (筆))\* が行われた後に残存する不動産部分。**styckningsdel** 参照。

**standard** (rättsstandard) 基準 (法的規準)。しばしば一般条項などに存する「良きビジネス倫理」のような慣習的行為範型。刑法でも過失判断にあたって **aktsamhetsstandard** (注意規準) が用いられる。

**standardavtal** 標準契約、約款。

**stare decisis** 先例拘束性の原則。スウェーデン法には存在しないが、英国法はこれによる。

**Statens ansvarsnämnd** 国家公務員責任審査委員会。国家公務員の懲戒、解雇および訴追申出 (告発) に関する問題について審査する委員会。ここで公務員とは原則として、政府の決定により任命された者またはそれ以外の者で指揮的もしくはこれと同視しうる立場にあるものをいう (「公的雇用に関する法律 (1994 : 260)」34 条)。

**Statens biografbyrå** [National Board of Film Classification] 国立映画局。「映画およびビデオの審査および統制に関する法律 (1990 : 886)」に基づき、映画およびビデオの審査および統制に関する権限を有する。性表現を規制する刑法 16 章 10 条 b および c の遵守のための監督権も行使する。**olaga våldsskildring** 参照。

**Statens offentliga utredningar** (SOU) 立法関係調査委員会報告書。各省大臣の委嘱・指示を受けて立法関係の調査・検討を行い、法案およびその理由書を作成する **utredning** (立法関係調査委員会) の報告書。その職務を行うものが個人の場合は **utredare** (立法関係調査人) という。この報告書はしばしば **betänkande** とよばれる。**förarbeten** 参照。

**Statens va-nämnd** 国立上下水道紛争処理委員会。公的上下水道設備に関する、運営主体と利用者との間の司法的性質を有する問題を第一審として取り扱う委員会。裁判官経験者を長とし、その他 5 名の関係事項に関する専門的知識経験を有する者によって構成。その決定は環境上級裁判所と同様の構成員を有するスウェーデン高等裁判所によって審査され

- る。「国立上下水道紛争処理委員会に関する法律（1976：839）」がある。
- statlig lönegaranti** 国家的賃金保障。使用者が破産した場合の労働者の賃金の支払に関する国による補償。löneskydd 参照。
- statschefen** 国家元首。1974 年の統治組織法によれば国王が国家元首である。
- statsfartyg** 国用船舶。国が所有し、または国の用益に充てられる船舶。
- statsfunktionerna** 国家機能。国が行う各種の活動の総称。一般に三種の主要な機能、すなわち立法、司法、行政がある。スウェーデンでは伝統的に特別の国家機能（通常の立法権とは異なるもの）として国会の財政権に属する予算の規整が挙げられている。統治組織法において立法権は 8 章、予算規整権は 9 章が規定している。
- statslös** 無国籍者。
- statsmakterna** 主権、統治権。一般に主要なものとして立法権、司法権、行政権（執行権）が挙げられる。
- statsministern** [Prime Minister] 内閣総理大臣。[一大臣ではないことに注意。]
- statsråd** 国務大臣。
- statsrådsberedningen** [Prime Ministers Office] 内閣総理大臣官房。内閣総理大臣および無任所大臣を補佐する事務を取り扱う。
- regeringskansliet** もみよ。
- statsrätt** 国制法、憲法。国籍に関する法規も国制法に属するといわれる。
- förvaltningsrätt** 参照。
- statstjänstenämnden** 国家公務員労使紛争審査委員会。公的部門における労使紛争が、重要な社会機能を不当に阻害するかどうかを判断する機関。この委員会は原則として同数の労使双方の代表者によって構成される。
- statut** （国際私法の）適用法規。例えば arvsstatut（相続の適用法規）。
- statusmål** 身分訴訟。離婚、父性確定およびこれに類する家族法上の人の地位すなわち身分（既婚、未婚、嫡出子、婚外子など）に関する訴訟。

**sterbhus** 遺産財団。

**stiftelse** 財団、基金。特定の目的に宛てられた独立の財産である法人。財団の寄付行為は *stiftelseförordnande*。「財団法 (1994:1220)」がある。この法律は財団に関する総合的立法である。

**stiftelseurkund** (株式会社の) 設立発起書。発起人間の株式会社の設立の合意に関する文書。とくに定款の草案、株式、設立総会、現物出資財産等に関する事項を包含する。「株式会社法 (1975:1385)」2章3条が定める。

**stipulatio** 契約。kontrakt\* に同じ。

**stirpaldelning** 相続分平等配分。同一順位の相続人は、その順位者に属する相続分について平等の配分を受けること。

**stoppingsrätt** 履行停止権。売買契約の締結後に買主が支払不能の状況になったとき、買主に対する目的物の引渡しを拒絶する売主の権利。破産の場合にすでに給付した代金未払の物の返還を請求する権利は *aktiv stopplingsrätt* (積極的履行停止権) とよばれる。買主が代金の前払を約していた場合売主に履行不能の状況が生じたときは、買主も同様に支払の停止権を有する。

**storskifte** 大土地分割。18 - 19世紀に行われた土地分割の形態で、土地の細分化の防止を意図したもの。laga skifte 参照。

**straff** 刑罰。自由の剥奪すなわち *fängelse* (拘禁)\* (もしくは死刑) または *böter* (罰金)\* の形態における制裁。brottspåföljed (刑事制裁)\* よりも狭い概念。brottspåföljed 参照。

**straffarbete** 懲役。かつての自由刑の最も厳しい形態。*fängelse* (禁固) よりも重い。両者は現行刑法典において *fängelse* (拘禁)\* に一本化された。

**straffbarhetsålder** 可罰年齢。従前の名称は *straffmyndighetsålder* (刑事成年年齢)。刑罰を科することができる最低の年齢。スウェーデンでは15歳である。

**strafflagen** 刑罰法。1864年制定の一般刑法典。同法は1734年の

straffbalk (刑罰法典) および missgärningsbalk (軽犯罪法典) を代替したもののだが、1965 年 1 月 1 日から施行された現行の brottbalk (刑法典)\* によって代替された。

**strafflatitud** 法定刑の幅。法定刑の上限と下限。

**straffmätning** 刑の量定。

**straffpreskription** 刑の時効。åtalspreskription 参照。

**straffprocess** 刑事訴訟。

**straffregister** 刑事登録簿。従前に存在した現在の allmänt kriminalregister (犯歴簿)\* に相当するもの。

**straffrihetsgrund** 刑罰免責事由、犯罪成立要件阻却事由。客観的事由と主観的事由とがある。前者は客観的犯罪成立要件に、後者は主観的犯罪成立要件に対応する。rekvisit 参照。

**straffränta** 遅延罰利息。drömmålsränta (遅延損害金)\* に同じ。

**straffrätt** (法分野としての) 刑法。犯罪と刑事制裁に関する法規。

**straffrättsvillfarelse** (egentlig rättsvillfarelse) 刑罰法規に関する法律の錯誤 (本来的法律の錯誤)。例えばある行為が刑法上可罰的であるにも拘らず許容されていると信じた場合。この錯誤は事実の錯誤および刑罰規定を含む民事・行政法規に関する法律の錯誤 (非本来的法律の錯誤) とは区別すべきである。前二者の場合には故意が排除されるが、この錯誤は例外的な場合にのみ刑事責任を免れさせる。rättsvillfarelse 参照。

**straffskala** 法定刑の幅。strafflatitud に同じ。

**straffverkställighet** 刑事執行。刑事訴訟における有罪判決の執行。

**straffvite** 刑罰過料。vite もみよ。

**straffvärde** 刑罰価値、犯罪の軽重。抽象的刑罰価値は刑法典において行為類型ごとに straffskala (法定刑の幅)\* として表現されている。具体的刑罰価値は個別事件における刑事制裁の種類を選択および straffmätning (刑の量定)\* で示される。なお、刑法 30 章 1 条は刑事制裁の軽重の順序について定める。

**strafföreläggande** 刑罰命令。比較的軽微な刑事制裁が定められている犯罪について、訴追の選択肢として検察官が発する。訴訟手続法 48 章が定める。〔わが国の略式命令にほぼ相当する。〕

**streik** ストライキ、同盟罷業。

**stricto jure** 厳正に法によって。

**stridsförsumlighet** 軍人の戦闘行為過怠の罪 (刑法 21 章 13 条)。

**stridsåtgärd** 争議行為。ストライキ、ロックアウト等の総称。主として労使紛争について問題になるが、賃貸借紛争、消費者と製造者との間の紛争等についても問題になりうる。

**strikt ansvar** 厳格責任。自己の有責に基づかない責任、主として損害賠償責任。strikt は英語からの借用語 (スウェーデン語は strängt)。

**struktuella bevis** 構造的証拠 (明)。全体の範型の一部を構成し、証拠と証明主題との間の因果的関連に基づくのではない証拠 (による証明)。スウェーデンの代表的訴訟法学者 Per Olof Ekelöf (ペール・オーロフ・エーケレーヴ) の造語で、彼はパズルのピース (のはめ込み) のようなものと説明する。この証拠の証拠価値は薄弱で、これによって刑事訴訟における客観的犯罪成立要件事実の証明度を充足するのは困難だと考えられている。

**styckningsdel** 分 (合) 筆関係不動産。不動産の分割 (筆) の際の stamfastighet (幹部分)\* と styckningslott (分割 (筆) 部分)\* の両者をあわせた名称。

**styckningslott** 不動産の分割 (筆) 部分。ägovidd ともいう。

**ståndrätt** [court marshall] 特別軍法会議 (およびこれに類する裁判所)。戦時、革命期などに設置され、簡易な手続により刑罰とくに死刑を科する裁判所のこと。〔英訳は必ずしも適切でないように思われる。〕

**ställföreträdare** ①法定代理人、②発行人責任代理者。②は「出版の自由に関する法律 (基本法) による定期刊行物の発行人からその権限および発行人責任を委ねられた者 (8 章 1 条)。

**ställningsfullmakt** 地位に基づく授権。明示的な代理権なしに法律または

慣習により、その地位に基づき他人のために契約（売買等）を締結する権限が帰属すること。例えば店員。

**stämning** [summons] 召喚状。被告または被告人に宛てた訴えまたは訴追に対して答弁すること、そのために出頭することを求める裁判所の呼出状。

**stämningsansökan** [summons application] 召喚状申請書、訴状、起訴状。

**stämningsman** [process server] 送達実施人。召喚状の送達の執行を命じられた警察職員。これによる送達は通常の送達が奏効しない場合のみ用いられる。

**stämpelskatt** 不動産等取得税。

**stämpling** 陰謀（刑法 23 章 2 条以下）。犯罪の決行について相談することなど。[「謀議」という訳語もある。]

**stödperson** （被害者の）付添人。訴訟手続において人的な援助を必要とする犯罪被害者に付き添う者。訴訟行為を行うことはできない。訴訟手続法 20 章 15 条が定める。[拙訳「スウェーデン刑事訴訟法」36 頁、同条の\*、\*\*参照。]

**stöld** 窃盗罪（刑法 8 章 1 条）。fickstöld（掏り）\* は「窃盗重罪」（同章 4 条 2 項）である。snatteri 参照。

**störande av förrättning eller av allmän sammankomst** 儀式または一般集会の攪乱罪（刑法 16 章 4 条）。暴力行為、騒音等によって一般の礼拝、祈祷、結婚式、葬儀、法廷、国・地方自治体の会議、講演会等を攪乱し、または妨害することを試みる行為。

**större sysslomannaskapet** 強制管理保全処分。不動産を裁判所任命の管理人の管理の下に置く保全処分のこと。mindre sysslomannaskapet 参照。

**subconductor** 転用益権者。

**subjekt** 主体。rättssubjekt（法主体、権利主体）\* に同じ。

**subjektiv kumulation** 主観的併合。異なる当事者（被告人）間の訴訟の

併合。

**subjektiv omöjlighet** (履行の) 主観的不能。omöjlighet もみよ。

**subjektiv rätt** 主観的法、権利。rättighet\* に同じ。

**subjektivt fel** (konkret fel) 個別的瑕疵 (具体的瑕疵)。個別的に約定されたまたは期待された規準からの乖離。

**subjektivt rekvisit** 主観的犯罪成立要件。行為者の心理状態に関する要件。例えば窃盗罪における tillägnelseuppsåt (不法領得の意思)\*。

**subjektivt överskott** (överskjutande uppsåt) 主観的過剰 (過剰な故意)。犯行時における行為者の故意が実際の行為を超過する関係をいう。例えば障害未遂の場合。

**sublokation** 転貸借。substitution 参照。

**subrogation** (弁済者の) 代位。例えば保証債務を履行した保証人が債権者に代位する関係。

**subsidiärt ansvar** 補充的責任。primärt ansvar (第一次的責任)\* を有する者が支払わない場合に債務を支払うべき責任。

**substitution** 契約当事者 (債務者) の変更。従前の契約当事者 (債務者) に代わって新たな当事者 (債務者) が生ずる関係。例えば建物賃借権の譲渡の場合。överlåtelse av skuld (債務の譲渡) ということもある。ドイツ法の Schuldübernahme に相当するとされる。[同一の綴りだが、英・独語では「復代理」を意味する。スウェーデン語の復代理は transportfullmakt\*。ただし substitutionsprincipen (訴追委任原則)\* は公法上の復代理に類似する。]

**substitutionsprincipen** 訴追委任原則。上級の検察官が下級の検察官に自己の訴追の権限を委任すること。

**subsum(p)tion** 包摂。具体的事案を法規の下に整序すること。

**sumsumtionsvillfarelse** 包摂の錯誤。ある行為が刑罰法規の下に属しないと誤信すること。法律の錯誤の一種。

**succession** 相続、承継。

**successionsordningen** 「王位継承法」 基本法の一つで、スウェーデン王位

の継承権について定める。

**successionsrätt** (法分野としての) 相続法。民事法 (私法) 中の相続に関する法規。ärvdabalk (相続法)\* がある。相続法は往々家族法に包含される。[当然自明のこととして家族法の一部と考えられているではないことに注意。]

**successiva relevansens princip** 継続的関連性の原則。訴訟上の主張責任 (の分配) に関する原則。åberopsbörda 参照。[拙著『訴訟における主張・証明の法理』16 頁以下参照。]

**successivt ansvar** 順次的責任。出版犯罪に関する刑事責任の順序のこと。ansvarighetskedja 参照。

**successivt legat** 順次的遺贈の目的 (物)。まず A に、ついで B に帰属するというように複数の受遺者に対して順次的になされる遺贈の目的 (物)。最初の受遺者 A は遺贈の目的 (物) について処分をすることができない (相続法 12 章 9 条参照)。

**sui generis** それ自体に特有な (契約)、非典型の (契約)。

**sui juris** 自主権者、契約能力者。もはや家長権 (両親の権限) に服しない者について用いられる。

**sujte mixte** 多重国籍者。

**summa konkurrens** (相殺の) 対当額。

**summaersättning** 約定の損害賠償額による賠償。

**summaförsäkring** (死亡時全額支払の) 生命保険。kapitalförsäkring (資金保険) である生命保険。

**summarisk process** 略式訴訟。通常の訴訟手続に替わる簡易化された訴訟手続。例えば betalningsföreläggande (支払命令)\*, handräckning (簡易訴訟)\*。

**summum jus, summa injuria** 最高の法は最大の不正 (でありうる)。形式的な法は実体的正義と一致しない (ことがありうる) ことの有名な表現。[わが国では「法の極みは不法の極み」などと訳されている。この諺については、柴田光蔵『ことわざの法律学』(1997、自由国民社) 122 頁

以下参照。]

**surrogat** 本来の給付に対する代償物。

**surrogatdelgivning** 代替的送達。送達の名宛人と密接な関係を有し、その者に送達書類を困難なく届けられる者に対して行う送達。若干の場合にのみ有効。

**surrogation** 物上代位。

**surrogatuppfyllelse** 代物弁済 (契約)。

**suspensiv effekt** 判決効の遮断。上訴の提起により生ずる執行力および既判力の不発生をいう。

**suspensivt villkor** 停止条項。所有権の終局的移転を一定の条件 (例えば代金の支払) が満たされるまで延期すること。不動産譲渡の際には一般にみられる条項。

**SUT-intyg** 債務者が差押可能財産を有しないことの証明書。

kronofogedemyndighet (執行官局)\* から発行され、債務者が支払不能であることの証拠として機能する。債権者はこれを地方裁判所に対する破産申請の際に提出できる。SUT は systematiska uppsökande tillsyn (システム探索監督) の略語。

**sum cuique tribuere** 各人に彼のものを与えよ。

**suveränitet** 主権。国際法理論において重要な役割を演じてきた用語であるが、現在ではその使用がやや減少しており、かつその価値について争われているとされる。

**svarande** 被告、相手方。執行事件では相手方。刑事訴訟の被告人は tilltalad\*。

**svarmål** 答弁、被告の主張。svarandens talan (被告の訴訟活動全般) を意味する。talan 参照。

**sveda och värk** (急性の) 肉体的苦痛・不快。加療期間中における金銭に直接評価できない肉体的苦痛その他の不快等すなわち精神的損害で、「損害賠償法」5章1条はこの表現を用いている。lyte och men (永続的な肉体的苦痛・不快)\* とは区別される。

**svek** 民事詐欺。民事法上の無効原因の一つである。刑法の *bedrägeri* (詐欺罪)\* (刑法 9 章 1 条) に対応するといえる。[スウェーデン法における無効の意味については *ogiltighet*\* 参照。]

**Svensk författningssamling (SFS)** スウェーデン法令集。国会ないし政府が制定した主要な全法令を収める公的な定期刊行物 (創刊は 1825 年)。通例毎週刊行され、年毎に本の形にまとめられる。発行人は法務省の *rättschef* (法制局長)。Svensk författningssamling とその略称の SFS は、1999 年以降その名称が法的に保護され、他の出版物がこれを用いることは許されない。「スウェーデン法令集の名称保護に関する法律 (1998:281)」がある。

**Svensk Juristtidning (SvJT)** スウェーデン法曹時報。スウェーデン最古のかつ最も代表的な法律雑誌。

**Sveriges advokatsamfund** スウェーデン弁護士会。advokat 参照。

**svikande av försvarsplikt** 兵役拒否罪 (刑法 18 章 6 条)。

**svindleri** 欺瞞的経済情報流布罪 (刑法 9 章 9 条)。

**svårgerlag** 姻族関係。

**sympatiåtgärd** 同情争議行為。同情ストなど同情争議行為は原則として許容されている。これは比較法的にみてスウェーデン法の特色といえる。

**syn** (現場) 検証。訴訟における証拠調べのほか、法律関係にとって重要な事項を確認するための法定の手續として行われる。例えば土地賃貸借終了の際の検証 (土地法 9 章 23 条以下)。

**syneinstrument** 検証調書。訴訟手続外の検証において *synnesman* (検証人) が作成する調書。

**synallagmatisk** 双務的な。ギリシア語の *synallagma* (契約) に由来し、大陸法 (理論) においてよく使われる言葉のスウェーデン語化。[双務契約のフランス語は *contrat synallagmatique*。]

**syslloman** ①受任者、②執行財産管理人。① *sysslamannaavtal* (委任契約) の受任者。②強制執行の目的財産を管理するために裁判所から任命された者。

**såsom för egen skuld** 自分自身の債務のように。proprieborgen (連帯保証)\*をした者の義務の特徴を示すためによく用いられる表現。

**säkerhetsrätt** 担保権。

**säkerhetsrådet** 安全保障理事会。FN:s säkerhetsråd (国連安全保障理事会)のこと。FNはFörenta nationerna (国際連合)の略称。

**säkerhetsåtgärd** 保全処分。執行対象を現状のまま保全し、将来の執行が効果的な結果を収めるよう保障する措置。例えば、仮差押え、旅行禁止、勾留。[例示にみられるように刑事執行の保全も含まれる。]

**säkerhetsöverlåtelse** 譲渡担保契約。通常の所有権譲渡の形式をとるが、明示的または黙示的に担保のためであることが約定されている契約。債務が弁済されたときは抵当権と同様に譲渡の目的物は返還される。契約形式が売買であるときは **säkerhetsköp** (売渡担保) とよばれる。

**sämjedelning** 私的土地分割。不動産形成の法的手続を遵守しないで私的に行われる土地分割。法的効力を有しない (土地法1章1条2項)。

**sämre rätt** 劣後する権利。優先する権利は **bättre rätt** (用例については例えば「強制執行法」12章33、34条参照)。

**särkullbarn** 被相続人のみの子、夫婦の一方の子。samkullbarn (夫婦双方の子)\*と異なり、被相続人の死亡と同時に相続権を有する。sekundosuccession (第二相続)\*の原則の例外を成す。夫婦双方の子についてはこの原則により親の一方が生存している間は相続権が顕在化しない。

**särskild bolagsstämma** 特別株主総会。bolagsstämma もみよ。

**särskild dom** 特別判決。係属中の訴訟について部分的にのみ判断する判決で、**deldom** (一部判決)\*、**mellandom** (中間判決)\*がこれに属する。

**särskild förmånsrätt** 特別優先権。差押えおよび破産の際に特定の財産 (例えば抵当物件) について生ずる優先権。

**särskild handräckning** 特別簡易訴訟。主として動産および不動産について占有侵奪の場合にその回復に用いられる簡易訴訟手続。kronofogdemyndighet (執行官局)\*の管轄に属する。通常簡易訴訟と異なり、この訴訟手続では

実体審理を行い、その *utslag* (決定)\* は通常訴訟の提起を妨げない。  
*handräckning* 参照。

**särskild korsning** 特定線引。支払人を特定銀行と表示した小切手。

**särskild personutredning** 特別人的調査。被告人・被疑者の人的関係の調査。刑事制裁の問題を判断するのに必要なとき裁判所（起訴前は検察官）が決定する。「刑事訴訟事件等における特別人的調査に関する法律（1991：2041）」がある。同法 7 条による医師の証明書の提出による調査を *liten sinnesundesökning* (小精神鑑定)\* という。

**särskild rätt (till egendom)** 特別権、制限物権。*begränsad rätt*\* に同じ。

**särskild rättsverkan** 特別法効果。刑事制裁以外の犯罪に対する法効果。例えば財産の没収、*företagsbot* (企業罰金)\*、運転免許の喪失。

**särskild åklagare** 特別検察官。特定の犯罪についてのみ訴追の権限を有する検察官。JO (国会オンブズマン)\*、JK (法務監察長官)\* はそうである。*allmän åklagare* 参照。

**särskilda rättsmedel** 特別上訴。*rättsmedel* もみよ。

**särskilt beslut** 特別決定。判決と関係なくなされる決定。訴訟手続法 49 章 5 条等参照。

**sönad gruva** 鉱業権が失効した鉱区。

## T の部

**tacita relocatio** 黙示の契約の延長。*relocatio tacita*\* に同じ。

**tacite** 黙示の。

**tagande av olovlig väg** 不法通行罪 (刑法 12 章 4 条)。*allemansrätt* (公衆の自然利用権)\* によって許容されていない他人の土地に立ち入る行為。

**tagande av otillbörlig belöning vid röstning** 投票における不正な報酬の收受の罪 (刑法 17 章 8 条 3 項)。

**taka händer** 第三者の手に。係争物を、紛争の判断がなされた後に正当な所有者に引き渡すべき中立的第三者の保管に委ねること。

**talán** 訴え (の申立て)。狭義では訴訟における *yrkande* (訴えの申立

て)\*に同じ。広義では当事者の訴訟活動全般の意味でも用いられる。

**talerätt** 訴訟追行権。saklegitimation (当事者適格)\*のこと。

**talionsprincipen** タリオの原則、同害報復の原則。öga för öga, tand för tand (目には目を、歯には歯を)の思想のこと。

**talman** 国会議長。スウェーデン国会の代表者。

**talmanskonferens** 国会議長会議。国会の計画的運営に関する措置について審議する会議で、議長、副議長および国会における各政党の代表者をもって構成される。

**tappande** 民事訴訟における敗訴当事者。

**taxeringsbevis** (不動産の) 課税評価額証明書。不動産の taxeringsvärde (課税評価額) 等に関する証明書。

**teckningslista** 株式申込(者)一覧表。

**teckningsrätt** 新株引受権。

**teckningsrättbevis** 新株引受権証明書。この証明書は売買できる。

**tegskifte (solskifte)** 土地分割(の古い形態)。13 - 14世紀に行われた土地分割の形態。

**telefondelgivinig** 電話による送達。簡単な事項の送達について行われうる通常の送達の一つ。電話での通知の後に通常郵便で書面が送付される。「送達法(1970:428)」3条が定める。

**telehemligheten** 電話通信の秘密。brevhemligheten 参照。

**teleologisk lagtolkning** 目的的法解釈。

**telos** 目的。teleologisk lagtolkning 参照。

**tergalresolution** 申請書記載の決定。簡易な事案の案件についてなされるもので、申請書自体に決定を記載し、それを当事者に返戻する決定のこと。

**termin** (約定の) 期間。fatalier 参照。

**terra nullius** 無主の土地。どの国家の主権にも服していない土地。

**territorialhav** 領海。sjöterritorium\*に同じ。

**territorialitetsprincipen** ① (国際私法、国際破産法等の) 属地(法)主

義。②（刑事法の）属地主義、③（国籍法の）出生地主義。

**territoriell begränsning** 属地的制限（限界）。法律が人的・物的に適用される地域的制限（限界）のこと。

**terroristlagen** テロリスト法。かつての「特別の外国人管理に関する法律（1991：572）」の通称。同法は国際的背景を有する暴力を防止するための対策について定めるものであった。[「テロリスト犯罪の刑罰に関する法律（2003：148）」と混同しないよう注意。]

**testamente** 遺言。

**testamentsexekutor** 遺言執行者。

**testamentstagare** 受遺者。legatarie, universell testamenttagare もみよ。

**testationsbehörighet** 遺言（行為）能力。法的に有効な遺言書を作成することができる能力。18歳からであるが、16歳に達しており婚姻している（いた）者も含まれる。

**testationshabilitet** 遺言（行為）能力。testationsbehörighet\* に同じ。

**testationsrätt** 遺言権。遺言によって自己の財産を処分することができる権利（自分自身で遺言書を作成することができないとしても）。

**testator** (testamentsgivare) 遺言者。

**testes rogati** 法律行為の証人。例えば遺言書作成の際に求められる証人。

**testis** (複数は testes) 証人。

**testis de auditu** 伝聞証人。

**tidslag** 獣姦。古い法律では sodomi といい、刑罰は厳しく死刑が普通。獣姦は 1944 年前まで可罰的であった。

**tidsbefraktning** 期間傭船契約。resebefraktning 参照。

**tidsbegränsad anställning** 期限付雇用。

**tillbakaträdande** 中止未遂。未遂が真に自己の内発的意思によるものであるときは処罰されない（刑法 23 章 3 条）。

**tillbehör till fastighet** 不動産の従物。土地法 2 章が定める。fast egendom 参照。

**tillfälliga äktenskapshinder** 偶発的婚姻障害。解消しうる婚姻障害。例え

ば既婚者はそのままで婚姻できない (重婚になる)。

**tillfällighetsurkund** 偶成文書。証拠として使用する意図で作成したのではなく、より偶発的な目的で作成した文書。例えば手紙、メモ。

**tillförselblockard** 供給ボイコット。争議行為として資材等の供給をボイコットすること。blockard もみよ。

**tillförsäkran** 情報の正確性の保証。契約交渉の際に当事者が相手方にその供与する情報の正確性について保証することをいう。(enuntiation (正確性の保証のない情報の供与)\* も相手方に影響を与えた場合には拘束力を有しうる。)

**tillgrepp av fortskaffningsmedel** 輸送手段の使用窃盗罪 (刑法 8 章 7 条)。他人の自動車等を不法領得の意思なく占有・使用する行為で、窃盗罪、強盗罪等に該当しないもの。

**tillgreppsbrott** 他人の占有の侵害を伴う財産領得罪。例えば窃盗罪、強盗罪。

**tillgångskonkurs** 配分資産のある破産。通常の破産の旧称。mindre konkurs 参照。

**tillhanda** 到達する。ある通知がその内容を相手方が直ちに了知しうる状態に達することをいう。相手方が実際に読むことまたは他の方法でその内容を知ることは必要でない。

**tillitsteorin** (表示) 信頼理論、表示主義。契約法における基本原則で、契約当事者はその表示行為 (例えば誤った表現) が相手方に惹起した信頼に拘束されることをいう。「契約法 (1915 : 218)」32 条 1 項はこれを表現すると解されている。viljeteorin 参照。

**tillsvidareanställning** 一応の雇用。「雇用保護に関する法律 (1982 : 80)」による本契約である (4 条)。prövantällning 参照。

**tillsynsman** 破産和議監督人。破産手続中の和議による債務者の義務の履行を監督するために裁判所から任命された者 (破産法 12 章 26 条以下)。

**tillsynsmyndighet** (とくに) 破産財団管理の監督機関。若干の kronofogemyndighet (執行官局)\* がこの職務を行う。rättens ombudsman 参照。

より一般的に「監督機関（官庁）」の意味でも使われる。

**tilltalad** 被告人。〔misstänkt（被疑者）と被告人とは訴追の前後によって区別されるが、前者が後者を含む意味で用いられることもある。〕

**tilltrosparagraferna** 信頼規定。高等裁判所および最高裁判所は新たな証拠調べ（証人尋問など）をすることなしに、下級裁判所の証拠評価を変更してはならない旨の訴訟手続法の諸規定（50 章 23 条、51 章 23 条、55 章 14 条）をいう。ただし、被告人の利益等の場合の例外がある。〔これはわが国でも参考にされるべき重要な規定だと考える。〕

**tillverkningsavtal** 製作（物供給）契約。財物の製作、修理または改良に関する委託契約の総称。

**tillägnelseuppsåt** 不法領得の意思。

**ting** 地方裁判所における本口頭弁論のための裁判集会。これが現在の ting の用法であるが、歴史的には古くから裁判集会の意味で用いられてきた由緒ある言葉である。

**tingsdomare** 地方裁判所判事の旧称。現在の råadman（地方裁判所（正）判事）\* に相当する。

**tingsfiskal** 地方裁判所勤務判事補。地方裁判所で非正規の裁判官として執務する hovrättsfiskal（高等裁判所判事補）\*。〔わが国でいえば「職務代行」にあたる。〕

**tingslag** 裁判管轄区。従前の häradsrätt（地区裁判所）\* の裁判管轄区。

**tingsnotarie** 地方裁判所の司法実務修習生。

**tingsrätt** 地方裁判所。

**tingsställe** 地方裁判所所在地、庁舎。地方裁判所の裁判集会（法廷）が通常開かれる場所。

**tioårig hävd** 10 年の時効取得。tjuguårig hävd もみよ。

**titulus** 権原。

**tjuguårig hävd** 20 年の時効取得。不動産の所有権等の時効取得。原則として 20 年であるが、占有の取得が譲渡に基づき、かつ善意であるときは 10 年の取得時効が成立する。土地法 16 章が定める。

**tjänande fastighet** 承役地。

**tjänsteavtal** 雇用契約。anställningsavtal\* に同じ。

**tjänstebrott** 軍人の重大な職務違反罪 (刑法 21 章 14 条)。故意または重過失により軍人がその職務に違反する行為。

**tjänstefel** 公務執行における職務違反罪 (刑法 20 章 1 条)。公務の執行者が故意または過失によりその職務に違反する行為。

**tjänstehjon** 家事奉仕人。1926 年に廃止されたいわゆる legostadgan (人用益法) による tjänstehjonlega (家事奉仕人用益契約) に基づき雇用された者。家事奉仕人は主人との関係で著しく従属的な地位に置かれることが特徴であった。

**tjänsteupppfinning** 職務発明。「労働者の発明に対する権利に関する法律 (1949: 395)」がある。大学等の undervisningsväsendet (教育制度) - 軍関係を除く - に属する者の発明すなわち forskningsupppfinning\* は同法の適用外である (1 条 2 項)。

**tolkningsföreträdare** 解釈優先権。契約関係における不明確な部分について、裁判所がその解釈上の争いについて判断する前、相手方に優先して解釈することができる一方当事者の権利。とくに労働法に存在し、「労働生活における共同決定に関する法律 (1976: 580)」33 条以下は、労働協約に関する労働者側の解釈優先権を定める。

**tolvman** 12 人 (参審員)。地区裁判所の nämndemän (参審員) の名称。参審の構成員の数は当時 12 人であった。

**tomt** 宅地。従前の法律による都市計画において建物区域と指定された範囲内の不動産。

**tomtindelning** 宅地分割。tomt (宅地)\* 内における建物区域の分割および変更。

**tomträtt** 公有地用益権。国または地方自治体等が所有する土地の用益権。有償で期限の定めがない (土地法 13 章)。

**tomtmätning** 宅地区画決定。現在の fastighetsbestämning (不動産区画決定)\* に相当する従前の手続・処分。

**total nyttjanderätt** 全面的用益権。土地全体に対する全面的な用益権。

**partiell nyttjanderätt** 参照。

**traditio brevi manu** (korthandstradition) 簡易の引渡し。

**tradition** 引渡し。動詞は tradera。

**traditionsprincipen** 引渡主義。動産の所有権の移転等の物権的保護の要件として引渡しを必要とする主義、原則。avtalsprincipen 参照。

**traktat** (fördrag) 条約。しばしば様々な国際的合意の総称としても使われる。konvention もみよ。

**transformation** 条約の国内法化。条約を立法的措置によって国内法にすること。

**transitorisk** 移行的、経過的 (規定)。

**transplantation** (法の) 移植。民族集団が他の土地に移動することに関連してその法が新たな土地に伝播すること。reception 参照。

**transportfullmakt** 復代理。

**transporträtt** 運送法。物品の輸送および輸送手段一般に関する法規の総称。海法、鉄道法、空法、自動車運送法がこれに属する。

**transumt** 抄本。

**trassat** (手形・小切手の) 支払人。法律は小切手の支払人を trassatbank (支払人銀行) という (「小切手法 (1932:131)」1条3号)。

**trassent** (手形・小切手の) 振出人。

**trasserad växel** 支払委託 (指図) 手形。dragen växel に同じ。

**tratta** (未引受の) 支払委託 (指図) 手形。まだ引受のなされていない為替手形の通称。

**tredje man** 第三者。とくに物権法的関係においてよく使われる。

**tredje statsmakten** 第三の国家権力。政治的用語法において国会、政府と並ぶ政治的ファクターとしての新聞・報道を指す。往々、伝統的な三権 (立法、司法、行政) に次ぐ意味で「第四の国家権力」ともいわれる。〔前者の用法は、スウェーデンにおいて従来裁判所の政治的地位が相対的に低かったことを示唆している。裁判所は国民主権の表現であ

る国会の制定した法律を忠実に解釈適用する公的機関と考えられていたのである。もっとも近年とくに EU 加盟後は、裁判所の重要性が増加しつつあることが注目される。]

**tredjemansavtal** 第三者のためにする契約。第三者に権利を与え、または義務を課する契約。第三者との関係では前者のみが有効である。いずれの契約当事者とも無関係に第三者に独立の権利の主張を認めるものを *egentlig tredjemansavtal* (固有の第三者のためにする契約) といひ、そうでないものを *oegentlig tredjemansavtal* (非固有、不真正の第三者のためにする契約) という。どちらに属するかは当該契約の解釈問題である。

**tredje pelaren** 第三の柱。EU の警察・刑事司法協力を包含する部分。

**tredskodom** 欠席判決。被告が答弁をしないこと、または出頭しないことなどの形式的理由に基づき行われる原告勝訴の本案判決。これに対する上訴は *återvinning* (故障の申立て)\* である。訴訟手続法 44 章 7 条以下が定める。

**tro och heder** 信頼と名誉。「契約法 (1915 : 218)」33 条における表現。「信頼と名誉」に反する契約は無効とされうる。[信義誠実の原則に相当し、「信義則」という訳語もみられる。]

**trolovning** 婚約。古い法律によれば、男女間の婚姻の成立に関する合意 (指輪の交換その他の方法による)。指輪の交換は 18 世紀に非常に普及し、指輪を女性の左手の薬指にはめたとき、男性の心臓から特別の血脈が彼女の指に伝わったと信じられていたという。法制度としての婚約は 1974 年に廃止された。もっともその後も任意的な制度としての婚約は盛んになっている。

**trolovningsbarn** 婚約子。古い法律によれば、婚約中に懐妊した子または懐妊後に両親が婚約をした子。婚約子は婚外子の中で法的に有利な立場に置かれた。1974 年の法制度としての婚約が廃止されるとともに、婚約子という概念も消滅した。

**trolöshet mot huvudman** 背任罪 (刑法 10 章 5 条)。 *behörighetsmissbruk*

参照。

**trolöshetsbrott** 背信的犯罪。背任罪、横領罪その他これに類する犯罪の総称。tillgreppsbrott（他人の占有の侵害を伴う財産領得罪）\*との差異が強調される。

**trolöshet vid förhandling med främmande makt** 外交交渉における背信の罪（刑法 19 章 3 条）。外国権力に対し王国の安全を監視する権利を有する外交官等が、その権限・地位を濫用し王国に著しい不利益をもたらす行為。

**tronföljare** 王位継承権者。直近の王子または王女。

**tronföljd** 王位継承順位。

**tryckfrihet** 出版の自由。基本法の一つである「出版の自由に関する法律」によって保障されている全てのスウェーデン国民に属する権利で、出版物の著者・発行者等に情報を提供する自由、出版物を頒布する自由、公文書公開請求権などを含む。

**tryckfrihetsbrott** 出版の自由に関する罪（出版の自由に関する法律 7 章）。同章が定める出版の自由を濫用するなどの行為。〔拙著『スウェーデンの司法』243 頁以下参照。〕

**Tryckfrihetsförordningen (TF)** 「出版の自由に関する法律」基本法の一つ。

**tryckfrihetsmål** 出版の自由に関する訴訟。tryckfrihetsbrott（出版の自由に関する罪）\*に基づく刑事制裁または私的請求に関する訴訟。訴追については justitiekanslern（法務監察長官）\*のみがその権限を有する。

**tryckfrihetsprocess** 出版の自由に関する訴訟手続（規定）。この訴訟に適用される特別の訴訟手続（規定）をいう。

**tryckfrihetsåtal** 「出版の自由濫用罪」に関する公的訴追。この訴追は justitiekanslern（法務監察長官）\*のみが提起しうる。

**tryckt skrit** 出版物。「出版の自由に関する法律」に定める出版された印刷物。ステンシル版、写真版その他類似の技術的方法によるものも含まれうる。

**turordning** 解雇順位。労働力が過剰になったとき労働者を解雇する順位に関するルール。

**tupris causa** 不道德な目的で。

**tutor** 後見人。

**tvegifte** 重婚罪 (刑法7章1条1項)。同棲婚者と既婚者との婚姻は *olovligt ingående av äktenskap* (不法婚姻罪一同条2項)\* として、同棲婚における重婚的行為は *olovligt partnerskap* (重複同棲婚登録罪一同章1条a)\* として処罰される。

**tvesala** 二重売買。 *dubbelförsäljning* (二重売買) の古いスウェーデン語。

**tvingande** (*indispositiv*) 強行 (規定) 的な。反対は *dispositiv*\*。

**tvistemål** 民事訴訟。 *civilmål*\* に同じ。

**tvungen kvittning** 強制相殺。一方当事者が相手方からの相殺請求に反対することができない相殺のこと。例えば破産財団は通常、同時に破産債権者でもある破産債務者からの相殺請求に反対することができない。(日本破産法67条など参照。)

**tvåhundrakronorsregeln** 200クローネ・ルール。1928年の「労働協約法」で示された、労働協約に拘束される労働者は、協約または同法に違反した場合に200クローネを超える損害賠償を課されないとするルール。

**tvångsackord** 強制和議。 *offentligt ackord* もみよ。

**tvångsauktion** 強制競売。

**tvångslicens** 強制実施権。著作権者または特許権者の承諾なしに有償で著作物または特許を使用することができる法定の権利。〔わが国では「裁定実施権」という呼称がより一般的。〕

**tvångslikvidation** 強制清算。株式会社の自己資本が登記された資本額の半分を下回ったときに、裁判所等の決定により行われる強制的な清算手続。

**tvångsmedel** 強制手段。①一般的に公的機関が直接的または間接的権力手段を用いて私人に対してその意思を貫徹すること。例えば執行等に

よる物理的強制。② 訴訟法的意味では、公的機関が証拠などの獲得、保全のために講ずる措置。例えば勾留、差押え、電話盗聴。

**tvåsidig rättshandling** 双方的法律行為。契約の締結は通常そうである。

**tyst bolag** 匿名組合。

**tyst panträtt** 隠れた質権・抵当権。占有の移転、登記等がなされていない質権・抵当権。

**tyst reglering** 隠れてしまった規整。労働協約において規整されなかったことによって、使用者に委ねられているとみられる問題。kvarlevande stridsrätt 参照。

**tystnadsplikt** 守秘義務。一定の事項について開示してはならない刑事制裁を伴う義務。「刑法」20 章 3 条その他の法規定が罰則を定めている。brott mot tystnadsplikt 参照。

**täckningsköp** 補償売買。売主が目的物を給付しないとき、買主が第三者からそれを入手することを強いられて行う売買。そのために買主がより多くの費用を要したときは、本来の売主はそれを賠償する責めを負う。ersättningköp ともいわれる (ersättning は補償の意)。

**täckningsprincipen** (täckningsgrundsatsen) 剰余主義 (原則)。不動産の強制競売における基本原則で、執行申立ての債権に優先する全ての債権と執行費用を十分に償うことができなければ売却は許されないとする原則。lägsta budet 参照。なお、最近では刑法上故意・過失は行為の範囲の全てをカバーすべきだとする原則の意味でも用いられる。

## U の部

**ubi emolumentum, ibi onus** 利益のあるところに義務もある、利益を得る者は義務も負う。危険な活動に対する厳格責任の理由を表現する文。

**ultra posse nemo obligator** 何人も不可能なことを行う義務を負わない。

**ultra vires** 権限ゆ越。国家機関、株式会社などがその法定の権限を超えて行為すること。

**umgängsrätt** 面接交渉権。子がその監護権を有しない親やその他の近親

者と面接交渉をもつ権利（親子法 6 章 15 条）。かつてのように監護権を有しない親の権利ではない。（1983 年前まではそうだった）。子と同居する親が他方の面接交渉を妨げる行為を *umgängessabotage*（面接交渉阻害行為）といい、監護権の喪失事由となりうる。

**undandräkt** 横領軽罪（刑法 10 章 2 条）。

**undanröjande**（判決・決定の）破棄。上級裁判所が本案について新たな判断をすることなく下級審の裁判を廃棄すること。

**undantag** (*undantagsförmån*) 例外的収益権。かつての法律によれば、不動産の売主が売買にあたって買主から若干の例外的利益（家屋への居住の継続、薪の採取、毎日一定量の搾乳など）を得ることの約定（による権利）を意味した。

**undantagskrets** 例外範囲。労働協約によればそれに包含されない労働者のグループ。例えば企業における指揮的地位にある者。

**underborgen** 求償保証。保証人の求償権に対する保証。〔ドイツ語の *Unterbürgschaft*（副保証）に似るが、これに相当するスウェーデン語は *överborgen* であることに注意。〕

**underdomstol** 下級裁判所。第一審裁判所のこと。〔わが国との違いに注意。〕

**underentreprenad** 下請負契約。*entreprenadavtal* 参照。

**underförsäkring** 一部保険。保険金額が保険価額を下回る保険。動詞は *underförsäkra*。*överförsäkring* 参照。

**undergrävande av stridsviljan** 軍人の戦意喪失罪（刑法 21 章 10 条）。軍人が戦闘中またはこれに関連して戦意の喪失を惹起するような行為。

**underhandsackord** 私的和議。債務者とその全部または一部の債権者との間の合意によってのみ成立した和議（しばしば業界団体が協力するが）。その合意に関与しなかった債権者に対する拘束力はない。

**underhållsbidrag** 離婚後の配偶者に対する扶助費または子の養育分担費。前者は離婚後の暫定期間その必要が存する場合に一方から他方に支払われる。後者は子と継続的に同居していない親が、子（原則として 18

歳に達するまで) に対する扶養義務の履行として支払う。前者は婚姻法6章5条以下等、後者は親子法7章が定める。

**underhållsstöd** 子の養育援助費。両親の一方しか有しない子に対する公的給付。かつては bidragsförskot (援助前払金) とよばれた。子の母が父性の確定を拒否する場合などにははこの給付は与えられない。「子の養育援助費に関する法律 (1996: 1030)」がある。

**underlegat** 一種の遺産の目的 (物)。遺言者の処分によれば、遺産の一部を有する者から受遺者に給付さされるべき遺贈の目的 (物)。

**underlåtenhet att avvärja allmänfara** 公共危険の防止の過怠罪 (刑法13章10条)。「公共危険の罪について」(刑法13章)における1-9条の犯罪に該当しない場合に関する。

**underlåtenhet att avvärja rättsfel** 法的過誤の防止の過怠罪 (刑法15章9条)。「偽証、虚偽訴追およびその他不真実の供述の罪について」(刑法15章)において1-8条の犯罪に該当しない場合に関する。

**underlåtenhetsbrott** 不作為犯。伝統的に äkta underlåtenhetsbrott (omissivedelikt) (真正不作為犯) と oäkta underlåtenhetsbrott (不真正不作為犯) とに分けられる。

**underpant** 非占有移転担保権、抵当権。不動産に対する担保権すなわち抵当権。

**underrätt** 下級裁判所。underdomstol\* に同じ。

**underslev** 横領罪。横領およびこれに類する罪の古称。

**understicka** 詐欺的にある子をして他人の子のように振舞わせるなどの行為。例えば相続人の順序に影響を与える目的でなされる。刑法7章3条の「家族の地位の歪曲の罪」を構成する。förvanskande av familjeställning 参照。

**underställning** (行政決定の) 確定請求。下級の公的機関が上級機関にある案件に関する自己の決定を審査し、それを確定することを求める係属の特殊な形態であり、確定請求が要求される場合には、そのような確定は決定が執行力を備えるために必要的である。〔拙訳、テグネマ

ルム『スウェーデン行政手続・訴訟法概説』48, 178 頁参照。]

**understödsförening** 共済組合。年金、医療、葬祭、失業保護等に関するものが存在する。「共済組合に関する法律 (1972 : 262)」があり、1 条がその定義を定めている。

**undersökningsarbete** 調査作業。鉱山および用水関係の事業の準備のために法律でとくに定められた作業。

**undersökningsledare** 捜査指揮者。訴訟手続法によれば検察官または警察機関である (23 章 3 条)。

**undersökningsplikt** (買主の) 調査義務。売買の目的物を調査し、その瑕疵または欠陥を発見する買主の義務。契約前のものと目的物の受領後のものがある。前者については「売買法 (1990 : 931)」20 条、後者については 31 条が定める。この義務は 32 条の reklamation (異議の通知)\* の義務によって補完されている。

**undertryckande av urkund** 文書毀棄罪 (刑法 14 章 4 条)。書面を破棄し、使用できなくし、隠匿するなどして証拠関係に危険を意味し、かつ記帳犯罪とみられない行為。

**underuthyrning** 転貸借。sublokation\* に同じ。

**underårig** 未成年者。18 歳未満の者の法律上の呼称。親子法 9 章は om underårigs omyndighet (未成年者の行為無能力について) と題する。

**ungdomsfängelse** 青少年拘禁。18 歳から 21 歳までの青少年に対する特別の刑罰形態であるが、1980 年に廃止された。

**ungdomstjänst** 青少年の (無料) 社会奉仕。青少年犯罪者に対する刑事制裁の補完として、socialnämnd (社会福祉 (執行) 委員会)\* の下で無料の社会奉仕を行う義務を科すること。裁判所は被告人がこの措置に同意した場合にのみこれを科することができる。samhällstjänst 参照。

**unitas actus** 行為の単一性。法的性質の案件において、当事者は同席しかつその意思表示を同時に行わなければならないという原則の表現。例えば婚姻の挙式。

**universalarvinge** 遺産全部の相続人。遺言により他の者に属しうること

は別として。

**universalfång** 包括承継取得、一般承継取得。universalsuccession (包括承継、一般承継)\* による所有権取得。

**universalsuccession** 包括承継、一般承継。bodelning (財産分割)\*、相続、遺言等による財産の移転・取得。

**universell testamentstagare** 包括受遺者。遺産全部、その割合的部分または遺贈の目的物が給付された後の剰余を受ける受遺者。dödsbodelägare (遺産共有者)\* になる。

**universitas rerum** 集合物。たとい対象物が交替しても一体を成す所有権の目的である対象物の集合体。農地賃貸借の賃借人が賃借不動産の利用のために所有者から借り受けた動植物や器具など。specialitetprincipen (特定性原則)\* に基づき、原則としてこのような物の存在は認められない。

**u.p.a.** (utan personlig ansvarighet) 人的責任なしに。反対は m.b.p.a. (med begränsad personlig ansvarighet) (制限された人的責任をもって)\*。

**upp -och avslag** (競売の) 開始価額—拒否方式。かつて不動産執行競売に用いられた方式で、まず申出により開始価額を定めて、その 2 倍の価額から競売を行い拒否されると開始価額まで低減してゆくというもの。

**uppbud** 質権実行告知。現在では稀にのみ遵守されている質権の実行に関する法定の告知手続。

**uppbörd** 徴収、取立て。租税および手数料の徴収、取立ての手続。

**uppdrag** 委任。通例、sysslomannaavtal (委任契約) と同じ意味で用いられる。

**uppdragsavtal** (広義の) 委託契約。労働契約の一種であるが、受任者は独立の地位にあり、雇用されているのではない。例えば、建築家、弁護士。EU 法の関連では同意語として avtal av tjänster がしばしば用いられる。uppdragsavtal には多様なものがある。entreprenadavtal 参照。

**uppdragsfullmakt** 委任代理権。本人から代理人への受任のみに基づく代理権。「契約法 (1915 : 218)」18 条が定める。

**uppehållstillstånd** 在留許可。

- uppfinnarrätt** 発明者権。とくに発明に関する特許を保有する権利。
- upphovsman** 著作者。
- upphovsrätt** 著作権。往々、隣接する諸権利も包含する広義で使われ、この場合には特許権も含まれる。närstående rättigheter 参照。
- upplöpp** 暴動罪（刑法 16 章 1 条）。「公共の秩序に対する罪」（刑法 16 章）の一つ。人またはは財産に対する暴力行為と結合するときは、våldsamt upplöpp（暴力的暴動罪）\*（同章 2 条）になる。
- upplysningsplikt** 告知義務。保険契約者や売主について問題となる義務。
- upplåtelse av en rätt** 権利の設定。ある財産を用益する制限された権利を設定すること。överlåtelse 参照。
- upplösande äktenskapshinder** 解消的婚姻障害。それに反して成立した婚姻は解消される婚姻障害。dirimerande äktenskapshinder\* に同じ。
- upplösning av sammanslutning** 団体の解消。通例、清算が行われた後に生ずる団体例えば会社、社団法人の解消。
- uppropsslista** 事件審理表。ある審理日に取り扱われる訴訟および案件の一覧表で、予め公衆の閲覧に供すべきである。裁判所の事務局と法廷付近の掲示板でみられる。
- uppror** 反逆的騒乱罪（刑法 18 章 1 条）。högförräderi（大逆・外患誘致罪）はその範疇外である。
- uppskov**（訴訟事件の）延期。口頭主義・直接主義・集中主義の原則が支配するスウェーデン訴訟（法）においては uppskov は厳しく規整されている。huvudförhandling 参照。[関連条文は訴訟手続法 43 章 11 条以下等であるが、拙訳「訳注スウェーデン訴訟手続法」に訳出のものはその後改正されていることに注意。]
- uppskovsränta** 遅延損害金。dröjsmålsränta もみよ。
- uppslag** 競り売り。執行競売手続における通常の方式。
- uppsåt** 故意。dolus\* に同じ。
- uppsägning**（継続的契約関係の）解約。例えば労働契約、土地・建物賃貸借契約の終了をもたらす意思表示。しばしばこの意思表示の後に一

定の解約期間の経過が必要とされる。

**uppvigling** 犯罪的行為等扇動罪（刑法 16 章 5 条）。公然と書面または口頭で、犯罪的行為、市民的義務の過怠または公的機関に対する不服従を扇動する行為。

**urarva** 相続の放棄、相続権の剥奪。相続を放棄するか、または相続権を奪われること。

**urbota brott** 罰金では償うことができない犯罪。古い法律用語。中世地方法においてこのような犯罪（例えば殺人）は、*fredlöshet*（自由身分の剥奪）および全財産の喪失でもって罰せられた。この犯罪に関する訴訟を *urbota mål* という。

**urbota straff** 自由刑。

**urfjäll** 飛び地（不動産）。通例他の村落の中に離れて存在する土地、不動産の古称。

**urkund** 文書、証書。法的な用法では一般に、調書、契約書、債務証書その他証拠として作成されるか、または証拠上有意味な文書をいう。*bevismärke*（証票）\*もこれに属する。

**urkundsförfalskning** 文書偽造・変造罪（刑法 14 章 1 条）。公文書や有価証券等の偽造・変造は *grov urkundsförfalskning*（文書偽造・変造重罪）（同章 3 条）になる。*förvanskning av urkund* 参照。

**urminnes hävd** 太古からの慣習。例えば小島の牧草地の利用など、誰も何時その慣習が成立したのか記憶しない慣習。旧「土地法」15 章 1 条の表現。これに関する法規定は新「土地法」に採用されていないが、同法の施行（1972 年）前から存在するこの慣習を制限するものではない（「土地法施行法（1970：995）」6 条）。

**urtjuva** 盗人でないことの証明。盗人でないことを宣誓をもって証明するというかつての慣習。

**usans** (*handelsusans*) 商慣習。*handelsbruk*\*に同じ。

**utan obligo** (*utan förbindelse*) 義務なしに。ビジネスの通知に用いられる表現法で、その通知が発信者にとって拘束的な申込みではないことを

意味する。

**utbrytning av servitut** 地役権の（所有権への）変換。かつての法律により行われた、地役権を承役地の特定部分の所有権に変換する措置。現在では fastighetsreglering（不動産規整措置）\* によってなされる。

**utfästelse**（品質等の）保証。garanti（保証）の別の表現。garantiavtal 参照。

**utgivare** 発行人。「出版の自由に関する法律」および「表現の自由に関する基本法」の定めるところにより定期刊行物、ラジオ番組、映画等についてその内容を決定し、かつ両法による法的責任を負うために存在すべき者。かつての名称は ansvarig utgivare（責任発行人）。

**utgivningsdom**（動産の）引渡判決。動産の引渡しを命ずる判決。

**utilitas fundo** 土地の効用、便益。古典的な地役権の要件。

**utlämning**（外国人の）引渡し。ある国の公的機関が他の国の公的機関へ外国人を引き渡すこと。通常は法執行または判決の執行を可能にするためになされる。

**utlämningsnämnden** 外国人委員会。migrationsverket（移民庁）\* の決定に対する不服申立てを審査する裁判所類似の委員会。委員長は裁判官職またはこれと同視される職務の経験を有する法律家でなければならない。「外国人法（1989：529）」7章3条以下が定める。

**utlösningsrätt** 執行解消権。不動産競売の際、執行機関に対し執行債権と執行費用とを支払うことによって、不動産に関する自己の地位を保全する権利。この権利を行使する者は申立人に代わる地位に就き、申立ての取下げ等ができる。後順位抵当権者などによって利用される。強制執行法 12 章 12 - 13 条が定める。

**utmätning** 差押執行。förrättningsman（執行人）\*（執行官またはその代理人）による差押決定の後、通常は公の競売を通じて債権者の満足を図る執行の形態。つまり支払義務の強制執行、金銭執行のこと。

**utmätning av lön** 賃金に対する差押執行。införsel 参照。

**utmätningsordningen** 差押執行手続。差押執行において債務者の財産に

- ついて債権者の権利を実現してゆく手続。つまり金銭執行手続のこと。
- utomobligatorisk** 契約関係外の。utomobligatoriskt skadestånd（契約関係外の損害賠償、不法行為による損害賠償）などと表現される。
- utomäktenskapligt barn** 婚外子。1976年前まで存在した法的概念。barn u.ä.ともいう。
- utpressning** 恐喝・財物強要罪（刑法9章4条）。
- utskylder** 租税。skatt（租税）の古い用語。
- utslag** 決定。裁判所または公的機関による若干の判断の名称。例えば支払命令や handräckning（簡易訴訟）\*の事件における決定（いずれも執行官局が行う）。betalningsföreläggande 等参照。
- utslagsröst** 採決決定権、決定票。合議体における決定の際、可否同数のときは長の意見により決することをいう。
- utställare**（手形・小切手の）振出人。trassant に同じ。
- utsökning** 強制執行。exekution 参照。
- utsökningsbalk**（UB）「強制執行法」
- utsökningsmål** 強制執行事件。執行機関が取り扱う訴訟または案件。申立人は sökande、相手方は svarande または gäldenär とよばれる。exekution 参照。〔執行機関は簡易訴訟を取り扱う。handräckning 等参照。〕
- utvisning** 国外退去命令。外国人の在留許可の期間が満了した場合または取り消された場合になされる決定。「外国人法（1989：529）」4章が定める。裁判所が重大な犯罪に基づき、政府が推定的テロリストに対して行う場合などもある。
- utövande konstnär** 実演芸術家。「著作権法（1960：729）」の用語で、例えば音楽家、歌手、俳優などおよびその監督がこれに属する。

## Vの部

- vad** 控訴（の旧称）。現在では överklagande av domar（判決に対する上訴）とよばれる。例えば、従前の訴訟手続法50章の表題 om vad i tvistemål（民事訴訟における控訴について）は om överklagande av

domar i tvistemål (民事訴訟における判決に対する上訴について) に代えられている。vad är vad? (控訴とは何か?) という古典的質問があるが、もはやその答えは存しない。

**vadeinlaga** 控訴状。かつての控訴申立ての書面の呼称。

**valbarhetsvillkor** 被選挙資格要件。国会議員に選出されるための条件。選挙権を有することである。

**validitet** 法的有効性。

**valprovsningsnämnden** 選挙審査委員会。国会が選任した国会議員選挙に対する不服申立てについて審査・判断する委員会。委員長は正規の裁判官(経験者)であり、かつ国会議員でないことを要する。統治組織法3章11条が定める。[スウェーデンでは現職の裁判官も国会議員になることができる。拙著『スウェーデンの司法』182頁等参照。]

**valutaklausul** (債務証書の) 原因関係条項。債務証書におけるその振出しの原因関係(例えば金銭貸借)を示す条項。

**vanlig handräckning** 通常簡易訴訟。金銭の支払義務以外の給付、例えば占有権原が消滅した用益権者に対して行う明渡しに関する簡易の訴訟手続。kronofogdemyndighet (執行官局)\*が管轄する。被告が争う場合、原告がその請求を維持しようとするときは事件は地方裁判所に送付される。「支払命令および簡易訴訟に関する法律(1990:746)」がある。handräckning 参照。

**va-nämnden** 上下水道・暖房設備紛争処理委員会。正式名称は Statens va-nämnd。上下水道および暖房設備について運営主体(通常は第一次地方自治体)と不動産所有者との間における利用上の各種紛争の処理を行う委員会。裁判官(経験者)を長とし、その他5名の委員で構成される。この委員会の決定に対する不服申立ては環境上訴裁判所としてのスヴェア高等裁判所になされる。「上下水道・暖房設備紛争処理委員会に関する法律(1976:839)」がある。

**varakitiga äktenskapshinder** 永続的婚姻障害。終生存続する婚姻障害、例えば近親婚の禁止。

**varsel** (争議行為の) 予告。労働法で用いられる、法律または契約で定められた、計画された措置 (例えば争議行為または *permittering* (一時帰休)\*) について予め一定期間前に相手方に対し通知を与えることの名称。

**varukännetecken** 商品・役務標識。

**varumärke** 商標。

**vatten och bröd** 「水とパン」の刑。飢餓を与える自由刑。スウェーデンでは 1884 年に廃止された。

**vattenavledning** 干拓。

**vattendomstol** 水裁判所。*vattenlag* (水法)\* による訴訟の第一審を成した特別裁判所。若干の地方裁判所に附設されていた。現在では *miljödostol* (環境裁判所)\* が同様の機能を果たす。その上級審であった *vattenöverdomstol* (水上級裁判所) の職務は *miljööverdomstol* (環境上級裁判所)\* に引き継がれている。*miljödostol* 参照。

**vattenlag** 水法。SFS1983:291 (1918 年の水法に代替)。その内容は、現在では *miljöbalk* (環境法)\* に引き継がれている。

**vattenområde** 水域。水で覆われた土地。

**vattenrätt** (法分野としての) 水法。現在では *miljöbalk* (環境法)\* が規整する法分野である。

**vattenrättsdomare** 水裁判所裁判官。かつて存在した水裁判所の裁判官。

**vattenskyddsområde** 水資源保護区域。地下水資源・水面資源の利用のために保護される区域。環境法 7 章 21 条以下が定める。

**vattentäkt** 排水。*grundvatten* (地下水) または *ytvatten* (地表水) の排出をすること。環境法 11 章 5 条に定義がある。同章 2 - 5 条は定義規定である。

**vederdeloman** 敵対者、訴訟の相手方。法的には通例訴訟の相手方の意味で使われる。

**vedergällning** 復讐、応報の刑罰。*ätt* (家団 (親族集団))\* 同士の間での争いは歯止めのない殺戮をもたらした。その破滅的な結果に対する配慮が

法秩序発展の一因を成した。

**vedergällningsprincipen** 応報刑主義。

**vederhäftighetsbevis** 保証資力証明書。保証人が自らの保証債務を履行する資力を有する旨を証する文書。現在ではあまり用いられないといわれる。

**vederlag** 対価。

**vederlägga** 反証する、争う。

**vedermäle** 犯行現場での没収物件。現場で犯人から犯行の証拠として没収した物件の古称。例えば密猟（漁）者から取り上げたその用具。

**vera causa** 真の理由。

**vera rei aestimatio** 物の一般的な交換価値。id quod interest 参照。

**verbalinjurie** 侮辱的言辞による個人的名誉毀損。刑法5章3条の「個人的名誉毀損罪」の一形態。förolämpning 参照。

**veritas** (sannhet) (債権存在の) 真実性。債権の譲渡人は通常、債権が有効に存在することは保証するが、債務者の弁済能力までは保証しないといわれる。bonitas 参照。

**verksstadgan** 国家機関の一般的な執務規程。

**verkställighet av dom** 判決の執行。民事判決の執行は utsökning (強制執行)\*、刑事判決の執行は straffverkställighet (刑事執行)\* とよばれる。

**versio in rem** 利益への転用権 (一種の先取特権)。ある物を損壊から救助した者は、その費用の補償についてこの物に関する他の権利者に優先する権利を有すべきだということの原則の表現。〔日本商法 842 条参照。〕

**vidareförvisning** (原審への) 差戻し。årerförvisning もみよ。hänvisning 参照。

**vidi** 私は見た。その者が行為に関与したこと、およびその内容についても承認することを署名して述べること。公文書について用いられる。

**vidimera** 認証する。写しの正当性を証明すること。

**vilande förslag** 停止中の基本法変更 (改正) 案。基本法の変更 (改正) は国会で可決された後、新たな国会議員選挙を経た国会で改めて可決

されなければならない。その間停止している基本法変更（改正）案のこと。grundlagsändring 参照。

**vilandebevis** 抵当権価額登記申請手続停止に関する証明書。不動産抵当権価額登記の申請手続が停止中であることの証明書。この証明書は事後に抵当権価額登記が認可されることを条件とする抵当権の設定に利用される。

**vilandeförklaring**（訴訟手続等の）手続の停止。裁判所または登記裁判官の、訴訟または案件に関する取扱いの進行を、若干の障害（例えば関係書類の不備）が除去されるまで停止（延期）する旨の措置。

**viljeförklaring** 意思表示。

**viljeteorin** (viljedogmen) 意思説、意思主義。意思表示の解釈に関する原則の一つ。tillitsteorin（（表示）信頼理論、表示主義）\* に対置される。

**villkorlig dom** 条件付判決。この判決は通例罰金と併科される。2年間の prövotid（試験観察期間）内に課された損害賠償の支払やその他の遵守事項に違反すると判決は取り消され、拘禁刑が宣告されることがある。刑法 27 章が定める。samhällstjänst, skyddstillsyn 参照。〔この判決と skyddstillsyn（保護監督）\* との異同については、坂田仁「スウェーデンの制裁制度」犯罪と非行 141 号（2004 年）とくに 131 頁参照。〕

**villkorlig fordran** 条件付債権。

**villkorlig frigivning** 仮釈放。刑法 26 章 6 条以下が定める。

**vindikation** (vindikationsrätt) 所有権返還請求権。

**vinstersättning** 利得の償還。obehörig vinst 参照。

**virkeshandel** 木材の取引。「märkt virke（明認方法を施した木材）に対する買主の権利に関する法律（1944：302）」がある。同法は明認方法を traditionsprincipen（引渡主義）\* の例外として規定する。

**vis** 力、強制。

**vis absoluta** 絶対的強制（による法律行為）。強制された者が強制者の道具に過ぎないほどの強度の強制に基づく法律行為は、善意の第三者に対しても icke gällande（無効）である。「契約法（1915：248）」28 条

が定める。より程度の低い強制による法律行為は、当事者間および悪意の第三者に対してのみ無効となる（同法 29 条）。後者は *vis compulsiva*（強制（による法律行為））とよばれる。〔スウェーデン法における無効に 2 種類あることについては *ogiltighet* の [ ] の説明参照。〕

**vis major** 不可抗力。force majeure\* に同じ。

**visering** 入国許可。入国許可に関する証明書は *visuum*（査証）とよばれる。

**visstidsanställning** 期限付雇用。tidsbegränsad anställning\* に同じ。

**vite** 過料、違約金。ある義務を怠った場合に制裁として課される、予め定められた一定額の金員。過料は裁判所またはその他の公的機関によって定められる場合はしばしば *straffvite*（刑罰過料）\* とよばれる（強制執行における間接強制などに用いられる）。契約による場合は *avtalsvite*（契約過料、違約金）\* という。前者については「過料に関する法律（1985：206）」がある。

**vitsorda** 認める。ある主張事実または申立ての正当性を自白、承認すること。

**vittnesattest** 証言供述書。証人が署名し、その観察した事実について供述した書面。このような書面の証拠価値は疑わしく、証言は原則として口頭でなされなければならない。本口頭弁論において証人は *minnesanteckningar*（記憶のためのメモ）のみの使用が許される。*huvudförhandling*, *muntlighetsprincipen* 参照。〔民事訴訟については、わが国のいわゆる陳述書に類似するといえるが、その利用の仕方は全く異なる。〕

**vittnesed** 証人の宣誓。

**vittnesmål** 証言。証人の裁判所の前での供述。もっとも、裁判所が適切と認めるときは電話による証言も可能である。

**volenti non fit injuria** 同意あれば被害なし。違法な行為もそれに対する相手方の同意があれば適法とみられるという原則の表現。〔英米法にも同一の表現がある。〕

**votering** 票決。集会における賛成、反対または賛否留保の表明（投票）による意思決定方式。公開または非公開で行われる。acklamation, namnupprop 参照。

**vräkning** 明渡執行。執行官局による明渡しの執行。例えば、解約により賃貸借が終了したのに賃借人が任意の明渡しを拒む場合に行われる。avhysning\* に同じ。

**våda** 事件。casus（事件）を表すスウェーデン語。すなわち故意、過失が存しないことを意味する。

**våld eller hot mot förman** 上官に対する軍人の暴行または脅迫の罪（刑法21章8条）。

**våld eller hot mot tjänsteman** 公務員に対する暴行または脅迫の罪（刑法17章1条）。公務執行妨害罪の一つ。次の våldsamt motstånd 参照。

**våldsamt motstånd** （公務員に対する）暴力的抵抗罪（刑法17章4条）。公務執行妨害罪の一つ。公務員に対する暴行、脅迫を伴わない犯罪。逮捕を免れるための通常の抵抗などの行為はこれに属し、「公務員に対する暴行または脅迫の罪」に比して刑事制裁が著しく軽減されている。前者は罰金または最高6月の拘禁、これに対して後者は最高4年の拘禁。本条は reservstadgande（抑制規定）とよばれている。〔わが国でも刑法95条の濫用の危険にかんがみ、たんに量刑の問題として考えるだけでなく、このような立法も検討に値すると考える。〕

**våldsamt upplöp** 暴力的暴動罪（刑法16章2条）。upplöp 参照。

**våldtäkt** 強姦・強制猥褻罪（刑法6章1条）。犯罪が重大なものであるときは grov våldtäkt（強姦・強制猥褻重罪一同条3項）になる。〔わが国の強姦・強制猥褻致傷罪はこの重罪に相当する。sexualbrott〔 〕の説明参照。〕

**vållande** 過失。往々、culpa（過失）\*のみならず dolus（故意）\*も含む法的な非難に値する行為の総称として用いられる。

**vållande till annans död** 過失致死罪（刑法3章7条）。その重罪（同条2項）を含む。

**vållande till kroppsskada eller sjukdom** 過失致傷罪 (刑法 3 章 8 条)。その重罪 (同条 2 項) を含む。

**vållande till miljöstörning** 過失による環境破壊罪 (環境法 29 章 2 条)。「環境法」による犯罪で、環境破壊罪 (同章 1 条—故意犯) に該当する行為を過失で行うこと。

**vårdnad** (子の) 監護。監護は förmyndarskap (後見)\* とは区別しなければならない。後者は子の経済的事項に関する。

**vårdplikt** 保管義務、善管注意義務。handelsbalk (商法)\* 10 章 3 条等が質権者の質物の保管に関する義務として定めている。ちなみに、同条は 1734 年法の当初から存在し、現在でも有効な規定である。

**vårdslös försäkran** 書面による虚偽の真実保証の重過失罪 (刑法 15 章 10 条 2 項)。osann försäkran 参照。

**vårdslös tillvitelse** 過失虚偽陳述罪 (刑法 15 章 7 条 2 項)。falsk tillvitelse 参照。

**vårdslöshet med gift eller smittämne** 過失による有毒物の散布または疫病を蔓延させるなどの罪 (刑法 13 章 9 条)。過失によって spridande av gift eller smitta (有毒物を散布し、または疫病を蔓延させる罪—刑法 13 章 7 条)\* または förgöring (動植物に対する危険惹起の罪—同章 8 条)\* を行うこと。

**vårdslöshet med hemlig uppgift** 重過失による秘密情報の無権限取扱いの罪 (刑法 19 章 9 条)。obehörig befattning med hemlig uppgift 参照。

**vårdslöshet mot borgenärer** 債権者に対する債務者の過怠罪 (刑法 11 章 3 条)。債務者が重要な財産を浪費するなどして故意もしくは重過失により支払不能の状態を惹起し、または破産等の場合に重過失によりその資産を黙秘し、架空の債務の存在を述べるなどする行為。

**vädja** 控訴する。

**vägrätt** 道路 (用地接收) 権。道路用地としての必要にかんがみ私人の不動産を償金の支払により利用できる道路の保有者すなわち国または第一次地方自治体の権限。

**väpnat hot mot laglig ordning** 法秩序に対する武力による威嚇の罪（刑法 18 章 3 条）。

**värdeersättning** 価額賠償。

**värdekollation** 価額による生前贈与の返還。相続人が遺産分割における生前贈与の返還を価額により行うこと。reakkollation（生前贈与の返還）\* の一つ。

**värdepapper** 切手類。郵便切手など一定の金銭価値を表示する切手類。刑法 14 章 7 条の märkesförfalskning（切手類偽造罪）\* が用いている用語。

**värdepapper** 有価証券。広義では権利を担う文書。法技術的意義では給付の履行を受けるためにその呈示を必要とする文書。例えば流通的債務証券（約束手形）、手形、小切手、船荷証券はこれに属する。有価証券の概念は争われている。

**värjemålsed** 否認宣誓。かつて存在した制度で、原告または検察官の主張を否認する被告（人）に課することができた宣誓。被告（人）がこれを拒否したときは原告または検察官の主張が証明されたものとみられた。他方、被告（人）が否認宣誓を行ったときは、原告の請求または検察官の訴追は棄却された。

**västgötalagen** 西イヨータ法。中世の地方法。旧法と新法とがある。

**växelaccept** 手形の引受。

**växelbetalare** 手形の支払人。

**växeldiskontering** 手形割引。

**växelduplett** 手形の複本。番号の表示を要する。最初の副本は prima（一番目）、次のものは sekunda（二番目）等。solaväxel 参照。

**växelrätt** 手形上の権利。「手形法（1932：130）」により有効な手形に与えられた特別の法効果、例えば訴訟面におけるもの。もともと、手形がそれ自体として効力を失ったとしても、通常の skuldebrev（債務証券）\* としての効力は存在しうる。

**växelränta** 手形の割引料。手形割引の際に控除される支払期日までの中

間利息。

**växelsumma** 手形金額。

**växtförädlarrätt** 新品種植物育成者権。新品種植物を育成した者に与えられる独占的利用権。新品種植物とは「新品種植物育成者権法（1997：306）」1章3条に定めるものをいう。statens växtsortnämnd（国立植物品種委員会）の登録簿に登録することによって発生する。[「植物の新品種の保護に関する国際条約」が存在し、わが国では「種苗法（平成10年法律83号）」が「育成者権」について規定している。]

## Y の部

**yrkande**（訴えの）申立て。一般に民・刑事の訴え、訴追の申立てのことであるが、その他の公的機関に対する申立てについても用いられる。動詞は yrka。

**Yrkesinspektion** 地域的労働基準監督機関。全国に10存在し、その中央機関は Arbetarskyddstyrelsen（労働者保護庁）であった。現在では両者の職務は Arbetsmiljöverket（労働環境庁）に引き継がれている。同庁の arbetsmiljöinspektionen（労働環境監督部）は全国に10存在する。「労働環境法（1977：1160）」7章が労働環境の監督について定める。

**yrkesskadeförsäkring** 職業災害保険。arbeteskadeförsäkring（労働災害保険）の旧称。「労働災害保険に関する法律（1976：380）」がある。yrkesskada と arbetesskada は同意語。

**ytterandefrihetsbrott** 表現の自由の濫用に関する犯罪（表現の自由に関する基本法5章）。同章に定めるラジオ、映像および音声録音の濫用による犯罪。「出版の自由に関する法律」（基本法）と同様の犯罪類型が存在する。tryckfrihetsbrott 参照。

## Z の部

**Zug um Zug** 引換えに。双務契約における引換給付のこと。「売買法

(1990:931)」10条1項、49条1項がその趣旨を規定する。〔ドイツ語のまま用いられている。ただし、綴りは小文字の場合もある。〕

## Åの部

**åberopsbörda** 主張責任。〔拙著『訴訟における主張・証明の法理』3頁以下参照。〕

**åborätt** 世襲的土地無期限占有権。主として国有地に設定された占有権で、占有権者がその不動産を買い取ることのできる権利と結合している。1926年に成立したこの占有権はもはや設定することができない。  
**besittningsrätt, stadgad åborätt** 参照。

**Åkarpslagen** オーカルプ法。ストライキ（就労停止）への参加の強制または職場復帰の妨害などの未遂行為を処罰する法規定の通称。この規定は1899年にÅkarp（オーカルプ）選出の国会議員 P. Pehrsson（ペールソン）の発議によって成立したもので、この通称は地名に由来する。長らく政治的論議の対象であったが、1938年に廃止された。

**åklagarbrott** 検察官訴追犯罪、非親告罪。告訴がなくても検察官が公訴を提起することができる犯罪。**angivelsebrott** 参照。

**åklagare** 検察官。**allmän åklagare** もみよ。

**åklagarkammare** 地方検察庁。**åklagarregion**（高等検察庁管轄区域）\*内の検察の統一体。**chefsåklagare**（検事正）がその長である。〔かつての **lokala åklagarmyndighet**（地区検察庁）に相当する。拙訳「スウェーデン刑事訴訟法」22頁、7章1条の\*\*参照。なお、検察に関する訳語は、理解の便宜上わが国の制度にほぼ対応させてあるが、スウェーデンでは裁判所と検察庁との間にわが国などのような直接的対応関係がないことに注意。〕

**åklagarmyndighet** 高等検察庁。**åklagarregion**（高等検察庁管轄区域）\*における検察の職務を有する機関。**överåklagare**（上級検事、検事長）がその長である。〔かつての **regionala åklagarmyndighet** に相当する。拙訳「スウェーデン刑事訴訟法」22頁、7章1条の\*参照。〕

**åklagarregion** 高等検察庁管轄区域。その区域内に一定数の åklagarkammare (地方検察庁)\* が存在する。全国は六つの高等検察庁管轄区域に分かれている。

**ångerveck** (ångerfrist) クーリング・オフ期間。14日である。

**ångerrätt** クーリング・オフの権利。

**år och dag** 暦による期間 (の計算)。初日は算入しない。「法定の期間の計算に関する法律 (1930:173)」がある。

**årsstämming** 1年催告。現在の kallelse å okända borgenärer (未知の債権者に対する催告、公示催告)\* の旧称。現在は6月である催告期間が1年であったことに由来する。

**åtal** 訴追。allmänt åtal (公的訴追、公訴)\* と enskilt åtal (私的訴追)\* とがある。

**åtalad** 被告人。tilltalad\* に同じ。

**åtalspreskription** 訴追の時効。påföljdspreskription 参照。

**åtalsunderlåtelse** 訴追猶予 (権)。若干の場合には訴追を猶予することができる検察官の権限。訴訟手続法 20 章 7 条がその基本的規定である。原則としては法定訴追主義 (同章 6 条) であるから、わが国の起訴猶予と異なり、多くの制約に服する。他方、起訴後も判決があるまでは、被告人が反対しない限り訴追猶予を行うことができる (同章 7 条 a)。〔日本刑訴法 257 条参照。〕

**återbrytande av dom** 判決の再試。現在の再審に相当する特別上訴の古称。

**återfall i brott** 再犯 (刑法 26 章 3 条の場合)。同条により処罰される再犯について用いられる。recidiv 参照。

**återförsäkring** 再保険。

**återförvisning** ① (原審への) 差戻し、②反致。①については hänvisning 参照。②については renvoi もみよ。

**återgång** ①婚姻の取消し、②契約の解消。①従前存在した、当初から無効と考えられる婚姻 (例えば直系血族間の婚姻) の解消の方法。現在

ではこのような場合も離婚制度の規整による。② *ogiltighet* (無効)\*、*hävning av avtal* (契約の解除)\* または破産における *återvinning* (否認権 (の行使))\* の総称。①について *äktenskapsskillnad* 参照。

**återgångstalan** (*regress*) 遡求の訴え。手形所持人が遡求義務者に対して支払を求める訴え。

**återkallelse av talan** 訴えの取下げ。 *eftergivande* 参照。〔拙訳「訳注スウェーデン訴訟手続法 (1)」95 頁、13 章 5 条の\*、\*\* 参照。〕

**återpantsättning** 転質。商法 10 章 6 条は原質権の範囲を超える転質を禁じているが、スウェーデン法は動産質権の善意取得を認める。なお、転抵当は禁止されている。

**återställande av försutten tid** 期間回復。非常上訴の一つ。訴訟手続法 58 章 11 条以下が定める。

**återtagandeförbehåll** 取戻権留保。買主の代金支払が遅滞するときは売買の目的物を取り戻す権利に関する留保。この留保は *äganderättsförbehåll* (所有権留保)\* と同一の法律効果を有する。

**återupptagande av mål** 訴訟の再開。控訴人の不出頭にに基づき終了を宣言された控訴を再び取り上げること (訴訟手続法 50 章 22 条)。なお、訴訟の再開は事件が上級審から原審に差し戻された場合にも生ずる。〔*vad* (控訴)\* という用語は現在では存在しないことに注意。〕

**återvinning** ①故障の申立て、②否認権 (の行使)、③スウェーデン国籍の再取得。①欠席判決、支払命令等に対する再審理の申立て。②は破産手続に関する。③は喪失した国籍を再取得すること (「スウェーデン国籍に関する法律 (2001 : 82)」19 条)。

**återväxel** 戻手形。 *återgångstalan* 参照。

**åtföljd** 随伴権。不動産所有権に含まれるが、より周辺的な権利で本来の所有権の区域外で行使される権利をいう (例えば地役権)。

**åtkomsthandling** 所有権取得原因証書。 *fångeshandling* もみよ。

**åverkan** 器物損壊軽罪 (刑法 12 章 2 条)。例えば樹木の小枝を切除すること。 *skadegörelse* 参照。

## Ä の部

**äganderätt** 所有権。

**äganderättsförbehåll** (ägandeförbehåll, ägarförbehåll, ägareförbehåll)

所有権留保。法文では återtaganderätt (回復権) という (「事業者間等における割賦払売買に関する法律 (1978:599)」7条等)。「消費者信用法 (1992:830)」はこれを大幅に制限する (25条以下)。

**äganderättsutredning** 所有権調査。とくに所有権の存否・範囲が不明確であり、公私の見地からその不明確性の除去が適切である場合に、不動産形成機関によってなされる措置。「土地所有権調査…に関する法律 (1971:1037)」がある。

**ägaresevitut** 所有者地役権。要役地と承役地とが同一の所有者に属する地役権。スウェーデン法ではこれを認めている。

**ägarhypotek** 所有者抵当 (権)。

**ägodelningsrätt** 不動産分割裁判所。かつて特別の構成で不動産形成訴訟を取り扱った下級裁判所の名称。現在の fastighetsdomstol (不動産裁判所)\* に相当する。

**ägofred** 所有地保護規整。不動産間の柵の設置義務、牛馬その他の家畜の不法侵入に対する不動産の保護、放牧の禁止等に関する規整のこと。「所有地保護規整に関する法律 (1933:269)」がある。

**ägostyckning** 土地分割の古い形態の一つ。

**ägoutbyte** 所有不動産の交換。かつて存在した隣接する所有不動産の小規模の交換。現在では fastigehetsreglering (不動産規制措置)\* によって代替されている。

**äkta börd** 嫡出 (子)。現在では用いない用語。

**äkta underlåtenhetsbrott** 真正不作為犯。

**äktenskapsbalk** 「婚姻法」その前身は giftermålsbalk。

**äktenskapsbetyg** 婚姻適格証明書。かつての法律によれば lysning (婚姻予告)\* にあたって、女性と異なる教区に登録されている男性に提出が

要求された証明書。この書面には教会登録簿上彼が婚姻の適格者であることが記載された。

**äktenskapscertifikat** 婚姻資格証明書。スウェーデン国民が外国の公的機関の前で婚姻をしようとする場合に、スウェーデン法によれば婚姻に対する障害が存しない旨のスウェーデンの公的機関が発行する証明書。

**äktenskapsförord** 夫婦財産契約。それが有効であるためには地方裁判所への提出が要求される（婚姻法 7 章 3 条）。

**äktenskapshinder** 婚姻障害。様々なものに分類される。例えば absoluta äktenskapshinder, relativa äktenskapshinder 参照。

**äktenskapsjäv** 婚姻障害の主張。

**äktenskapsmål** 婚姻関係訴訟。婚姻法 14 章が定める。

**äktenskapsregister** 婚姻登録簿。Statistiska centralbyrån（中央統計局）が作成するもので、夫婦財産契約、財産分割および離婚判決等が記載される。「婚姻法」16 章、「婚姻登録簿に関する政令（1987：1022）」が定める。

**äktenskapsskillnad** 離婚。裁判所の判決による婚姻の解消。若干の場合には最低 6 月の betänketid（熟慮期間）が要求される。かつては通常 hemskillnad（離婚前別居）\*が離婚に先行した。日常用語では skilsmässa\*。現在では重婚の解消も離婚によるが、前婚の配偶者のみならず一般検察官も離婚の訴えを提起できる（婚姻法 5 章 5 条）。

**ämbetsbrott** 官吏（公務員）職務犯罪。現在の tjänstefel（公務執行における職務違反罪—刑法 20 章 1 条）\*、mutbrott（収賄罪—同章 2 条）\*、brott mot tystnadsplikt（守秘義務違反の罪—同章 3 条）\* に相当する犯罪の総称。

**ämbetsstraff** 官吏（公務員）罰。官吏（公務員）職務犯罪を犯した者に対して 1976 年前まで科せられた刑罰で、停職、免職が判決で命じられた。〔この制度はスウェーデンの官吏（公務員）—とくに上級者—が裁判官に近い独立性、身分保障を有してきたという比較法にみてユニークな現象と関連しており、実は国会オンブズマン制度の確立もこのこと

とと密接に関連している。]

**ändamålsbestämmelse** 目的条項。ある財産は特定の目的にのみ用いられるべきことを定める遺言書の条項。

**ändringsdispens** 判決の変更を理由とする上訴許可。高等裁判所に対する上訴の審理許可は地方裁判所の判決主文の変更の理由が存在する場合でも認められることをいう (訴訟手続法 49 章 14 条)。最高裁判所に対する上訴の審理許可はこのような理由によっては与えられない (同法 54 章 10 条)。prövningstillstånd 参照。[現在では vad (控訴)\*、revision (上告)\* という用語は存在しないことに注意。]

**ärekränkning** 名誉毀損罪。刑法 5 章のタイトル。同章は大別して二つの名誉毀損罪について規定する。förtal, förolämpning 参照。

**ärvdabalk** 「相続法」現在の「相続法」は 1959 年に施行された。

**ätt** 家団 (親族集団)。前キリスト教時代における定住農耕民の基本的社会単位。より進化した法秩序の濫觴とみられている。個人は家団 (親族集団) の構成員としてのみ意味があり、法的紛争の当事者は家団 (親族集団) であり、これに属しない者は法の保護を奪われていた。

vedergällning 参照。

## Ö部

**ömsesidigt avtal** (ömsesidigt förpliktande avtal) 双務契約。

**ömsesidigt försäkringsbolag** 相互保険会社。保険契約者が社員である保険会社。

**öppen association** 公開団体。構成員の数が予め特定されていない団体。反対は sluten association (閉鎖団体)\*。

**öppet köp** (買主のための) 自由売買。買主が一定の期間内は契約を廃棄する権利 (一種のクーリング・オフ) を有する売買。「売買法 (1990 : 931)」16 条はその場合の危険負担について定める。

**överborggen** 副保証。保証債務の保証。underborggen 参照。

**överdomstol** 上級裁判所。(行政) 地方裁判所にとって (行政) 高等裁判

所と（行政）最高裁判所は上級裁判所である。överrätt\* に同じ。

**överexekutor** 上級執行機関。執行事件に関する従前の第二審（ときに第一審）。通例 länsstyrelse（県中央行政庁）\* がそれであった。現在では高等裁判所が執行事件の第二審である。〔県中央行政庁には法曹資格を有する相当数の職員が存在する。現在の länsrätt（行政地方裁判所）\* の前身はかつて länsstyrelse の一部を成していた。このような面からも同庁をわが国の「県」と同様に理解してはならない。〕

**överflyttning av mål** 訴訟の移送。刑事訴訟において管轄権を有する裁判所が他の裁判所に訴訟を移送すること（訴訟手続法 19 章 7 条 2 項）。法文は överlämnande\* という語を用いている。överflyttning は学説の用語。

**överförmyndare** 後見監督人。後見人等の職務を監督するために kommun（第一次地方自治体）\* ごとに任命されている者。kommunfullmäktige（第一次地方自治体参事会）\* によって選任される。自治体はその代わりに överförmyndarnämnd（後見監督委員会）の設置を定めることもできる。その構成員は参事会が選任する。親子法 19 章が定める。〔わが国の後見監督人制度とは著しく異なる点に注意。〕

**överförsäkring** 超過保険。保険金額が保険価額を超過する保険。超過部分については保険金が支払われないから、このような保険は原則として無意味である。underförsäkring 参照。〔日本商法 631 条参照。〕

**övergrepp i rättssak** 法的事項に干渉する罪（刑法 17 章 10 条）。訴訟の提起、告訴、証言などを理由に、またはそれらを抑止しようとして暴力的言動を行う犯罪。

**överhypotek** 剰余抵当権。一種の所有者抵当（権）で、抵当権設定不動産の価額の被担保債権額を超える部分をいう（土地法 6 章 9 条末文）。

**överklagande** 不服申立て、上訴。裁判所または行政機関の判決、決定に対する上級審への不服申立ての一般的名称。現在では vad（控訴）\*、revision（上告）\*、besvär（抗告）\* という伝統的な用語は法律上廃止されている。

**överloppsbyggnad** 余剰建物。arrende (不動産賃貸借)\* 終了の際に賃借人が収去しなければならないその所有建物。

**överlåtelse** (財産権の) 譲渡。upplåtelse 参照。

**överlåtelseförklaring** 譲渡の意思表示。不動産または bostadsrätt (住居権)\* の売主から買主に対する譲渡の意思表示。köpehandling (売買契約書) はこの意思表示を包含しなければならない。これを欠けば売買は無効になる。土地法 4 章 1 条が定める。

**överläggning** (裁判の) 評議。

**överlämnande** 移送。管轄違いの場合における移送 (訴訟手続法 10 章 20 条 a)。överflyttning av mål 参照。

**överlämnande till särskild vård** 特別保護への委託 (送致)。一種の刑事制裁で多様な形態がある。刑法 31 章が定める。21 歳未満の者に対して行われるものは、dagböter (日数罰金)\* または ungdomstjänst (青少年の (無料) 社会奉仕)\* を併科することができる (同章 1 条)。

**överprövning** 再審査。上級審が下級審の判断を審査すること。

**överrätt** 上級裁判所。訴訟手続法 2 章 1 条は「高等裁判所は通常下級裁判所から上訴される事件についての överrätt (上級裁判所) である。」と規定する。överdomstl\* に同じ。[わが国の裁判所法 2 条等との表現の差異に注意。]

**överrättsnotarie** 上級裁判所司法実務修習生。fiskalaspirant (高等裁判所判事補候補生) の別称。[拙著『スウェーデンの司法』134 頁以下参照。]

**övertagandegrundsatsen** (刑法の) 危険引受原則。過失判断にあたって、例えば危険な業務に従事する者には通常人を越えた注意義務が課せられることを意味する。なお、övertagandepincipen (引受主義)\* と同じ意味でも用いられる。

**övertagandepincipen** 引受主義。不動産の執行競売にあたって原則として全ての抵当権価額登記のある抵当権は存続し、競売価額から控除されるものとする主義。

**överträdelse av myndighets bud** 公的機関の命令に対する侵犯罪（刑法 17 章 13 条）。差押えの表示を損壊する行為などがこれに属する。

förrättningsman（執行人）\*の立入りを拒む行為は hindrande av förrättning（差押執行の妨害罪）になる。

**övervakning** 保護観察。[「監督」という訳語もある。skyddstillsyn（保護監督）\*は常に保護観察を伴うので両者を混同しないよう注意。]

**övervakningsnämnd** 監督委員会。villkorlig frigivning（仮釈放）\*および skyddstillsyn（保護監督）\*の対象者に関する監督の権限を有する委員会。裁判官経験者の委員長、副委員長とその他 3 名の委員で構成される。[わが国の更生保護委員会にほぼ相当するといえよう。]

**överviktprincipen**（証明論における）超過原則。beviskrav 参照。[詳しくは拙著『訴訟における主張・証明の法理』172 頁以下参照。]

## 本稿 (3) のための後記

本稿 (3) の素案は洋上で書かれた。前稿 (2) を脱稿して間もなく、私はピースボートの世界一周 (北回り) の船旅に参加した。合計 100 日間の旅行中も平均して毎日少なくとも 4 時間はこの訳語集関係の仕事に従事した。周囲の風景、興味をひく船内行事や寄港日の観光旅行以外に精神の集中を妨げるものがないので、すこぶる快適に仕事を進めることができた。スタッフ・ボランティアの優秀で誠実な若者たち、同世代以上の元気あふれる活動的な人びとなどから、勇気と希望を与えられたことも大きな励みになった。もちろん船内に持ち込んだ文献資料は極めて限られたものだったから、帰国後に再三にわたる調査・書直しを要したわけであるが、船旅中に作成した素案がなければ本稿の完成が大幅に遅れたであろうことは間違いない。このような私的事情を記するのもあながち無益ではあるまいと考え、ここに述べさせていただく次第である。

この訳語集の執筆を開始してから一年有半近くが経過した。私にとってこの期間は短いような、長いような不思議な期間であった。ともかく不十分極まるものではあるけれど、スウェーデン法律用語辞典のための基礎作りをひとまず終えたことになる。だが、諺に「百里を行く者は九十里を半ばとす」という。気を緩めることなく最終目標に向かって蝸牛の歩みを進めなければならない。(2006 年 1 月下旬)

## 附録

## 著名法学者（生年順）＊

**Olaus Petori** (1493-1552) (オラウス・ペトリ)

ルターの役割をスウェーデンにおいて果たした宗教改革の指導者であり、卓越した神学者、歴史家そして法律家。Sveriges rikets lag（スウェーデン王国法典）の冒頭部に掲げられている「裁判官規則」の手稿の著作者とされる。法学者とはいえないが、その重要性にかんがみここに揚げる次第である（スウェーデンの法律学は次の Stiernhöök に始まる）。〔坂田仁「スウェーデン『裁判官規則（翻訳及び解題）』法学研究 71 卷 10 号（1998）97-98 頁に略伝が掲載されている。〕

**Stiernhöök, Johan** (1596-1675) (シエルンホーク, ヨハン)

「スウェーデン法律学の父」、「スウェーデン最初の法制史家」とよばれる。非凡な法律学者（1640 年に新設された Åbo（オーボ、フィンランド名 Turku）大学の初代教授）であるとともに傑出した法律実務家。この教授職の後スウェーデン最初の上告調査官として長らく執務し、晩年は全く視力を失ったにもかかわらず、事件の調査への関与を続けたという驚異的な存在。主著はラテン語で書かれた *De jure Sveonum et Gothorum vetusto*（スヴェア人およびイヨータ人の法）。〔拙稿「最高裁判所調査官制度の比較法的検討—スウェーデンにおける上告調査官（revisionssekreterare）の紹介を中心として—」民商法雑誌 84 卷 1 号（1981）5 頁以下参照。〕

**Nehrman-Ehrenstråle, David** (1695-1769) (ネーマン-エーレンストロール, ダーヴィド) 18 世紀におけるルンド大学法学部の高名な教授。**Schlyter, C.J.** (1795-1888) (シュリーテル, C.J.)

ルンド大学法学部の教授で、スウェーデン古法の研究を通じて法制史の水準を高めた。

**Eschelsson, Elsa** (1861-1911) (エシェルソン, エルサ)

スウェーデンにおける女性の法学博士の第 1 号（女性博士としては第

2号)。1897年に若干26歳で私法に関する学位論文により博士号を取得し、直ちに母校ウプサラ大学法学部の docent (助教授) に任命された。しかし、その優れた資質、学殖にもかかわらず女性であるために正教授職には就くことができず、私法ないし訴訟法の教授の代理で満足せざるを得なかった。1909年における基本法改正の結果女性の正教授職への道が開かれたのであるが、1911年に私法は例外とする決定がなされ、その数日後に彼女は睡眠薬で自殺した。この自殺は彼女に関する神話を生み、「女性研究者としての殉教者」という表現まである。しかし、彼女はその手稿をすべて焼却してしまったので、死因は憶測の域を出ない(現在では肝臓の疾患がありそれを癌と誤信したことが主因の一つといわれている。)

**Högerström, Axel (1868-1936)** (ヘーゲルストレーム, アクセル)

ウプサラ大学の哲学教授であったが、法哲学におけるウプサラ学派の創始者としてスウェーデン法学に与えた影響は甚大なものがある。彼の研究領域は広大で、法学的分野の代表作としては大著 *Der römische Obligationsbegriff in Lichte der allgemeinen römischen Rechtsanschauung I, II* (ローマ法の義務観念) がある。[佐藤節子『権利義務・法の拘束力』(1997、成文堂) とくに 60-61 頁参照。]

**Almén, Tore (1871-1919)** (アルメン, トーレ)

ウプサラ大学法学部の私法教授から最高裁判所判事となる。1955年の契約法および売買法の立法に大きく貢献し、その有名な売買法の注釈書は法律学および法実務に重要な影響を与えた。

**Lundstedt, A.V. (1882-1955)** (ルンドステッド, A.V.)

ウプサラ大学法学部の私法教授。Högerström および Olivecrona と共に法哲学におけるウプサラ学派の主唱者。その講義は学生に衝撃的な感銘を与えるものであったという。国会議員としても活躍した。[かれの講義がそうであったことについては教え子の一人の Bolding, Per Olof (ポールディング) から筆者自身聞かされている。なお、Bolding の著書の邦訳として、拙訳『民事・刑事訴訟実務と弁護士』(1985、ぎょう

せい) がある。]

**Undén, Östen** (1886-1974) (ウンデン, オステン)

ウプサラ大学法学部の私法教授で、後に司法大臣、外務大臣等を歴任した。

**Karlgren, Hjalmar** (1897-1978) (カールグレン, ヤルマール)

ルンド大学法学部の私法教授で、後に最高裁判所判事となる。

**Kallenberg, Ernst** (1866-1947) (カレンベリ, エルンスト)

ルンド大学法学部の訴訟法教授。スウェーデンにおける近代民事訴訟法学の建設者というべき存在。彼の大著 *Svensk civilprocessrätt I, II* (『スウェーデン民事訴訟法』) は現在もなおしばしば引用される。

**Olivecrona, Karl** (1897-1980) (オリヴェクルーナ, カール)

ルンド大学の訴訟法教授であったが、法哲学における Högerström の後継者的存在。訴訟法、法哲学の双方にわたる多くの業績がある。

[かれの著書の邦訳として、碧海純一・大田知行・佐藤節子訳『事実としての法』(1969、勁草書房)、阿部濱男訳『法秩序の構造 経験法学としての』(1973、成文堂)がある。なお、佐藤・前掲書 49 頁以下参照。]

**Ekelöf, Per Olof** (1906-1990) (エーケレーヴ, ペール・オーロフ)

ウプサラ大学法学部の訴訟法教授。20 世紀後半のスウェーデン訴訟法学の第一人者。その主著 *Rättegång* (『訴訟手続 (法)』) 全 5 巻は門下生たちによって改訂されて版を重ね、現在でも大学における訴訟法の代表的教科書として用いられている。スウェーデン訴訟法研究の必読文献である。

**Hellner, Jan** (1917-2002) (ヘルナー, ヤン)

ストックホルム大学法学部の私法教授。財産法および法理論の研究で知られるが、消費者保護立法にも大きく寄与した。

\*この人名の選択は主として Agell & Malmström, *Civilrätt* (19 uppl. 2005) s.45-46 に拠った。その結果としてありうるであろう偏向につい

ては後日の補正に委ねることにしたい。

### 「スウェーデン法訳語集 (2)」(38 卷 1 号) における誤記・誤植の訂正 について

「スウェーデン法訳語集 (1)」(37 卷 2・3 合併号) よりも大分減少したはずであるが、本号掲載分についてもすでに若干の誤記・誤植が発見されている。お詫びして訂正する次第である。

#### 誤記・誤植の訂正

|      | 誤                     | 正               |
|------|-----------------------|-----------------|
| 25 頁 |                       |                 |
|      | kallese på .....      | kallese å ..... |
| 27 頁 |                       |                 |
|      | kolektivdelikt        | kollektivdelikt |
| 28 頁 |                       |                 |
|      | kommissivdelikt       | kommissivdelikt |
| 40 頁 | lagfart の項目の 1 行目     |                 |
|      | 「18 世紀」               | 「19 世紀」         |
| 54 頁 | mord の項目の 5 行目        |                 |
|      | 「誤訳」                  | 「訳語」            |
| 57 頁 | naturalia negotti の項目 |                 |
|      | negotti (3 箇所)        | negotii         |
| 61 頁 | 下から 5 行目              |                 |
|      | 「いだいて」                | 「いただいて」         |

なお、本稿全体についての徹底的な誤記・誤植の訂正はスウェーデン法律用語辞典をまとめる際に行うことでお許しいただくほかない。本稿はその目標に向かったの習作にすぎないのである。